

第61回建築士会全国大会さいたま大会
セッション資料集



平成30年10月26日

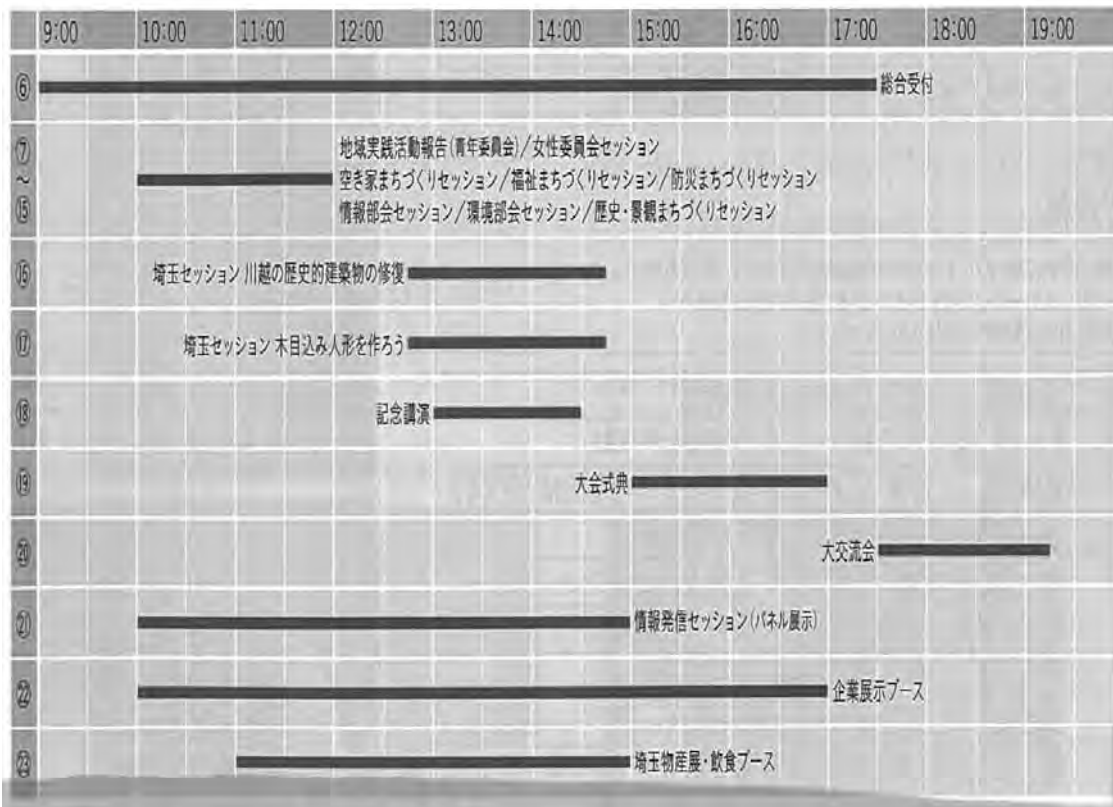
公益社団法人 日本建築士会連合会

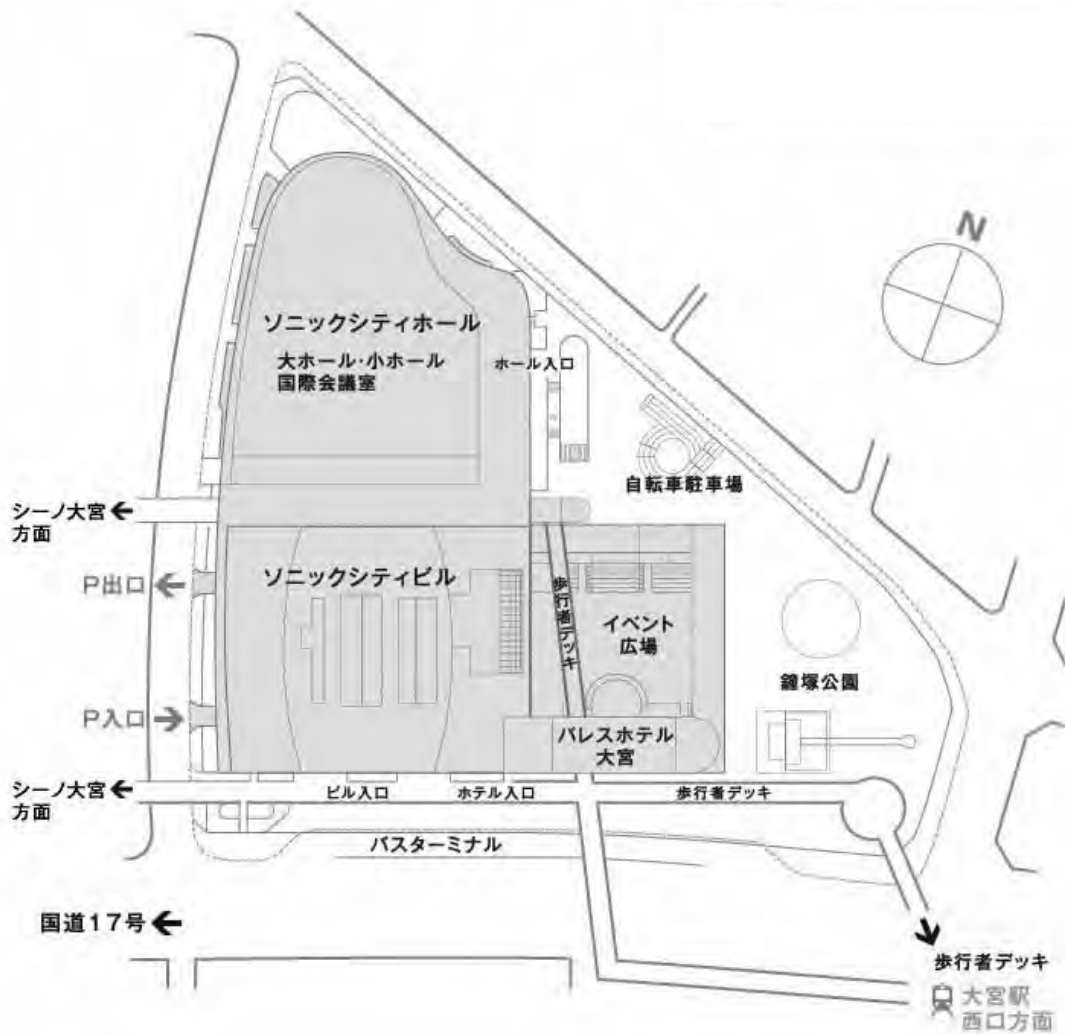
< 目 次 >

1. さいたま大会セッションプログラム	2
2. 会場案内図	3
3. セッション資料	
・ヘリテージマネージャー・歴史まちづくりセッション	7
・地域実践活動発表会（青年委員会）	27
・女性委員会セッション	39
・空き家まちづくりセッション	53
・福祉まちづくりセッション	69
・防災まちづくりセッション	83
・情報部会セッション	95
・環境部会セッション	107
・歴史・景観まちづくりセッション	111
・埼玉セッション① 川越の歴史的建築物の修復 — 施主と設計者は語る —	131
・埼玉セッション② 木目込み人形を作ろう	137

会場 大宮ソニックシティ/パレスホテル大宮 ※各棟への移動は、ホール棟は1Fから、ビル棟・ホテルは1Fまたは2Fの連絡路からとなります。

プログラム	時間	場所	
⑥ 総合受付	9:00~17:30	大宮ソニックシティ・ホール棟1F	エントランスホール
⑦ ヘリテージマネージャー・歴史まちづくりセッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ホール棟4F	国際会議室
⑧ 地域実践活動発表会(青年委員会)	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟4F市民ホール	第1~3集会室
⑨ 女性委員会セッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟4F市民ホール	第4集会室
⑩ 空き家まちづくりセッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟6F	602会議室
⑪ 福祉まちづくりセッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟6F	601会議室
⑫ 防災まちづくりセッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟6F	603会議室
⑬ 情報部会セッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟6F	604会議室
⑭ 環境部会セッション	10:00~12:00	大宮ソニックシティ・ビル棟9F	906会議室
⑮ 歴史・景観まちづくりセッション	10:00~12:00	パレスホテル大宮・ホテル棟3F	チェリールーム
⑯ 埼玉セッション 川越の歴史的建築物の修復―施主と設計者は語る―	12:45~14:45	大宮ソニックシティ・ホール棟4F	国際会議室
⑰ 埼玉セッション 木目込み人形を作ろう	12:45~14:45	大宮ソニックシティ・ビル棟4F市民ホール	第4集会室
⑱ 記念講演	13:00~14:30	大宮ソニックシティ・ホール棟2F	小ホール
⑲ 大会式典	15:00~17:00	大宮ソニックシティ・ホール棟1F~4F	大ホール
⑳ 大交流会	17:30~19:20	パレスホテル大宮・ホテル棟4F	ローズルーム
㉑ 情報発信セッション(パネル展示)	10:00~15:00	大宮ソニックシティ・ホール棟4F	国際会議室ロビー
㉒ 企業出展ブース	10:00~17:00	大宮ソニックシティ・ホール棟1F	ホワイエ
㉓ 埼玉物産展・飲食ブース	11:00~15:00	大宮ソニックシティ・ビル棟B1F	第2~4展示場





B1F

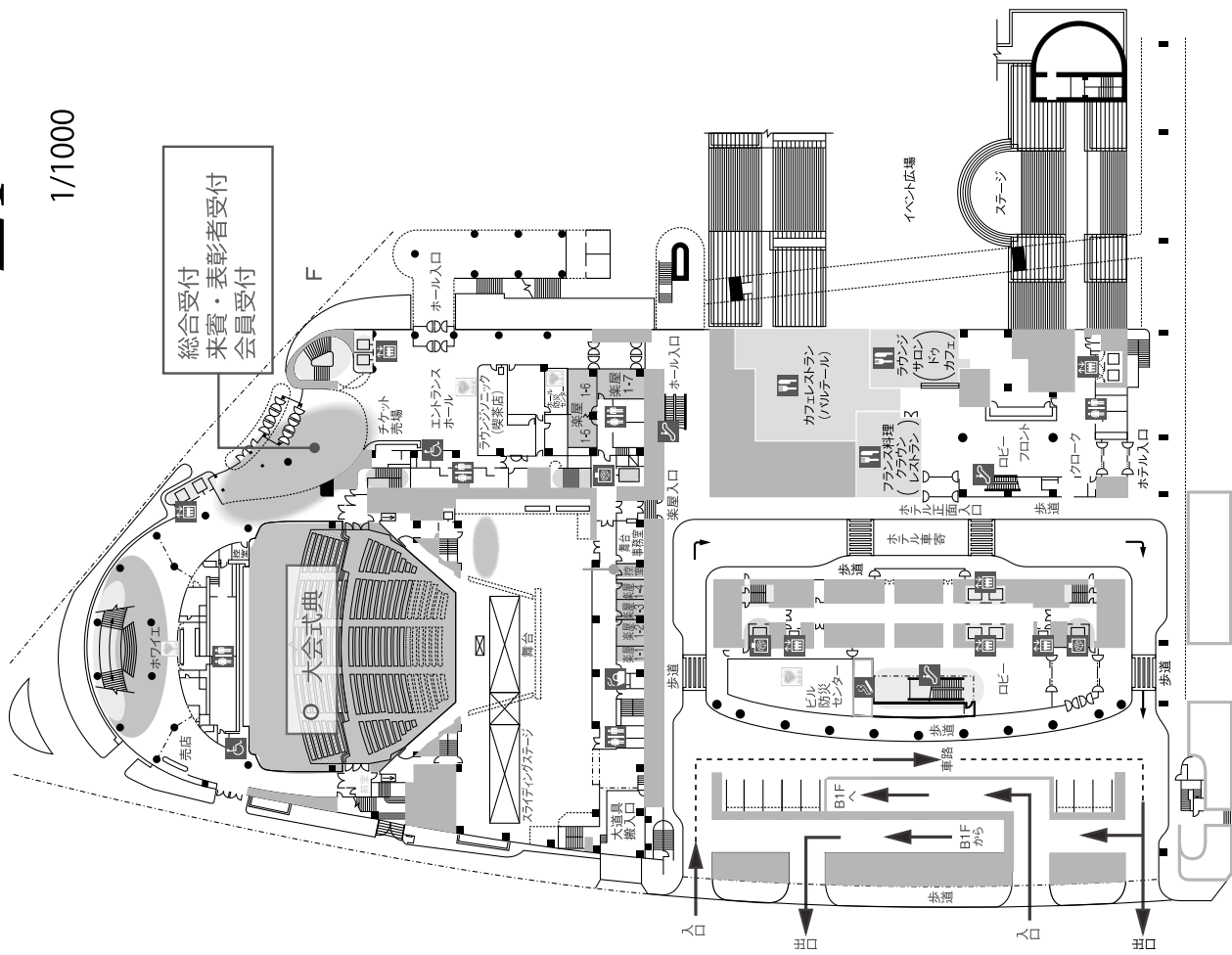
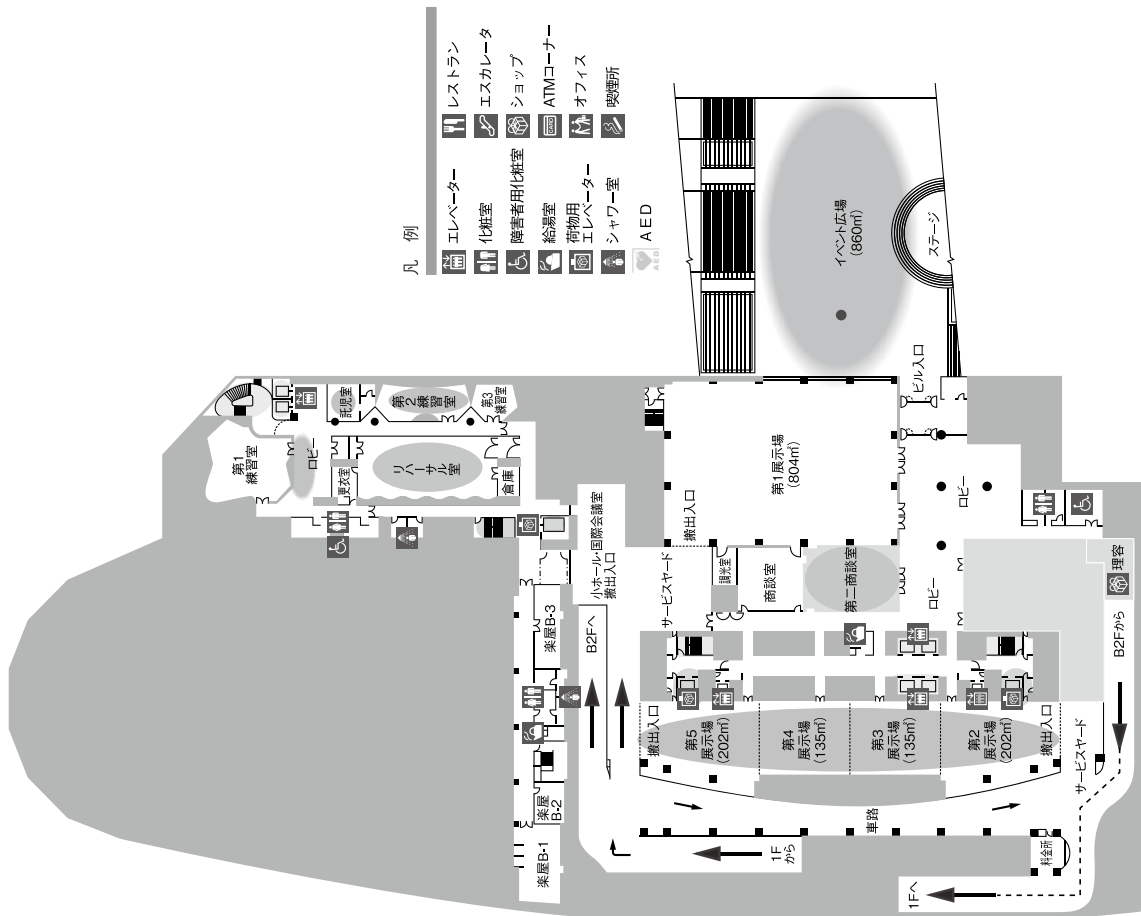
1/1000

ソニックシティホール+ビル

1F

1/1000

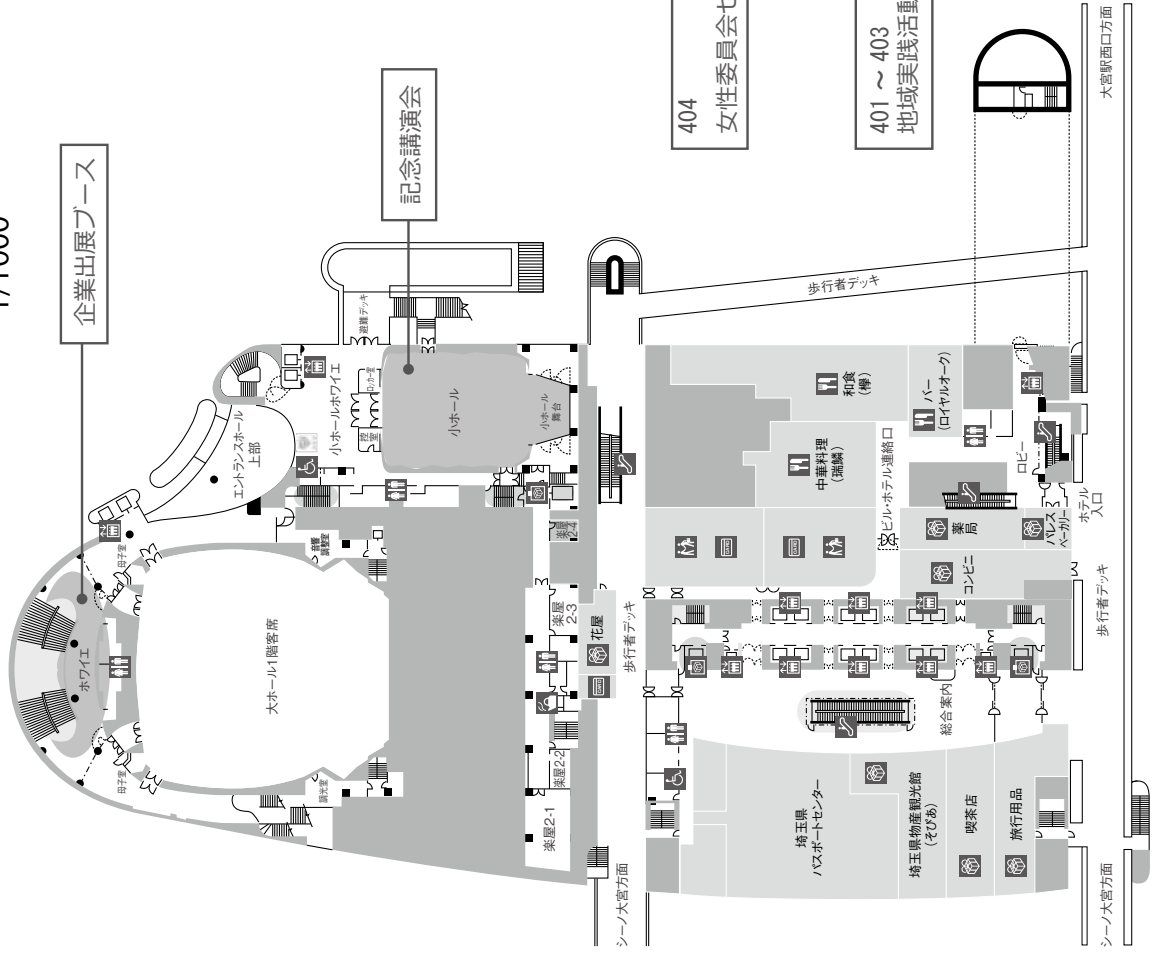
- : 一般参加者利用スペース
- : 後方諸室・運営関連室
- : 一般参加者用階段・ELV
- : スタッフ用階段・ELV



2F

1/1000

ソニックシティホール+ビル



企業出展ブース

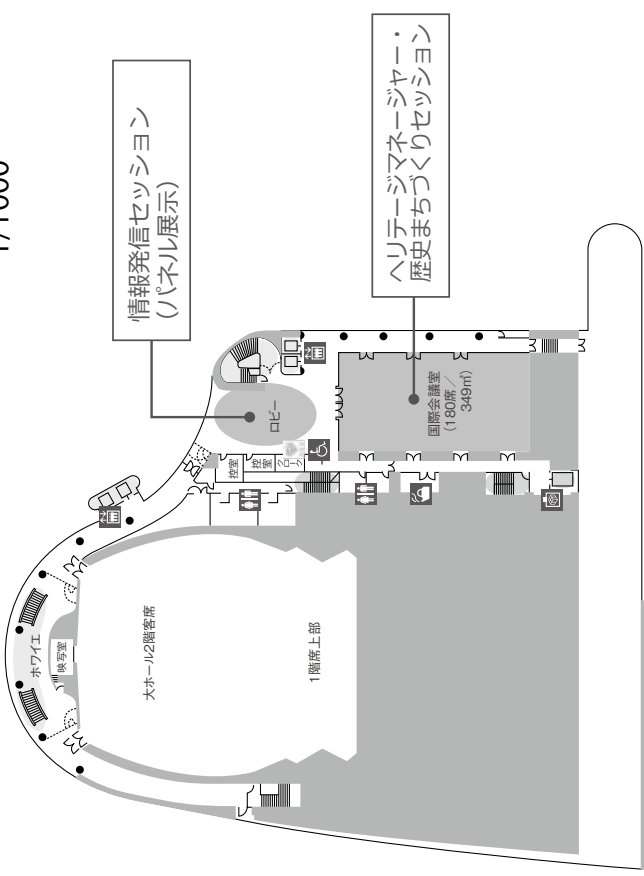
記念講演会

404
女性委員会セッション

401 ~ 403
地域実践活動報告会

4F

1/1000



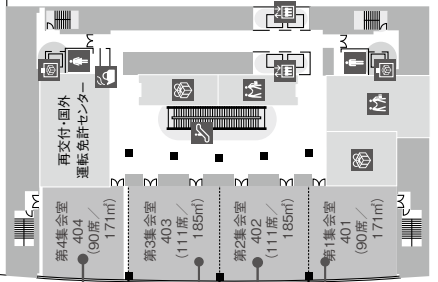
情報発信セッション
(パネル展示)

ハリテージマナージャー・
歴史まちづくりセッション

- : 一般参加者利用スペース
- : 後方諸室・運営関連室
- : 一般参加者用階段・ELV
- : スタッフ用階段・ELV

凡 例

- エレベーター
- 化粧室
- 障害者用化粧室
- 給湯室
- 荷物用エレベーター
- シャワー室
- レストロン
- エスカレーター
- ショップ
- ATMコーナー
- オフィス
- 喫煙所
- AED



●各部屋番号の下は(学校形式定員/面積)です。

ソニックシティビル5～9F

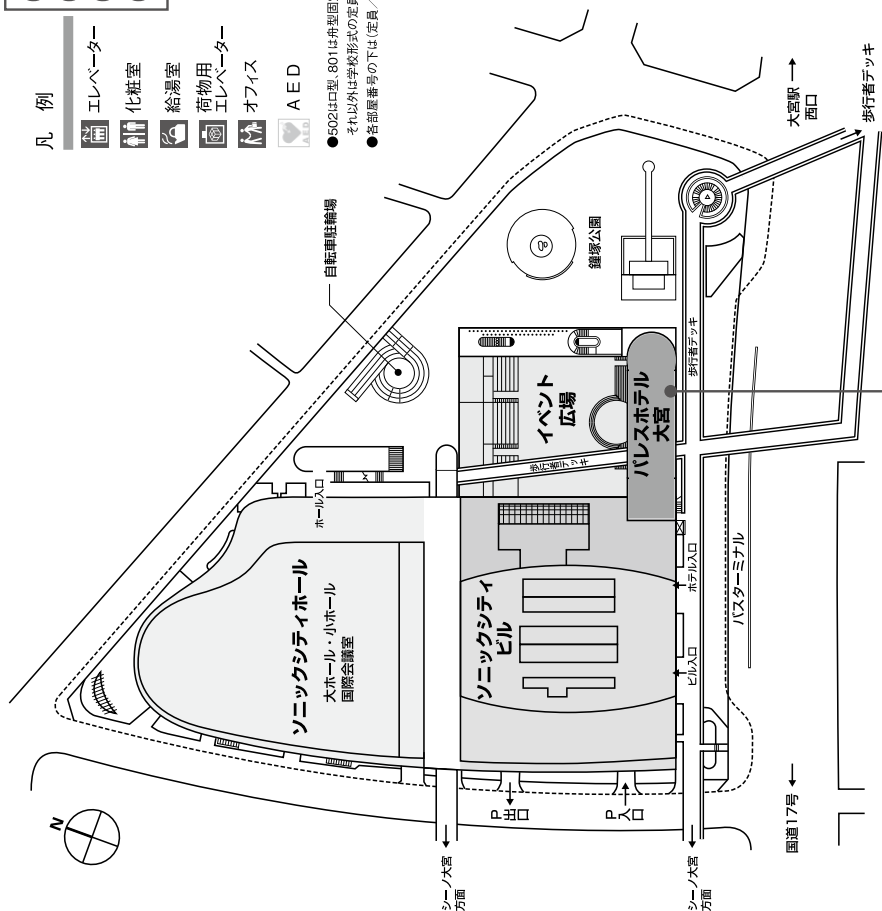
■ 会議室 / 全29室

- 601 福祉まちづくりセッション
- 602 空き家まちづくりセッション
- 603 防災まちづくりセッション
- 604 情報部会セッション

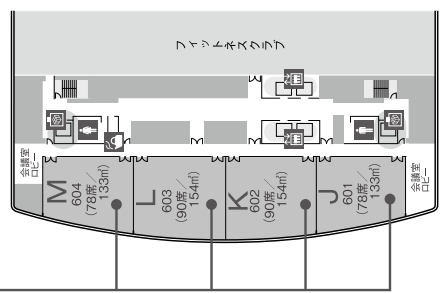
凡例

- エレベーター
- 化粧室
- 給湯室
- 荷物用エレベーター
- オフィス
- AED

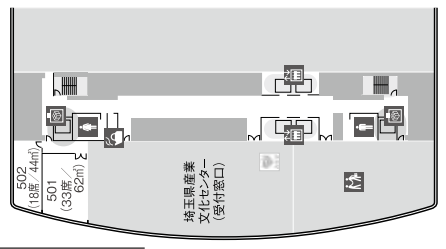
●502は中型、801は中型固定の定員です。
それ以外は学校形式の定員です。
●各部屋番号の下は(定員/面積)です。



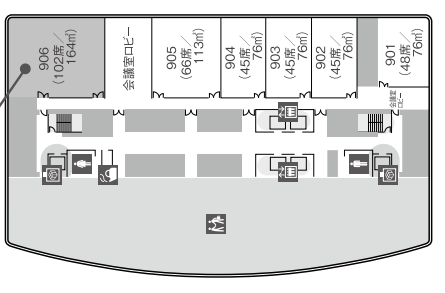
6F 1/1000
会議室平面図



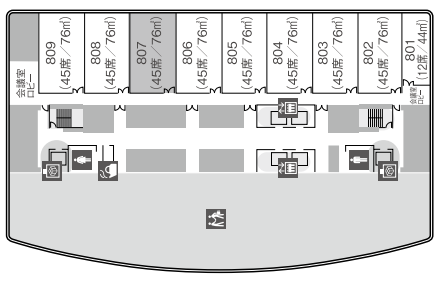
5F 1/1000
会議室平面図



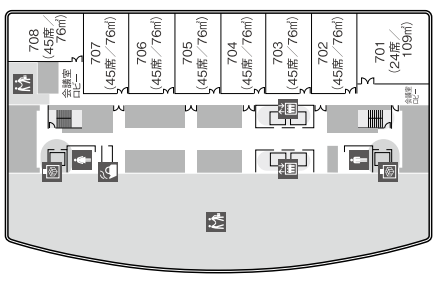
906 環境部会セッション
9F 1/1000
会議室平面図



8F 1/1000
会議室平面図



7F 1/1000
会議室平面図



**ヘリテージマネージャー・
歴史まちづくりセッション**

ヘリテージマネージャー・歴史まちづくりセッションプログラム

第6回 全国ヘリテージマネージャー大会

テーマ 「歴史的建造物を取り巻く法制度改正と HM の役割」

趣 旨

歴史的建造物を取り巻く状況が大きく動いています。それは歴史的建造物を地域のまちづくりに活かし、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいこうとするものです。法制度の大きな改正が見込まれています。

文化財保護法においては、市町村が文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国から認定される仕組みができます。また市町村は地域において、文化財所有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できるようになることも大きな動きです。これらの仕組みを運用し、各地域のヘリテージマネージャーHM 団体や協議会組織が活躍できる場が法的に整えられたといえます。

建築基準法においては、現行の建築基準への適合が難しい歴史的建造物の活用に向けた3条適用除外の条例整備のガイドラインが、国から示されました。魅力あるまちづくり、個性あるまちづくりのために、歴史的建造物を活かしていこうとするもので、ここでも HM の活躍が見込まれるところです。

このように歴史的建造物の保存活用に向けた仕組みが進化し、かつ深化しているといえます。そのような大きな動きの中で、HM の真価が問われている時代になったと思われるのです。

大会では、この時代のなかで HM の役割を議論し、さらにこれからの HM の活動を展望し、私たち HM 自身が自覚し行動していく機会にしたいと考えています。

1. 日 時 平成30年10月26日(金) 10:00~12:00

2. 会 場 大宮ソニックシティ ホール棟4階 国際会議室(約180名)

3. 内 容

司会 松竹昭彦 歴史まちづくり部会長

■開会挨拶 協議会運営委員長 後藤 治(3分)

■趣旨説明 協議会副委員長 塩見 寛(5分)

■事例報告

① 国土交通省:「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」について(20分)

国土交通省住宅局建築指導課企画係長 平山 哲也氏

② 文化庁:「文化財保護法の改正」について(20分)

文化庁文化財部参事官(建造物担当)整備活用部門文化財調査官 梅津 章子氏

③ 埼玉・川越の取り組みについて(20分)

川越市役所都市計画部都市景観副主幹 池田 麗子氏

④ 岡山県の取り組みについて(20分)

岡山ヘリテージマネージャー機構 中村陽二氏

■質疑応答(27分)

■今後の展望について 協議会副委員長 沢田 伸(5分)

歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドラインについて



1. 目的

- 魅力ある観光まちづくりのため、現行の建築基準への適合が難しい歴史的建築物も活用することが重要
- 条例により、現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた歴史的建築物については、建築基準法の適用を除外する仕組み（建築基準法第3条第1項第3号）が設けられているが、内容の自由度が高い独自条例の制定など文化財保護条例以外の仕組みにより適用を除外している取組みは限定的
- このため、独自条例の制定等の取組みを促進するため、条例制定のプロセスや留意点、安全性確保のための代替措置の事例等を盛り込んだガイドラインを公表（H30.3.16）
- 平成30年度はシンポジウム等の開催、専門家による相談窓口の設置等を通じ、ガイドラインについて普及促進を図る



適用除外とした事例
(京都市・翠紅館(飲食店))

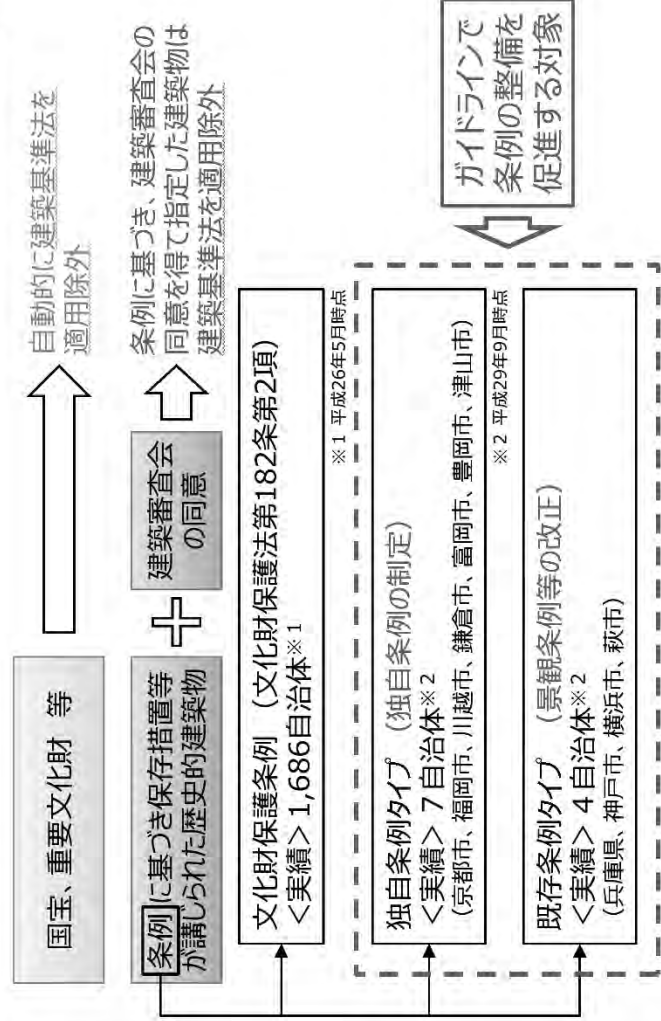
2. 検討体制

地方公共団体、建築の専門家、国で構成する「歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する連絡会議」を設置（H29.2）し、審議。

【地方公共団体】
富岡市※ 川越市※ 鎌倉市※ 藤沢市 小田原市
氷見市 京都市※ 兵庫県※ 神戸市※ 豊岡市※ 津山市※
福岡市※
※建築基準法適用除外条例を制定済み

【学識経験者】
後藤 治 (工学院大学建築学部建築デザイン学科 教授)
長谷川 雄二 (早稲田大学理工学部建築学科 教授)
藤田 香織 (東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授)

【建築設計関係者】
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築家協会



(参考) 「建築基準法の一部を改正する法律 (平成30年法律第67号)」 概要



【平成30年6月27日公布】

背景・必要性

- ① 建築物・市街地の安全性の確保
 - 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題
- ② 既存建築ストックの活用
 - 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
 - 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修前(空き家) 改修後(グループホーム、飲食店、宿泊施設等)

- ③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応
 - 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

- 建築物・市街地の安全性の確保
- 【1年以内施行】
- 維持保全計画に基づき適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。
- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
 - 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
 - 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建築率を10%緩和。

- 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化
- 【1年以内施行】
- 空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。
- 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることが必要とする。
 - 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

- 大規模な建築物等に係る制限の合理化
- 【1年以内施行】
- 既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。
- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
 - 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

- 木造建築物等に係る制限の合理化
- 【1年以内施行】
- 中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。
- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超ー高さ16m超・階数4以上)。
 - 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
 - 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

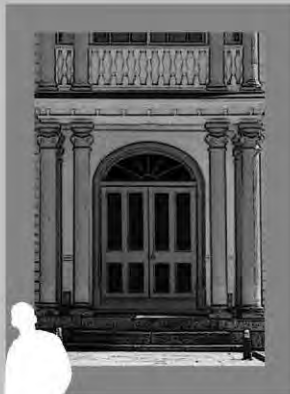
<その他>

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化等

※施行日：【平成30年9月25日施行】又は【1年以内施行】(公布の日から1年以内)

普及版

歴史的建築物の活用に向けた 条例整備ガイドライン



国土交通省

ガイドラインの目的・構成

地方創生や魅力ある観光まちづくりを進めるため、地域固有の歴史的・文化的な価値を有する歴史的建築物の活用が全国的に広がっていますが、建築基準に適合させるための改修等を歴史的・文化的な価値を損なうことなく行うことが難しい場合があります。

こうした課題に対応し、歴史的建築物の活用を促進する方策として、地方公共団体が定める条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられ、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した建築物については、建築基準法の適用を除外する仕組み（建築基準法第3条第1項第3号）となっています。

この仕組みでは、文化財保護条例や独自条例の制定、既存条例の改正による対応が考えられますが、現時点では、文化財保護条例以外の条例による取組が限られていることから、文化財保護条例以外の条例の制定や条例制定後の活用を促進することを目的として、「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」を作成・公表（H30.3.16）しました。

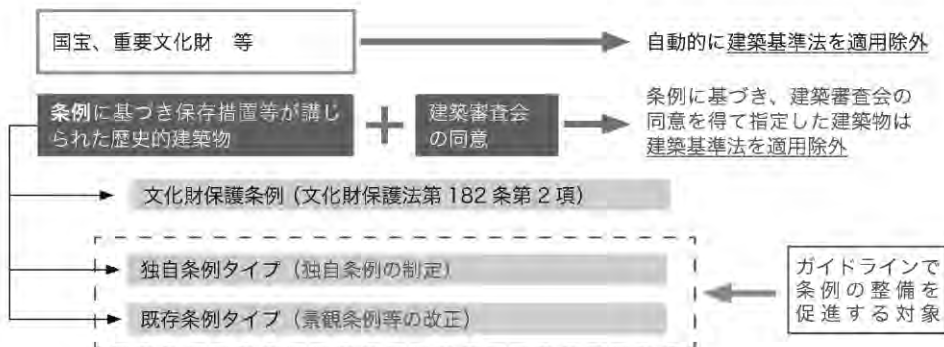
- 目次
1. ガイドラインの目的と構成
 2. 制度概要
 3. 条例の制定から活用までの流れ
 4. 条例の制定段階の留意事項
 5. 保存活用計画の作成時の留意事項
 6. 代替措置等について
 7. 包括同意基準について
 8. 支援措置等
- 別冊事例集



制度の概要

建築基準法第3条第1項では、第1号に規定する国宝・重要文化財等や、第2号に規定する重要美術品等として認定された建築物については、自動的に建築基準法の適用が除外されますが、第3号に規定する条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた建築物については、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した場合に、建築基準法の適用が除外される制度となっています。

建築基準法の適用が除外された建築物は、文化遺産としての特殊性を考慮するものであり、建築物が安全上、防火上、衛生上その他の観点から支障がないと認めるものではないため、代替措置と適切な維持管理により、一定の安全性を担保することが求められます。



条例の制定にあたって

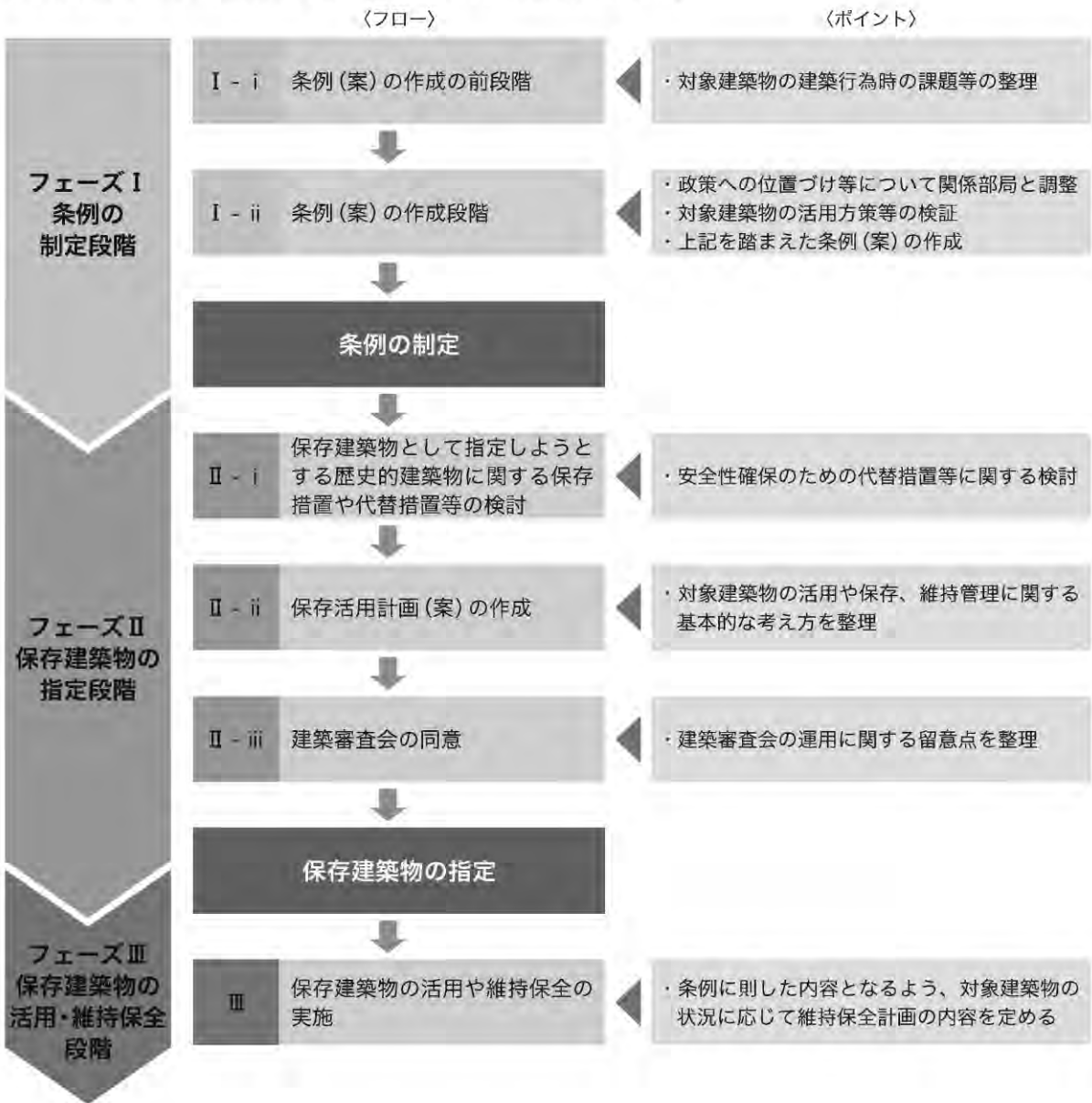
条例の制定にあたっては、当該条例の検討対象範囲が様々な部局に関連することから、条例担当の部局が単独で条例制定の検討を進めることは難しく、条例に関係する様々な部局との調整が必要になります。

また、条例の運用を円滑に進めるためには、条例の制定段階において、条例の具体的な運用方法等について、関係部局間で議論や意見交換を行い、あらかじめ条例の運用方法等について共通認識を持つことが求められます。

このため、条例の制定から活用までの全体の流れを把握しつつ、各段階における検討、調整等を進めることが重要となります。

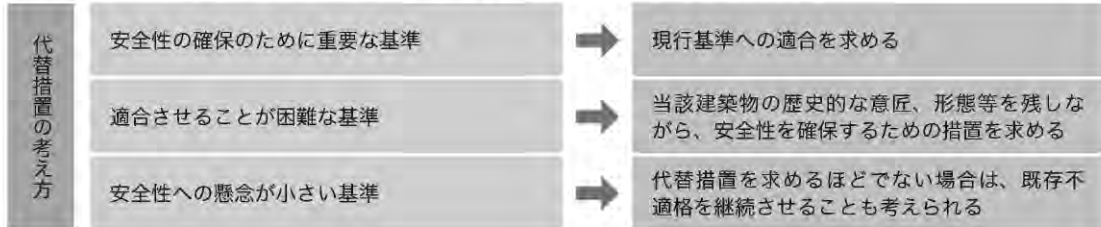
条例の制定から活用までの流れ

条例の制定から活用までの流れは、条例の制定段階（フェーズⅠ）、保存建築物の指定段階（フェーズⅡ）、保存建築物の活用・維持保全段階（フェーズⅢ）の3つの段階に分かれます。



1 代替措置の考え方

建築基準法第3条第1項第3号に基づき特定行政庁の指定を受けた歴史的建築物は、建築基準法の適用が除外されますが、代替措置により、一定の安全性を担保することが非常に重要です。



2 建築審査会の役割と運用について

建築審査会の役割

建築基準法第3条第1項第3号に基づく保存建築物の指定にあたっては、建築審査会の同意を得る必要があり、建築審査会においては、指定しようとする建築物の歴史的価値や現状変更のための措置等が適切に行われているかの審査等を行う役割を担っています。

建築審査会の運用

建築審査会の運用は、建築基準法で定められている事項を除き、条例で定めることができ、建築審査会ごとに柔軟な運用が可能です。

具体的な運用例

- 審査会の下に専門家等により構成される専門WG等を設置

理由 技術的な妥当性の判断については高度な検証が必要だが、建築審査会に専門家がいないため

- 審査会の同意を得るタイミングや諮問事項、審議内容、開催回数等について、柔軟に設定する

理由 保存建築物は個性が高く、その特性に応じた審査が必要のため

岡山県建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」の事例

- 岡山県建築審査会では、保存建築物の指定にあたり、岡山県建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」と連携し、審査を実施
- 「岡山県歴史的建造物委員会」は、現況の耐震性能の評価及び補強計画の妥当性を審議

※事例4 岡山県高梁市・旧吹屋小学校参照

3 包括同意基準について

包括同意基準とは

建築審査会の個別の審議を経ることなく同意を得て建築基準法の適用除外指定を行うための技術的基準で、一定の構造規模・安全基準・維持管理の方法等からなるものです。

策定するメリット

事前明示性

包括同意基準の対象となる建築物の具体的な基準が明示されるため、対象建築物が満たすべき基準を事前に把握することができる

審査期間の短縮

建築審査会による包括的な同意を事前に得ているため、建築審査会の回数を軽減することができ、手続きに要する期間を短縮することができる

改修設計の容易化

包括同意基準をもとに改修計画が立案できるため、高度な検証を行わずに改修設計が可能となる

基準の策定における留意点と基準イメージ

【留意点】

- 地域における歴史的建築物の実情や要望を十分踏まえること
- 歴史的建築物の保存活用や構造安全性等の専門家の意見を考慮すること

【基準イメージ】

- 条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていること
- 建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること
- 防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること
- 在館者の避難安全性の確保に配慮されていること

ガイドライン・別冊事例集の掲載例

- ◆建築基準法の適用を除外するのは、文化遺産としての特殊性を考慮するためのものであるため、建築基準法の適用を除外する代わりに、安全上、防火上及び衛生上の支障が生じないように、必要な代替措置を講じるとともに、適切に維持管理することが極めて重要です。
- ◆ガイドラインでは、建築基準法の適用を除外する際の参考になるよう、実際に建築基準法を適用除外とする制度を適用した 19 事例について、代替措置を紹介しています。

事例 1 横浜市・旧円通寺客殿（旧木村家住宅 主屋）

事例名	根拠条例名	構造・延床面積	活用に伴う工事	従後用途
旧円通寺客殿 (旧木村家住宅主屋)	横浜市魅力ある都市景観の 創造に関する条例	木造 140㎡	新築(元の建物を解体・ 保管後、再建)	公園内施設

建築物の概要

- 敷地が風致公園として整備されることを契機に、全ての部材を解体・保管した上で、公園の基盤整備完了後に元の位置に再建予定(現在、公園整備工事中)。公園内施設として保存活用を行う。
- 内外部ともに意匠や造作について、過去に度重なる修繕がなされているものの、概ね良好に維持されているため、構造関係規定については、原則、現行基準に適合するよう補修。
- 管理者の常時配置や電気炉の使用による出火防止等を実施。



建物外観



自動首振放水銃
(イメージ)



炎検知設備
(イメージ)

適合が困難だった規定

法第 63 条 準防火地域内の屋根の構造は、不燃材料で造る等の措置が求められるが、屋根は茅葺き、庇は板葺きで、性能を満たさない。

安全性確保の代替措置

自動首振放水銃、炎検知設備を設置
消火用エンジンポンプや地下貯水槽を別棟の新築棟に設置

事例 2 神戸市・旧神戸生糸検査所

事例名	根拠条例名	構造・延床面積	活用に伴う工事	従後用途
旧神戸生糸検査所	神戸市都市景観条例	RC 造 13,800㎡(2棟計)	増築、用途変更	博物館、美術館、集会所、 事務所、物販・店舗、 飲食店

建築物の概要

- 近代神戸の歴史を物語る貴重な近代化建築遺産である建物を保存・改修し、クリエイターや市民・事業者が訪れ、利用する拠点施設として整備(用途変更を実施)し、利活用を図る。
- 構造関係規定については、耐震診断の結果、耐震基準を満たさなかったため、現行の基準に適合させる改修(耐震壁の新設・増打ち補強、部分的な減築等)を実施。
- 火気使用の制限、全館禁煙等の利用制限、24時間体制での監視を実施。



旧館 外観



新館 外観

適合が困難だった規定

令第 23 条 直上階の居室の床面積の合計が 200㎡を超える建築物は階段の幅員が 1,200mm 以上でなければならないが、当該建築物の旧館中央階段の幅員は 1,200mm 未満である。

安全性確保の代替措置

幅員が不足する階段が同一の階段室に 2 つあるが、2 つの階段の幅員を足し合わせると最低必要幅員を大きく上回るため、安全上支障はないと判断

令第 128 条 の 5 特殊建築物のため内装制限がかかるが、旧館 3 階の一部居室(ワークショップルーム、セミナールーム)は内装制限に不適合となっている。
※平成 28 年度改修工事中においてスプリンクラー設備を設置し、適合となった。

火災が生じた際にその階にいる人が煙にさらされずに直通階段まで避難できることを計算(階避難安全検証法に準じた検証方法)で確認



旧館 中央階段

事例3 京都市・龍谷大学町家キャンパス

事例名	根拠条例名	構造・延床面積	活用に伴う工事	従後用途
龍谷大学町家キャンパス	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例	木造 350㎡ (3棟計)	増築、大規模の修繕、用途変更	大学

建築物の概要

- 築150年の京町家(木造2階建)を、大学のサテライト施設として活用することを目的に、増築及び修繕を実施。建物用途は「住宅」から「大学」に変更を行った。
- 京町家の形態的・空間的特性を損なわない範囲で、極めて稀に発生する地震(震度6強から震度7に相当する地震)に対する耐震性能を確保(屋根の軽量化、桁行方向の壁量不足を補うための土壁増設等)。
- 出火防止として、全館禁煙、火気等の管理、防火避難研修をあわせて実施。



外観



中庭



和室

適合が困難だった規定

法第20条	当該建築物は政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。
法第44条	道路に突き出して建築をしてはならないが、当該建築物は軒先が道路に突出している。
法第62条第2項	準防火地域内にある木造建築物は延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造としなければならない。当該建築物は、外壁及び軒裏が防火構造ではない。
法第64条	準防火地域内の延焼のおそれのある部分の外壁の開口部に防火設備を設置しなければならない。当該建築物は防火設備を有していない。

安全性確保の代替措置

- ⇒ 劣化部分の健全化、極めて稀に発生する地震に対する安全性の確保(耐震改修工事)
- ⇒ 既存不適格の継続(新たに不適合部分を生じさせない)
- ⇒ 漏電遮断器の設置、電気配線を改修
- ⇒ 自動火災報知設備の設置
- ⇒ 各階1以上の消火器、消火バケツの設置
- ⇒ 非常用照明の設置、誘導灯の設置
- ⇒ 直通階段の増設、階段の緩勾配化
- ⇒ ハンドマイクの設置(非常時の避難呼びかけ用)

事例4 岡山県高梁市・旧吹屋小学校

事例名	根拠条例名	構造・延床面積	活用に伴う工事	従後用途
旧吹屋小学校	岡山県文化財保護条例	木造 1,300㎡	新築(元の建物を解体・保管後、再建)	博物館、集会場、生涯学習施設

建築物の概要

- 明治33年、同42年に建築された木造の小学校。平成24年度に廃校となるまで111年間校舎として利用されてきた歴史を背景に、学びの拠点として生涯学習や博物館への用途変更を行う。あわせて全解体・構造補強による保存修理を実施。
- 建築基準法第3条第1項第3号の規定の適用を受けるため、岡山県建築士会「岡山県歴史的建造物委員会」に耐震補強計画を諮り、その結果として妥当である旨の結論を得た。
- 2階で多数の利用者が想定される場合は、誘導員の配置や人数制限を実施。



本館 全景

適合が困難だった規定

法第20条	構造強度について、大地震時に倒壊の危険性がある。
法第25条	延べ面積の合計が1,000㎡超の木造建築物等は、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないが、化粧板張りで性能を満たさない。
法第26条	延べ面積が1,000㎡超の木造建築物等は、防火壁により有効に区画しなければならないが、防火壁の未設置又は構造が準耐火建築物以上ではない。
令第128条の5	博物館・集会場等の壁等の室内に面する部分の仕上げを難燃材料、居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁等室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としなければならないが、難燃材料又は準不燃材料で仕上げしていない。
令第23条	階段の踏面の寸法は用途に応じて26cm以上としなければならないが、寸法が不足している。
令第126条の2	博物館・集会場で延べ面積が500㎡を超える場合、排煙設備を設置しなければならないが、未設置。

安全性確保の代替措置

- ⇒ 荷重の軽減・建物耐力の確保・水平剛性の確保・直接基礎(べた基礎)の新設(文化財的価値を損なわないように可能な限り見えない位置での耐震補強)
- ⇒ 自動火災報知設備、消火器、火災通報設備や屋内消火栓易操作性1号消火栓を設置
- ⇒ 資料館(旧本館)の2階については、誘導員の配置や人数制限を行う

ガイドラインは以下からダウンロードが可能です。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000084.html

問い合わせ先



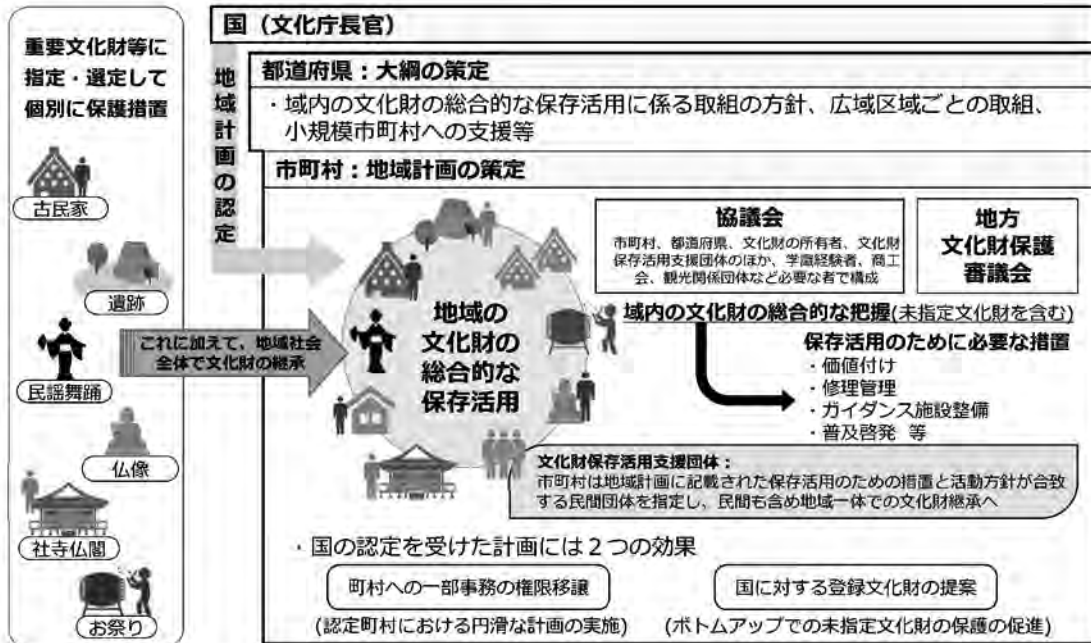
国土交通省住宅局建築指導課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL: 03-5253-8111

文化財保護法改正による新たなスキーム（イメージ）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

地域における文化財の総合的な保存・活用



個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧〇〇家住宅」
保存活用計画

「〇〇回屏風」
保存活用計画

「〇〇城跡」
保存活用計画

等

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で
保存活用の取組



所有者の取組を
積極的にサポート



地方文化財行政の推進力強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**
- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

成立 平成30年6月1日

公布 平成30年6月8日

施行期日 平成31年4月1日

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の概要

1 条例策定の背景

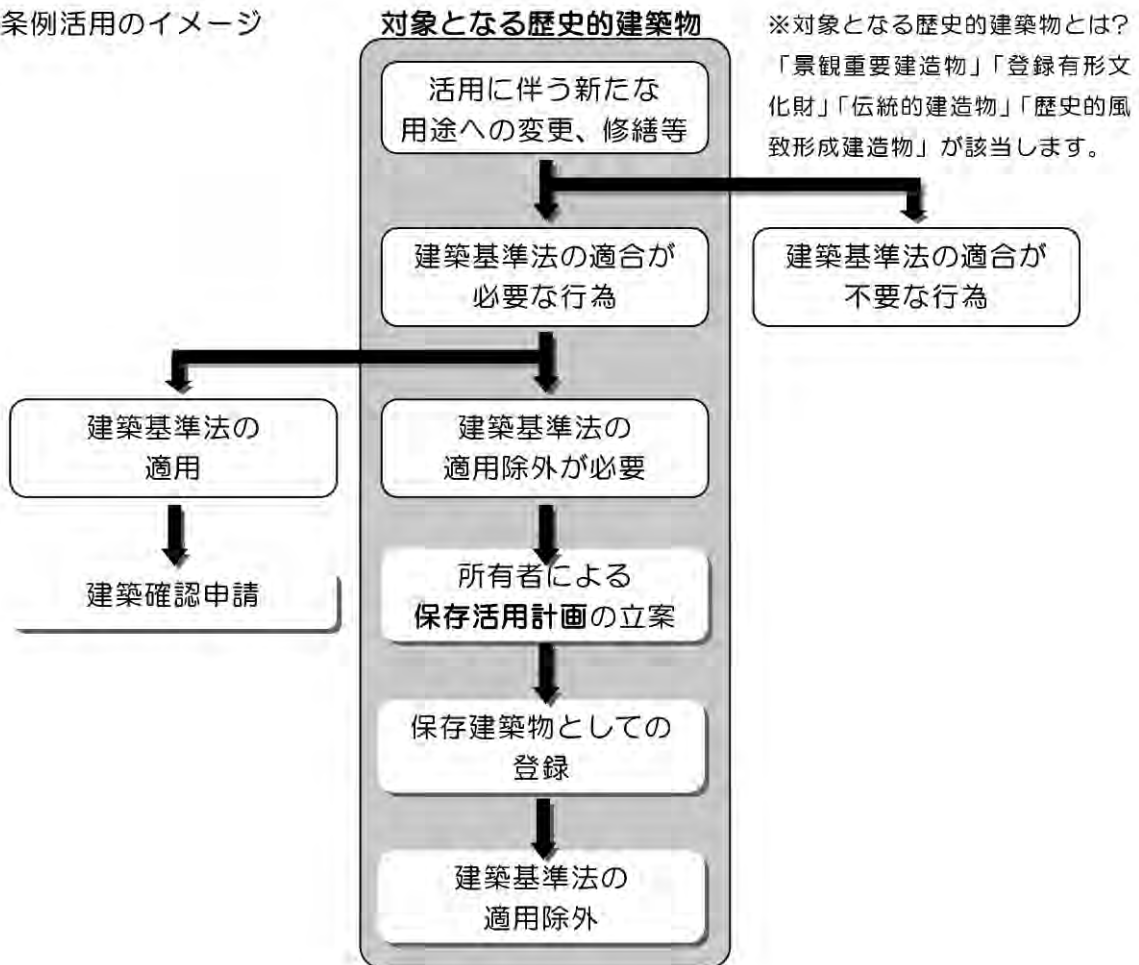
歴史的建築物は、良好な状態で将来の世代に継承していかなければならない貴重な資産であり、川越市ではこれまでその保存のための施策を推進してきました。

こうした歴史的建築物の中には、建築物自体の老朽化、所有者の高齢化や経済状況の変化等により、大規模な修繕や新たな用途への変更等の建築行為を行わざるを得ない事例が増えています。その際、建築基準法に適合させる必要から、本市固有の歴史的価値を有する意匠や形態等を保存しながら使い続けることが困難になることがあります。

このような状況を踏まえ、景観的、文化的に重要なものとして位置づけられた歴史的建築物について、建築基準法第3条第1項第3号に規定するところによる条例として、「川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を制定しました。

本条例では、所有者が保存活用計画を作成し、それぞれの建築物の状態や周辺環境への影響を考慮した構造、防火、避難等の安全性を確保するための措置を講じることによって、法の下で困難であった建築行為を可能とし、歴史的建築物の保存と活用の両立を支援します。

2 条例活用のイメージ



3 保存活用計画について

建築基準法の適用除外指定を受けようとする歴史的建築物の所有者は、条例第3条第2項に基づき保存活用計画を作成する必要があるとあり、当該計画の作成に当たっては、市長が定める指針に従わなければならないこととされています。

現在、木造2階建てまでの対象建築物に向けた「川越市歴史的建築物保存活用計画策定指針」(木造建築物・初版)が定められています。

【川越市歴史的建築物保存活用計画策定指針の内容】

(1) 保存活用計画の手順

- ① 現況調査(現況図作成、耐震診断)の実施
- ② 保存計画(保存範囲の特定等)の策定
- ③ 活用計画(用途の明確化、増築・維持管理計画)の策定

(2) 安全性に関する考え方

- ① 地震に対する耐震性能の確保に関する事項
- ② 火災に対する外壁面の不燃性能に関する事項
- ③ 避難に対する通路の確保と耐火・耐震性能に関する事項
- ④ 周辺の環境の保全に対する形態規制に関する事項


(2) 現状変更の許可に関する考え方(次の事項以外は建築基準法を準用する)

- ① 段階的な改修で対応を認める事項(構造耐力、外壁の不燃性能、開口部性能)
- ② 実情に合った対応を認める事項(採光の確保、可分・不可分の関係、形態規制等)

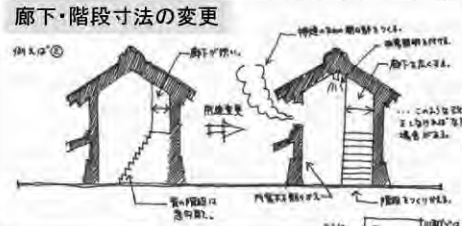
【建築行為の許可に関する考え方のイメージ】

条例を活用することで、
建築基準法を適用することにより生じる
このような課題を回避することができます


開口部形状の変更




廊下・階段寸法の変更




避難施設等



既存部分への遡及





敷地と道路等との関係

問い合わせ先

○本条例の全般に関すること

川越市 都市計画部 都市景観課 電話 049-224-5961

○建築基準法の適用除外に関すること

川越市 都市計画部 建築指導課 電話 049-224-5974

「岡山県歴史的建造物委員会報告：旧吹屋小学校他の建築基準法適用除外について」

(一社)岡山県建築士会 岡山県歴史的建造物委員会
副委員長 中村 陽二

1、岡山県建築士会とヘリテージマネージャー

1) 岡山士会の歴史まちづくりの推進について

(ヘリマネ養成から岡山県歴史的建造物委員会の設立へ 経緯(背景)等)

(一社)岡山県建築士会における都市デザインや歴史的景観等の本格的な調査活動は、約55年前の「都市問題部会」までさかのぼる。当時、「都市が建築物の集合体であることを理解し、建築等の設計活動が直接都市を建設していることを自覚する会員の協力により、都市問題に対する理解を深め、その活動を通して公共の福祉に寄与することを目的」に設立されており、まさに都市そのものに視点を向けた部会であったことがわかる。

その後、30年を経て、都市のみならず農山村、島しょ部の民家や自然景観までが、その調査研究対象として広がり、さらに伝統的建築や近代建築調査、地域コミュニティを含めたまちづくり活動全般を活動範囲とする中で、平成5年に部会名称と活動内容の不一致を解消する事と21世紀に向けたまちづくり活動を視野に入れるため、地域づくりフォーラム21と改称し、新たに防災活動やユニバーサルデザインなど時流に合わせた内容を取り入れ、現在まで25年間、都市問題部会からは通算55年間の活動を続けてきている。

一方、平成23年3月の東日本大震災以降、全国的にヘリテージマネージャーへの関心が高まる中で、平成24年にそれまでの景観整備機構関係の委員会を改変して、岡山県地域文化財建造物専門家の委員会を設立するとともに、ヘリテージマネージャーの養成を開始し、平成26年には第一期ヘリテージマネージャーからなる岡山ヘリテージマネージャー機構(OHMO)を創設し、現在78名が登録されており県内各地で活躍している。

2) 岡山県建築士会の歴建・ヘリマネ関連活動内容

①歴史まちづくりの推進事業(基盤的事業)

- ・人材育成事業(ヘリマネ講座の開催)→岡山ヘリテージマネージャー認証式(OHMO)
- ・岡山県歴史的建造物委員会(岡山歴建委員会)設置(H26)
- ・歴史的建造物活用のための対策→岡山県高梁市より建築基準法(適用除外)関連業務を受託(H26~H27:旧吹屋小学校【県重文】)→構造安定性の確認
- ・普及・啓発シンポジウムの開催(H27/2)
- ・歴史的建造物活用のための対策→岡山県津山市より建築基準法(適用除外)関連業務を受託(H29~H30:旧荻田家住宅【国重文】長屋)→構造安定性の確認

②保存・活用推進事業（実践事業）

■ヘリテージマネージャーの活用

【岡山ヘリテージマネージャー機構（OHMO）】

→ 県内の3地域（備前、備中、美作）にて、それぞれに活動を展開している

- ・登録有形文化財として登録することの推進
- ・各種勉強会、実測調査及び利活用計画の立案と実施等

■歴史的建造物の保存・活用の条例化等への協力

→ 議会用資料等の作成支援

- ・地域団体等と連携し、歴建の残存率などの悉皆調査の実施や、防災等に関する基礎資料の作成など

2. 歴史的建造物の保存・活用について

1) 歴史的建造物の災害対策（予防）について

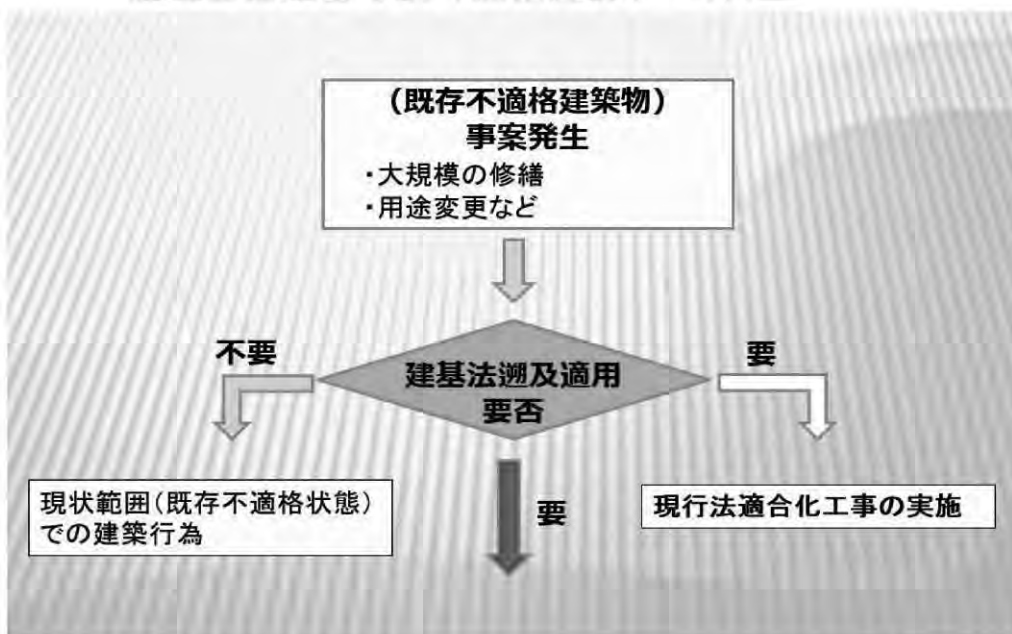
■建築審査会における（岡山版）同意基準の策定

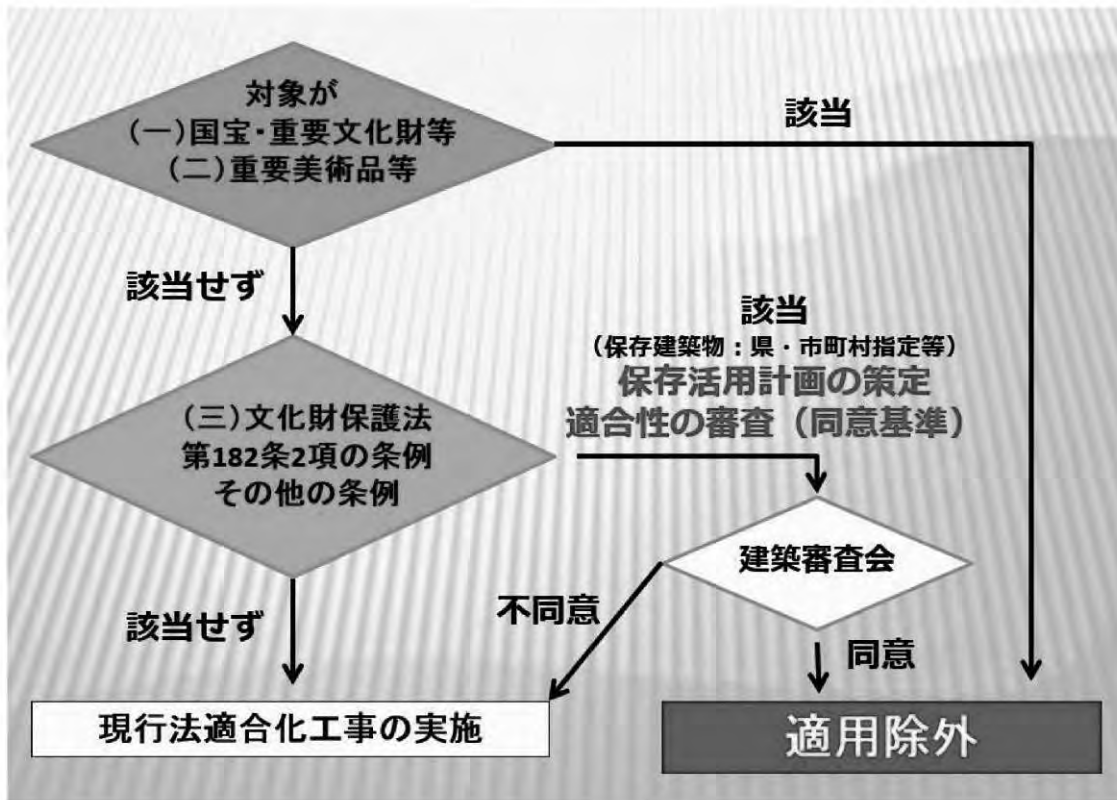
同意基準の策定（建設省通知（平成3年3月30日）「伝統的建築物に対する防火及び構造安全性評価指針」の考え方を参考に

- ・出火防止→歴建の敷地内等での火気制限等
- ・避難安全の確保→比較的開口部が多い(評価)
- ・近隣への延焼防止→離隔距離確保、消防設備
- ・消防活動の確保→街区も含めた活動現況の確認
- ・構造安全性→構造計算あるいは実証実験で確認

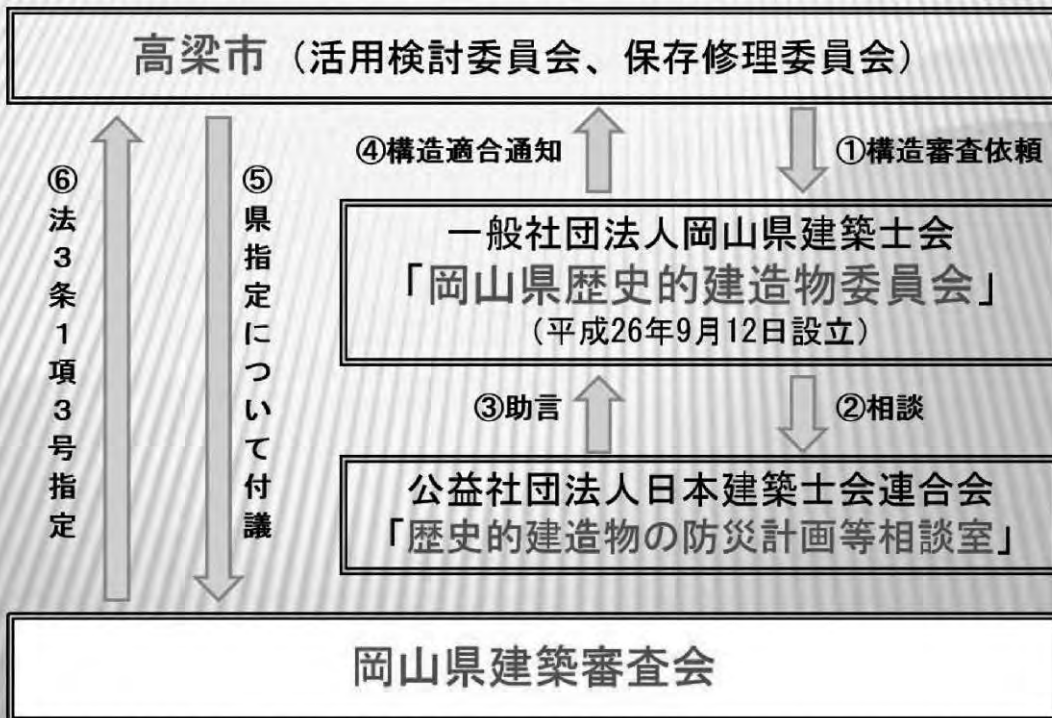
2) 建築基準法適用除外について

建築基準法第3条「適用除外」フロー





「岡山県歴史的建造物委員会」の活用



3. 事例紹介

建築審査会への適合審査事例 【岡山県高梁市立旧吹屋小学校】

——建築基準法第3条1項3号の適用について——

【建築物概要】

名称：旧吹屋小学校

建築年：

- ・明治33年「東校舎・西校舎」
- ・明治42年「本館」江川三郎八

文化財指定：

- ・平成14年 成羽町指定文化財
(本館・東校舎)
- ・平成15年 県指定重要文化財
(本館・東校舎)
- ・平成16年 県指定重要文化財
(西校舎)

構造規模：

- ・本館 木造2階建 766㎡
- ・東西校舎 木造平屋計 499㎡



現役で使用されている日本最古の小学校校舎として知られていたが、2011年度(2012年3月)末での廃校が決定。現在、耐震改修を含めた保存修理工事の為、解体修理中。2020年度には、復元されたうえで新たに資料館として開館する予定。

用途変更・大規模な修繕 → 基準法適用除外の必要性が出てきた為、建築審査会にて同意を受ける準備に入る → 岡山県建築士会に協力依頼。



歴建委員会開催の様子（高梁市役所にて）

委員会の審査状況については、発注者（高梁市）、行政（県、市）、構造設計者、意匠設計者を交えたうえで、歴建委員会の構造ワーキングの委員から、構造計算書や補強計画図等について、審査を行った。委員会より出た質疑に「対する回答は、後日、設計者から委員会へ送られて来る。

岡山県建築審査委員会による現地視察の様子



（建物外部）



（建物内部）

建築審査会に先立ち、建築審査会メンバーによる現地視察が開催された。現地視察では、岡山士会の歴建委員会の構造ワーキングのメンバーが審査対象となるポイントなどを説明した。

この後、歴建委員会を数回開催。設計者等との調整が重ねられ、最終的に委員会から建築審査会へ審査結果（同意基準に適合する旨の通知）を送付。それを受け、建築審査会が開催され、その結果（同意）が県へ送られ、県知事（特定行政庁）により適用が除外された。

以上

地域実践活動発表会（青年委員会）

【セッションプログラム（主旨説明含む）】

建築士会に求められる、公益性に対する基幹事業のひとつとして全国の地域実践活動があげられます。この活動は職能で得た専門知識を地域に還元すると共に、建築士（会）が地域社会や市民・学生とつながる役割を担っています。

青年委員会セッションとして実施する地域実践活動報告では、全国 47 単位士会の活動の中から各ブロック青年建築士が推薦する秀逸な活動事例を紹介します。日頃の活動を発表者や全国の仲間達と共有し、活動のさらなる発展、波及、研鑽、相互理解などの可能性を探ります。

参加者の皆様にはアワード選考にもご協力していただきます。優秀な活動に投票していただき、最優秀賞、優秀賞を大会式典にて表彰致します。建築士会の活性化に向けた次の一歩となりますよう、多くの建築士のご参加をお待ちしています。

日 時：平成 30 年 10 月 26 日（金）10:00～12:00

場 所：大宮ソニックシティ ビル棟 4F 市民ホール第 1～3 集会室

対 象：全国の青年建築士及び青年建築士の活動に興味のある全国の建築士

テーマ：地域実践活動報告

9：30～ 受付

10：00～ 開会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員 山本 道善

10：05～ 全体説明 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員 西 和人

10：10～ 第一部 全体発表「地域実践活動報告」

- | | | | |
|-------------|-----|-------|--|
| ① 東北ブロック | 岩手 | 菅原 慎一 | 『おうちをつくろう』
～体験を通して、子供たちの建物に対する夢や関心を育てる～ |
| ② 中四国ブロック | 愛媛 | 西森 勉 | 『とびだせ建築士』 ～未来への架け橋～ |
| ③ 関東甲信越ブロック | 長野 | 中村 滋宏 | 『ツミキノチカラ』 |
| ④ 東海北陸ブロック | 福井 | 村松 撤哉 | 『まちあるき MAP 製作事業』 |
| ⑤ 近畿ブロック | 奈良 | 井久保政嗣 | 『五感で感じる木の事業』 |
| ⑥ 北海道ブロック | 北海道 | 高橋 友樹 | 『ふれあい木工教室』 |
| ⑦ 九州ブロック | 熊本 | 久保田貴紀 | 『日本遺産・人吉球磨地域における建築士の役割』 |

※発表終了後、投票を行います。

11：30～ 投票

11：32～ 被災地より報告～西日本豪雨災害・北海道胆振東部地震～

11：57～ 全体講評 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 川嶋和之
投票結果発表 表彰式（最優秀賞、優秀賞以外）

11：59～ 閉会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 副委員長 道免尚史

【平成 30・31 年度 連合会青年委員会 紹介】

青年委員長：川嶋和之（近畿 B・滋賀県建築士会）



『青年ファースト』をスローガンに掲げ、青年委員会の青年委員会による青年委員会のための活動を青年らしく取り組んでまいりたいと考えております。
 今まで委員として見てきた連合会 青年委員会の景色、委員長として見る連合会 青年委員会の景色の双方をお伝えできるよう、年に2回 全国からお集りいただく青年建築士の皆さんとの交流の場や活発に意見交換できる場を作り上げていきたいと考えております。
 そしてまた、各ブロックで行われている活動報告を他ブロックへ中継できる機関であることを認識し、ブロック間の積極的な交流の推進に努めたいと思っています。全国の皆さんとの交流を通じ、青年建築士としての地位向上につなげていきたいと思っておりますので、2年間お付き合いの程よろしくお願い致します。

青年副委員長：稲見公介（東北 B・青森県建築士会）



1期目は東北ブロックからの出向という事もあり、東北ブロックの活性化に力をいれてきました。今期は、委員長の力になり、全国の青年建築士が全国大会や青年委員長会議等で、出会いや学びをする、そんな環境をつくる一助になりたいと考えております。各ブロック大会にも積極的参加し、自分自身も様々な出会いと学びも二年間でしていきます。よろしくお願い致します。

青年副委員長：寺澤彰訓（関東甲信越 B・長野県建築士会）



関東甲信越ブロックより2期目の出向になります。前期で学んだことを生かし単位士会の青年委員会がさらに飛躍するように邁進してまいります。また、今期、次期連合青年委員への前期からの受け渡し役として業を全うさせていただきます。

青年副委員長：道免尚史（九州 B・鹿児島県建築士会）



委員長推薦として2期目を拝命しました。私の中で青年委員会は自由闊達に意見を交わし、競い合いながら、互いを尊重し、共に成長していく場ではないかと思っています。そして連合青年委員会は他県や他ブロックを繋げるハブ的存在であると思っています。そういった場を作るべく、微力ながら運営に携わせて頂き、その中で自分自身も皆様と共に成長出来ればと願っています。2年間宜しくお願い致します。

【各ブロック出向委員】

北海道 B：末吉勇介
（北海道建築士会）



東北 B：工藤博臣
（秋田県建築士会）



関東甲信越 B：小野澤裕子
（東京建築士会）



東海北陸 B：西 和人
（石川県建築士会）



近畿 B：中谷淳一
（奈良県建築士会）



中四国 B：山本道善
（山口県建築士会）



九州 B：伊藤憲吾
（大分県建築士会）



【連合会青年委員会の活動紹介】

連合会青年委員会の 11 名の委員で、主に下記イベントを企画運営や連合会青年委員会独自に情報収集及び配信（ホームページ、メール他）を行い、47 都道府県の青年委員会又は青年部会（以下「青年委員会」と言う。）の情報交流や活動成果の発表の場の提供を行っています。

◆地域実践活動表彰

全国の青年建築士が関わる地域実践活動において、活動内容及び発表が優れており、全国の青年建築士の手本となり得る活動事例を、全国大会の式典の場で表彰しています。

◆全国大会青年委員会セッション

全国大会青年委員会セッションは、47 都道府県の青年委員会の主要な取組みや連合会青年委員会の委員が着目している活動を全国の建築士会会員に知って貰う場として企画運営しています。日頃からの建築士・建築士会会員と地域との連携、地域密着型の各種事業開催を通じ、建築士の存在意義を伝えると共に、地域の方々と一緒に建築に関する問題点を共有し協議する。各ブロックでの優れた活動を代表者に発表頂き、多くの方に聴講頂く事業企画としております。

◆全国建築士フォーラム

全国大会前日に集まって酒を酌み交わしている青年建築士が多かったことから、全国の青年建築士が集まってざくばらんに意見交換の出来る場として、平成 21 年の全国大会やまがた大会前日に「全国青年建築士フォーラム」を開催し、その後全国大会前日に継続開催しています。

第 1 回	全国青年建築士フォーラム（山形） 「建築界を元気にする第一歩」
第 2 回	全国建築士フォーラム in 佐賀 「地域連携から建築士を考える～その先の建築士（会）へ」
第 3 回	全国建築士フォーラム in いばらき 「災害から学ぶ建築士の役割 ～絆から興へ～」
第 4 回	全国建築士フォーラム in 島根 「あつまれ建築士！ ～つながる地域実践活動発表会～」
第 5 回	全国建築士フォーラム in ふくしま 「地域実践活動発表会 ～見える・魅せる建築士会～」
第 6 回	全国建築士フォーラム in 石川 「あつまれ！青年建築士 ～魅力ある未来社会につなぐ地域実践活動～」
第 7 回	全国建築士フォーラム in 大分 「魅力ある未来社会へ ～行動しなければ何も変わらない～」
第 8 回	全国建築士フォーラム in 京都 「『人+まち+建築士』～周知する事の重要性、周知の仕方や方法を学ぶ～」
第 9 回	全国建築士フォーラム in さいたま 「僕らが考える 明日、10 年後の建築士」

今年の全国大会さいたま大会では、平成 30 年 3 月に開催された全国青年委員長会議の続編として、メガワークショップを企画致します。全国青年委員長会議では、これからの建築士会の「存在目的・アイデンティティ・使命」が検討されました。その内容を踏まえ、これからの建築士のビジョンを参加した皆さんとディスカッションしながら共有します。また、コーディネーターには、再び中村康彦氏（YAS）が登壇します。

◆全国青年委員長会議

全国青年委員長会議は、47 都道府県の青年委員長又は青年部会長（以下「青年委員長」と言う。）が一堂に会し、各都道府県の青年建築士のリーダーとしての研修や情報交換、交流などを行う場として例年 3 月初旬に開催しています。

平成 26 年度	『魅力ある未来社会へ』～行動しなければ何も変わらない～	平成 27 年 3 月 7 日（土）・8 日（日）
平成 27 年度	『次世代につなげる』～建築（士）の魅力をアピール×全国一斉アクション～	平成 28 年 3 月 5 日（土）・6 日（日）
平成 28 年度	『目からウロコ！建築士の職能を活かす活動』	平成 29 年 3 月 4 日（土）・5 日（日）
平成 29 年度	『なぜ、建築士会なのか？』～青年委員会の方向性となるべき姿～	平成 30 年 3 月 3 日（土）・4 日（日）

『おうちをつくろう』～体験を通して子供たちの建物に対する夢や関心を育てる～



■概要

〈活動の経緯〉

7月1日の「建築士の日」に建築士として社会貢献できることはないか。

また、我々建築士をもっと社会にアピールする方法はないかということを検討した結果、当時アメリカのアン・テイラー博士が提唱しアメリカ建築家協会と共同で開発した「建築と子供たち」という子供向けの教育方法があり、そのカリキュラムのひとつである「おうちをつくろう」を参考に、我々なりに解釈・アレンジして行っている事業です。

体験を通して子供たちに創造力や表現力を身につけてもらうこと、物を作る楽しさを知ってもらい建築に興味をもってもらうことを目的としています。

また、活動を通して地域社会と交流し、広く建築士をアピール出来たら良いと考えています。

〈内容〉

対象の園児に事前に住んでみたい夢のおうちの絵を描いてもらい、描いてもらった絵を屋根や窓の形状などの特徴によって2～3グループに分けて建物の形に図面化をします。

その図面を基に、合板に墨付け、型取り、切り抜き等の下加工を行い、事業当日に子供たちと小さなおうちを組み立てていく流れとなっています。

子供達には、実際に金づちでの釘打ち体験やノコギリを持って作業体験をしてもらい、組み立てたおうちにみんなでペンキ塗りをして完成させます。

完成したおうちは、各園で遊具として使用してもらうのも特徴のひとつです。

主催団体：(一社)岩手県建築士会 奥州支部

活動期間：1カ月

活動人数：45名程度(会員15名程度・園児30名程度)

活動予算：4万円

協力団体等：(株)吉田産業水沢支店・(株)北州県南支店水沢営業所・岩手県塗装工業組合奥州地区

東北ブロック

(一社)岩手県建築士会

『とびだせ建築士』～未来への架け橋～

とびだせ建築士とは

私たち建築士が事前に学習し、子供たちや建築を学ぶ学生に向けて、建築の面白さ、建築士の仕事を伝え、将来の建築士を育てると同時に地域社会に貢献する事業です。

この活動を始めて12年目を迎えました。当初は松山市の中心部のみでしたが現在では県内全てを対象とし青年委員会の恒例事業となっています。

また青年委員会が主体となり企画・運営を行っておりますので、事前の準備や打合せなど大変な部分もありますが、反面、自由な発想が展開でき大きな達成感を感じています。

学ぶ

建築士がスキルアップを兼ねて地域の建築や歴史を学習する。

伝える

子供たちに建築の面白さ、建築士の仕事を伝えて将来の建築士を育てる。

広がる

参加した子供たちが家族や友人に地域の建築の楽しさ、すばらしさを伝える。建築士

未来へ
つながる

地域をよく知ってもらうことで地域社会に貢献できる。将来、建築士会に入会し若手会員獲得になる。

■概要

愛媛県内にある工業高校の建築科4校の生徒を対象に、実際の建物を見ながら古建築、近代建築の歴史や構造、そして建築中の建物を勉強したり、また学校に出向いて出前講座を開催したりと、過去11年間で計23回継続的に活動している事業です。愛媛県は東予、中予、南予と大きく3つのエリアに分かれており、それぞれのエリアでこの事業を行っています。昨年度の中予エリアでは、松村正恒氏設計の幼稚園を題材とした見学会を、南予エリアでは建築中の保育園の現場見学会を開催しました。そして今回紹介したいのが東予エリアで『橋をつくろう！』の新企画です。身近にある材料を使ってH形鋼の間にどれだけ強い橋（タイルが何枚載せられるか）が造れるか競争しようというシンプルな企画です。

東予エリア：H28～30年度 ～橋をつくろう～ in 東予高校 建築工学科

中予エリア：H29年度 ～近代建築を学ぶ～ in 松山工業高校 建築科・松山聖陵高校 建築科

南予エリア：H29年度 ～現場を学ぼう～ in 吉田高校 機械建設工業科

子供たちや建築を学ぶ学生に向けて、建築の面白さ、建築士の仕事を伝え、将来の建築士を育てると同時に地域社会に貢献する事業です。

継続事業として12年目を迎えます。教えられる側だった高校生が、今は教える側の建築士会に属している事に事業成果の実感と、喜びを感じています。我々の活動が実を結んだことの成果を、再び全国大会で報告できる事に縁を感じ、坊ちゃん旋風をさいたまの地で巻き起こします。

主催団体：(公社)愛媛県建築士会 青年委員会

活動期間：2007～

活動人数：のべ660人(スタッフ160人)

活動予算：各年度 3万円

協力団体等：県立東予高校・県立松山工業高校・松山聖陵高校・県立吉田高校

中四国ブロック

(公社)愛媛県建築士会

『ツミキノチカラ』



■概要

〈活動の経緯〉

2016年10月、安曇野支部は景観に関する講演会や支部会員の作品を展示するイベントを実施した。イベントの中で、市民と深く関わる催しとして子供向けのワークショップ(以下WS)を企画する事となった。そのような企画を模索していた一方で、安曇野市・耕地林務課を中心に、里山が抱える問題を明らかにし次世代につながる里山の再生を目指す「安曇野市里山再生計画」が策定され、その中に「安曇野材利用促進プロジェクト」が立ち上がっていた。

子供たちが地域を知るきっかけになる楽しいイベントを模索していた我々建築士と、里山の木材利用を模索していた安曇野市の思いが一致し、地元製材業者の協力を得て、安曇野市で発生した松枯れ被害木で1万個の積木を作り、楽しく遊ぼう！というアイデアが誕生する。

〈目的〉

積木WSでは松枯れ材でもまだまだ活用できる資源だと知ってもらうために、被害木そのものに「触れてもらうこと」「肌で感じてもらうこと」が最も大切だと考えた。途中の休憩時間に紙芝居を使って子どもたちに松枯れ問題のレクチャーを行い学びも提供する。参加者が里山に関する問題をより身近に感じるWSになった。

1つ1つ積み上げていく「考えさせるチカラ」、子供も大人も楽しい「世代を超えるチカラ」、現在ではさらに1万個を作り足して合計2万個という「数のチカラ」、そして美しい「造形のチカラ」、積木にはそんな「不思議なチカラ」がある。

〈成果〉

このWSはワクワクする遊びを通じて学びの場を展開している点が大きな注目を集め、メディアにも数多く取り上げられた。メディアを通じて、地元の木材を活用できる環境は整いつつある事を伝え、建築設計の仕事でも実例がある事を発信している。積木WSを通じて、我々も地域を知ることで地域の木材を使うことが出来るようになってきた。

主催団体：(一社)長野県建築士会 安曇野支部 青年・女性委員会

活動期間：2016. 10～

活動人数：ワークショップ参加者+スタッフ30名程度

活動予算：100万円

協力団体等：安曇野市耕地林務課(さとぶろ。）・林友ハウス工業株式会社・アトリエm4株式会社

関東甲信越ブロック

(一社)長野県建築士会

『まちあるきMAP 製作事業』



■概要

私達の住む福井県小浜市には、平成20年に国の重要伝統的建造物群保存地区に指定された小浜西組という地域があります。この地域の中に明治期“娯楽の殿堂”と呼ばれた芝居小屋「旭座」が移築復原され、「小浜まちの駅旭座」としてオープンしました。今年、小浜西組が重伝建地区に指定され10周年を迎えます。若狭支部の定例会議で「観光に来られた方へ地元建築士会としてなにかPRできないか？」と議案が持ち上がり、青年部で「旭座」から「小浜西組」を巡る建築のまちあるきMAPを作成することが決まりました。そこで、小浜西組で生まれ育ち、小浜で仕事をしている私達が担当することになりました。作るからには他の観光MAPにも負けない良いモノを作りたいという思いで、建築士の視点から見て頂きたい小浜の魅力ある建物を掲載していこうという内容に決定しました。製作には、実際に青年部員でまちを歩き、写真撮影から構成、慣れない編集まで行って青年部会予算で2,000部を製作し、紹介しているお店や道の駅、まちの駅などに配布しました。自分達で取材をすることで海や山だけではなく地域の魅力を再認識することができました。観光の方だけでなく、地元市民にもこのMAPを手には「ほんなり」と歩くことでいつも見ている何気ない景色の中に、当時の職人達の技や心意気を感じられるように仕上げる事が出来たと思います。

〈成果〉

- ① 地域の魅力である古い町並みを観光客や次世代に伝える発信が出来たこと
- ② 支部の事業をメンバーで楽しく自らが率先して出来る環境を維持継続して作れたこと
- ③ 建築士会の活動等が広く世間に周知されたこと

今回のMAPを製作、配布後は3社の新聞社から取材を受け地域版に大きく掲載され、地元のラジオ局からもインタビューを受けました。またMAPの完成度や内容から郷土資料としての価値が高いと評価を受け、県立図書館の本館と若狭分館にて保管・展示されることも決まりました。

主催団体：(一社)福井県建築士会 若狭支部 青年部会

活動期間：6カ月

活動人数：15名

活動予算：7万円

協力団体等：福井県小浜市・小浜西組等(重伝建地区)の皆さま・小浜西組町並み協議会

東海北陸ブロック

(一社)福井県建築士会

『五感で感じる木の事業』



■概要

〈活動の経緯〉

日本の建物は古来から地場の木材を使用して建築されてきました。近年、建築材料の多様化と共に流ルートの拡大により、外国産材をはじめとする地場以外の材料により、建物が構成されています。地場の木を身近な存在として認識をして頂く事で、地産地消の見地を普及すると共に環境保全の一端を担う事が必要であると考えます。

〈目的〉

- ・感受性の多感な幼少時期に木と直接的に触れ合うことで、木の大切さや、木が身近な存在とじてもらう事
- ・建築士会のPRと、参加者の保護者様に活動内容について把握をして頂く事。また知人等にも派生的な周知

〈内容〉

「五感で感じる木の事」と名をうち、全身で木を体感できる事業として考えました。

午前中には、実際に木を伐採する体験をして頂き、木が倒れる音、木の質感や切ったすぐの香りなどを感じていただき、午後からは、映像による木の事業を行い、ウッドバーニングとして、木を焦がして手紙や夏休みの思い出を木に記していただき、まさしく、五感にて木を感じていただく事業として計画を致しました。

当日までの活動は、木の授業を行っていただく講師やウッドバーニングの講師との協議はもとより、伐採地の所有者様への趣旨説明等、多くの方のご理解を賜る事に非常に時間を費やすこととなりました。また、参加者の安全確保が第一となる為、木の伐採地の下見や林道における安全確保等、屋外での事業ならではの準備期間を要することとなりました。

募集案内として、近隣市町村の小中学校教育機関に対して、夏休み前には15,000枚のチラシを作成し、配付。多くの子供たちからの参加があり、大変実りある事業となりました。

主催団体：(一社)奈良県建築士会 青年委員会

活動期間：6カ月

活動人数：参加者31人 スタッフ15人

活動予算：約15万円

協力団体等：桜井木材協同組合・青年経営者協議会

近畿ブロック

(一社)奈良県建築士会

『ふれあい木工教室』



■ 概要

〈活動の背景〉

2017年人気職業ランキングでのやりたいお仕事に「建設業」は、100位中83位ととても残念な結果となっています。しかし建築は人々の暮らしや住まいに密接に関わり、無くてはならない職業です。これらを担う子供達に「建築士」に対して、夢や憧れを抱いて貰う為の活動がとても重要であると考えています。北海道建築士会室蘭支部では、諸事情により7年前に親子ふれあい木工教室を最後に室蘭支部での活動を中止していました。しかし、これでは室蘭市内での建築士会のPRや『建築士』と言うお仕事に興味をもってもらう事が中々実現できない事、また室蘭支部で通年行事を復活させ、今まで以上に、更なるスキルアップ、地域貢献を行いたいと思い、今期は下記を目的とし、室蘭市青少年科学館様と一緒に合同開催したいと考えています。

〈活動目的〉

- ① 未来を担う子どもたちへ、建築という職業に興味をもってもらい建築士になりたい！と思ってもらう事
- ② 子ども達に木の温もりや、ものづくりの楽しさ、限りある資源の大切さの体験してもらう事
- ③ 建築士の仕事を、一般市民の方々に知ってもらう事
- ④ 建築士会の活動を、一般市民の方々に知ってもらう事

〈内容〉

図面に基づき、親子で巣箱を製作する。『製作』する事の経験をして貰う中で、木の温もりや、ものづくりの楽しさ・限りある資源の大切さ・自分達が製作した事への達成感を知り、次世代の建築士の誕生のきっかけになればと思います。また、巣箱を完成した子供達に、ちびっ子建築士免許証を授与しました。

主催団体：(一社)北海道建築士会 室蘭支部 青年委員会・女性委員会

活動期間：平成30年1月6日(開催日) 準備期間3カ月

活動人数：参加者10名(応募者30名のうち抽選)

活動予算：5万円

協力団体等：室蘭市青少年科学館

『日本遺産・人吉球磨地域における建築士の役割』



【協力団体等】

熊本県球磨地域振興局
人吉市、錦町
多良木町、湯前町
水上村、相良村
五木村、山江村
球磨村、あさぎり町
(一社)人吉球磨ブランディング研究所
熊本県ヘリテージマネージャー
たらぎ観光案内人協会
たらぎ文化協会
(一社)ひとよし球磨青年会議所
(株)NOTE人吉球磨
大畑駅を愛する友の会
JR九州(株)
(株)肥後銀行
多良木町立多良木中学校
熊本県立球磨工業高校
熊本大学・熊本県立大学

熊本県南部に位置する人吉球磨地域は、平成27年に全国17地域とともに熊本県で初めて「日本遺産」に認定された。これは、国宝・青井阿蘇神社をはじめ県内の8割を占める文化財建造物や、今も残る伝統・風習などが一体となって語ることができる同地域のストーリー、「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」が評価されたものである。10市町村で構成される同地域に対して「日本遺産」という地域共通の価値付けが行われたことで、積年の課題であった広域での一体的な観光戦略を求める機運が高まってきた。

一方、建築士会では、人吉球磨地域建築資源発掘事業(平成23～26年)や熊本県近代和風建築総合調査(平成27・28年)を通し、域内の築50年以上の未指定文化財のデータベース(670棟分)を構築していた。その経緯から、広域の観光戦略に基づき建築士が地域に貢献できることとして、日本遺産で評価された、鎌倉～江戸時代に建てられた寺社仏閣の保存修理だけでなく、評価が確立しておらず解体の危機にある近代以降の未指定文化財の保存活用を図り、歴史的な連続性と多様性のある「日本遺産・人吉球磨の価値を高める景観づくり・人づくり」を目標に活動してきた。そんな中、多良木町では歴史文化遺産利活用可能性調査(平成27年)を通して町内の未指定文化財を調査し、解体の危機にあった旧白濱旅館(明治44年建築)を町による保存活用へと導くことができた。しかし、その過程において議会や住民の猛烈な反対を受けたため、建築士会と町の共催によりセミナーやシンポジウム、ワークショップを開催して、建物の歴史的・文化的価値を訴え続け、徐々に理解者を増やしていった。その結果、最初の調査から改修を終えるまでに5年の歳月を費やしてしまい、その間も建物の劣化が進んだ為に、改修費用も嵩むこととなった。また、公共事業の発注方式では設計監理者・施工者へ想いがうまく伝達されず、最終的に歴史的・文化的価値が矮小化され、行政主導による未指定文化財の保存活用の限界が露呈してしまった。

こうした反省を踏まえ、民間主導により未指定文化財の保全活用を図るため、古民家再生に実績のある兵庫県篠山市の一般社団法人NOTEと株式会社NOTEの支援を受けて、平成29年に株式会社NOTE人吉球磨を設立した。域内に点在する未指定文化財を一体的に活用するコンセプトとして、クラシックレールウェイホテル構想を掲げ、同年8月には人吉市とJR九州、肥後銀行と「歴史的建築物活用に関する連携協定」を締結した。去る9月8日には第一弾として、人吉市にあるJR九州肥薩線の大畑駅構内の施設を改修して、レストランをオープンさせた。現在は、域外の様々な分野の専門家と連携しながら、第二弾として同線の矢岳駅・駅長官舎を改修したホテルの整備と地元雇用を前提とした事業者の起業支援、第三弾として多良木町で無償譲渡を希望されている古民家の活用構想づくりを進めている。

主催団体：(公社)熊本県建築士会 人吉支部

活動期間：平成23年～

活動人数：13名

活動予算：各年5万円

九州ブロック

(公社)熊本県建築士会

女性委員会セッション

第60回建築士会全国大会さいたま大会女性委員会セッション

和の空間の魅力を探る

「魅力ある和の空間ガイドブック WEB 版」制作記念トークイベント

日時：2018年10月26日（金）10：00～12：00

会場：大宮ソニックシティ・ビル棟4F市民ホール 第4集会室

■主旨

人々のライフスタイルが変化する中で、地域の環境に適した伝統的な住まいに暮らす人々が減り続けています。なかでも日本の住まいの中で培われた和室や縁側といった和の空間がなくなりつつあることが危惧されています。このような状況をふまえ、女性委員会では2016年より「和の空間」をテーマに活動し、「和の空間を体験して、その魅力を再認識できるような建築を紹介するガイドブック（WEB版）」を制作することとしました。

このガイドブックは今年9月に完成し、建築士会連合会女性委員会のホームページ上で公開を始めました。全国各地で公開されている和の空間の事例の中から、「魅力的なもの、これからの居住環境への示唆に富んでいるもの」を、都道府県ごとに数点ずつ選んで紹介しています。和の空間をあらためて捉え直し、今後の設計活動や居住環境づくりにいかしていくこと、一般の方々にも全国各地に現存する貴重な建築の魅力を広めることを目的としています。

本日は、制作を記念するトークイベントを行います。掲載した事例の一部をパネリストの方々を紹介いただきながら「和の空間の魅力」を探り、現代における和の空間の継承、普及、活かし方を考えます。

■プログラム

- 総合司会：山中 路代（連合会女性委員会副委員長）
- 10：00～10：10 開会挨拶、主旨説明
小野 全子（連合会女性委員会委員長）
- 10：10～11：55 施設紹介及びパネルディスカッション
コーディネーター
多羅尾 直子（東京建築士会）
- パネリスト
早川 陽子（北海道建築士会）
筒井 裕子（愛知建築士会）
瀧口 静（京都府建築士会）
北山 裕美子（岡山県建築士会）
- 11：55～12：00 閉会挨拶
本間 恵美（連合会女性委員会副委員長）

『魅力ある和の空間ガイドブック』

2018年9月 WEB版公開

編著：日本建築士会連合会女性委員会 都道府県建築士会女性委員会（部会）

日本建築士会連合会女性委員会 HP

<http://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/jyosei-iinkai/index.html>

魅力ある和の空間
ガイドブック WEB 版

北海道の掲載事例

- ・ 清華亭
- ・ 旧永山武四郎邸
- ・ (旧)岡川薬局
- ・ 旧岡田邸
- ・ 旧相馬邸

和洋折衷から学ぶ
和室の魅力

早川陽子

(一社)北海道建築士会
早川陽子設計室主宰

2006年～2014年 北海道建築士会女性委員会委員長、2006年～2014年、2017年 北海道建築士会理事、1998年～2001年 日本建築士会連合会女性委員会委員

旧永山武四郎邸

北海道札幌市

きゆうながやまたけしろうてい



旧永山武四郎邸は、第二代北海道庁長官・永山武四郎が屯田事務局長時代に建てた私邸である。明治10年(1877)代前半頃の創建で木造平屋建て、建築面積136.06㎡の和洋住宅である。小屋組は、洋式のキングポスト・トラス。外壁は低い堅羽目の腰を回し、上部は隅柱型付の下見板張りとしている。玄関棟の妻に十字型の飾りがついている。敷地は札幌繁栄図録によると、木製の板塀で囲まれ、北側には2本の木製橋がかけ渡してある。玄関からホールに進み、南側の庭園に面して洋風の応接室と15帖の表座敷が続いている。2室は引き分け板戸で隔てられ、表座敷に隣接する北側の8帖脇座敷は、主人の居室と推測される。

表座敷



表座敷から応接室を臨む

脇座敷



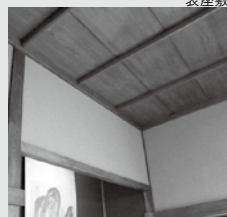
平成17年度(2005)に大規模な保存改修工事を実施。隣接する「旧三菱鉱業寮」も平成28年(2016)から2年かけて保存活用工事を実施し、平成30年(2018)6月23日に一般公開となった。洋風2階建ての建物は、永山邸を買収した三菱鉱業(現在三菱マテリアル)が昭和12年頃に増築したものである。今回の一般公開に向けて、1階にカフェを開設。2階は貸室としても開放しており、車いす用のスロープ、トイレも設置されている。



見どころ

表座敷と脇座敷の天井は、2室とも羊縁天井だが、床差し(床挿し)になっている。これは通常は忌み嫌われるが九州地方には多く見られるようである。

表座敷



特に興味深いのは脇座敷の天井板で、道産材(マツ・カツラ)の寄せ張りとしている。表座敷の板目との対比が面白い。

脇座敷



応接室と表座敷を分ける開口部の額縁は、洋室側と和室側で形状が異なり、特に和室側の額縁は、市内に現存する清華亭とよく似た形状である。

表座敷の廊下から庭に出る沓脱ぎ石は大振り of 軟石を重ねたもので、玄関よりも重厚な印象を受ける。



建物名称	旧永山武四郎邸
建築年	明治10年(1877)代前半頃
構造・様式	木造平屋建て
所在地	札幌市中央区北2条東6丁目
電話	011-232-0450
H P	https://sapporoshi-nagayamatei.jp
開館時間	9:00～22:00
定休日	毎月第2水曜日(祝日の場合はその翌日)年末年始
入館料	無料
駐車場	身障者専用駐車場 1台
アクセス	地下鉄東西線「バスセンター」下車、10番出口より徒歩10分
備考	北海道指定有形文化財

北海道の事例は開拓の歴史と深く関わっている。5件いずれも和洋折衷であることは偶然である。建築年代は明治10年～昭和8年、積雪寒冷地に日本家屋を建てる工夫と地域に合わせた暮らし方が見てとれる。

札幌に建つ旧永山武四郎邸は西洋建築が住宅に用いられた先駆的な例であり、清華亭と共に道産材が使われている。格式ある座敷の隣に洋間が続く大胆な間取り、十字型の玄関妻飾り、軟石の煙突など北海道開拓時代の特徴が印象的である。函館の旧相馬邸、旭川の旧岡田邸は共に豪商の私邸で、全国の1級の材料を1級の職人が手がけた書院造、落葉樹を生かした日本庭園などオーナーの美意識を堪能できる。小樽の(旧)岡川薬局は店舗併用住宅の先駆けで、ガラス張りの店舗と2間続きの堂々たる和室から当時の商人の暮らしぶりが伺える。

現代の日本の住まいは椅子座であっても靴を脱ぐ暮らし方であり、畳にこだわらず床座は大切にすべきだと思う。改めて歴史と地域が育んだ和洋折衷の建物から和の空間の魅力を探してみたい。

(旧) 岡川薬局

北海道小樽市

きゆう おかがわやつきよく



明治28年創業の岡川薬局は小樽で数少ない薬種売薬の老舗であった。昭和5年、二代目が本建物を新築。その娘は小樽で2番目の女性薬剤師であった。建設地はJR函館本線の南小樽駅の近くにあり、日本で3番目の旅客鉄道として明治13年に開通していることから、当時この周辺は商業地として繁栄していたことが窺える。

本建物は店舗併用住宅であり、主屋と石蔵から成る。主屋は木造モルタル塗とタイル貼の3階建て赤いマンサード屋根と装飾のあるドーマー窓、2階の正面の縦長窓の中心にはかつてバルコニーが配されており、1階店舗のアーチ型ショーウィンドウ、右読みの看板など昭和の洋風な意匠が色濃く残っている。後方は切妻の2階建てである。外観は洋風だが和洋折衷の造りで、今回紹介の和室は主屋の2階にある。階段を上ると正面（道路）側に縦長の窓が迎え、二間続きの十二畳半と十畳の和室、廊下を挟んだ後方に六畳と三畳および六畳の各和室が配されている。特に十二畳半の和室は格調ある書院造りで、座敷飾り（床、付け書院、違い棚）、欄間や障子の繊細な組子細工、洗練された引手などに当時の匠の卓越した技を見ることが出来る。

1階正面の薬局は2層分の高い天井をもち、板張りの中心には漆喰塗の中心飾りが施されている。調剤室のガラス窓に当時の女性薬剤師の姿が重なるようである。

見どころ

岡川薬局は店舗併用住宅であり、1階正面に薬局、他は居住空間である。2階正面、縦長窓の背後に廊下を挟み、この家で最も格式の高い十二畳半の和室がある。まず目を引くのは二間半の床の間と脇床、座敷飾りである。こぶ洗い出しの重厚な床柱を中心に、付け書院の繊細な組子、違い棚には筆返しに施され、金色の天袋の鈍い輝きと鶴の透かし彫りの引手が小さいながら空間を引き締めている。続く十畳間への欄間は、松の透かし彫りと麻の葉模様の組子細工を塗り縁と竹で囲んでいる。真、行、草でいうところの行の座敷である。縁側的な廊下は洋風と和風の意匠が調和しており、かつて住人が過ごしたハイカラな日常生活に想いを馳せるのも楽しい。



二間続きの和室：
欄間は透かし彫りと組子、
竹を組合わせ凝った造り

平成20年に四代続いた薬局を廃業。平成22年に(旧)岡川薬局として極力現状維持の状態でゲストハウス、カフェに用途変更され、観光都市小樽ならではの宿泊を軸としたビジネスモデルの創出を展開している。歴史的建造物が保存のみならず、新しい役割を見出し活用され、将来に建築文化を繋げた好例と言える。



かつての薬局は
カフェとして営業

取材協力
N合同会社
建築史家 駒木定正氏
「小樽の歴史的建造物」
(発行:小樽市教育委員会)

建物名称	(旧) 岡川薬局
建築年	1930年(昭和5年)
構造・様式	木造3階建て・在来工法
所在地	小樽市若松1-7-7
電話	0134-64-1086
H P	http://www.re-okagawapharmacy.info/
開館時間	公開時間: 13:00~17:00(月曜定休・要予約)
	定休日: 月曜(祝祭日とその前日は営業)
	カフェ: 日曜・火曜・水曜 11:00~22:00
	金曜・土曜 11:00~25:00
	木曜 13:00~21:00(会員限定のワーキングカフェ)
	ゲストハウス: チェックイン ~22:00
	チェックアウト ~10:00
	レンタルスペース: 11:00~22:00
アクセス	JR南小樽駅より徒歩10分 駐車場有
備考	小樽市歴史的建造物、小樽市都市景観賞奨励賞

北海道は地域により気候風土が異なる。札幌、函館、旭川、小樽から地域と共に息づいている建物をその町の建築士が紹介する。取材を通して、当時の建築に携わった人々の想いや開拓地北海道の自由さが随所に見て取れる事、それぞれが丁寧な改修後に一般公開され、まちづくりに貢献していることも興味深い。

和の空間の魅力は日本人の心にあるほっとする何かがあることや五感に訴える素材の感触や心地良さ、洗練された匠の技や季節毎の設えは日々の暮らしを豊かにしてくれる。

一方、私たちが設計する住宅の和室の優先順位は低い。かつて先人たちが創意工夫して建てた北海道の和室を暮らしの視点から見つめ直し、現代の暮らしに合った和の空間を表現することも可能ではないか。

紹介の幾つかは見学のみならず、飲食、貸室、撮影利用として誰でも利用出来る身近な存在になっている。住まい手、作り手自身が和室の魅力を見つけ、暮らしに生かす機会になれば良いと思う。

魅力ある和の空間
ガイドブック WEB版

東京都の掲載事例

- ・ 旧白洲邸武相荘
- ・ 林芙美子記念館
- ・ 旧猪股邸

現代の住まいに
活かしたい和の空間

多羅尾直子

(一社)東京建築士会、(有)タラオ・ヒイロ・アーキテクト代表
2008年～2012年 東京建築士会女性委員会委員長、2009年～ 東京建築士会理事、2016年～2018年 日本建築士会連合会女性委員会委員

旧白洲邸 武相荘

東京都町田市

きゅうしらすてい ぶあいそう



白洲次郎・正子が終戦前、1943年に農地付きの古い茅葺き農家を購入して移り住み、形作り、生涯を通して愛した家。寄せ棟造りの重厚な茅葺き屋根の母屋、柿やシラカシなどを配した広い庭をもつ佇まいで、当時の暮らしの様子をとどめながら、カフェ、レストラン、ミュージアムとして活用されている。



母屋外観

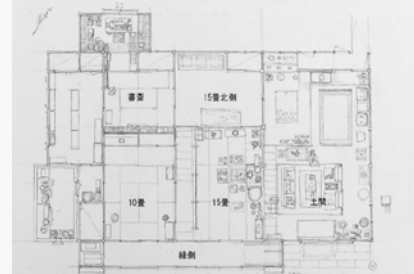
正子書斎

見どころ

白洲正子が「田の字につくってある農家は、自由がきき、いくらでもいじくり廻せる、無駄のある家である」と書いた通り、既存を活かしながら、白洲夫妻の感性でインテリアを造り上げている。茅葺屋根のどっしりとした室内に、味わい深い家具や骨董が絶妙のバランスで配置されている。何ともいえない愛嬌ある使い方が施されていて、住み手のセンスが感じられる。



【土間】牛が住んでいた土間を、白いタイル貼り床の居間兼応接室に改修し、ポイラー突き温水式床暖房を入れ、和と洋が融合した雰囲気を出している。千本格子戸や障子が空間をゆるく区切っている。既存の骨太な椽天井が、どっしりとした空間を造っている。土間から階段で上がる書斎であった空間は、子供部屋として利用されていた。



建物名称	旧白洲邸 武相荘
建築年	不明
構造・様式	木造平屋建、寄せ棟造、茅葺
所在地	東京都町田市能ヶ谷7丁目3番2号
電話	042-735-5732
H P	https://buaiso.com
開館時間	10:00～17:00 (月曜休館、入館16:30まで)
アクセス	小田急線 鶴川駅北口下車 徒歩15分

東京の都心部では、関東大震災、戦災そして戦後の街の激変を経て、木造建築の多くが失われた。それでも価値が理解され保存されている名作と言われる住宅が、少数ではあるが存在している。東京で公開されている名作住宅の中で、現代に通じる居住性や快適さを持ち合わせた「和の空間」を3件選ぶこととした。

林芙美子記念館は主に和室からなり、武相荘は田の字型平面の農家を改修して土間を洋室化している。猪股邸は戦後に建てられ洋室も多い。ここでの洋室とは、床が畳でなく床座ではない部屋であるが、洋室であっても和室であっても「和の空間」が感じられるのは興味深い。3件に共通する特徴からその理由を考えたい。

これらは平屋で、緑豊かな広い庭が部屋から見えて、建具を開ければ庭と室内がつながる。内外の中間領域に縁側や軒下の半屋外空間があり、引戸や障子などの建具の開け閉てによって光や風や視界をコントロールできる。それによって落ち着いた室内空間が得られる。障子は雪見障子や引き込みといった工夫も加わって、季

林芙美子記念館

はやしふみこきねんかん

東京都新宿区



左/アトリエ棟 右/生活棟

この建物は『放浪記』『浮雲』などの代表作で知られる作家林芙美子が、昭和16年から昭和26年にその生涯を閉じるまで住んでいた家である。芙美子は新居を建てるにあたり、建築について勉強をし、設計者や大工を連れて京都の民家を見学に行ったり、材木を見に行くなど、その思い入れは格別であった。山口文象設計によるこの家は、数寄屋造りのこまやかさが感じられる京風の特色と、芙美子らしい民家風のおおらかさをあわせもち、落ちつきのある住まいになっている。



茶の間

【茶の間】茶の間堀ごたつ、釣り戸棚、二段押入れ、収納式神棚、多くの小引き出しなどを揃えたこの部屋は、暮らしやすさを考えた一家団らんのであった。ちゃぶ台を囲んで一家が集まる時、芙美子の母は、常に右手床の間の床柱前に、大きな座布団を敷いて座ったそうだ。

【庭】芙美子の生存中、この庭一面に孟宗竹が植えられていた。没後、次第に竹は切られ、その面影は客間前の庭付近に見られるだけとなった。このほか寒椿、ざくろ、アルミア、おおさかつきもみじなど、芙美子が愛した木々がこの庭に植えられていた。現在は、カタクリ・サフランなど、四季折々の草花を楽しむこともできる。

【書斎】納戸として作られたこの部屋は、しばらくすると、書斎として使われるようになった。しかし、深い土庇、部屋の中から、半障子を通して廊下越しに北の小窓が見える様子など、納戸とは思えないような趣向も凝らされている。



書斎

見どころ

林芙美子のセンスの良さ、住まいについての真実さが感じられる住宅であった。人に見せるための家ではなく、客間よりも茶の間と風呂と厠と台所にぜいを凝らしており、住み手のくらしと安らぎを第一に考えた家であった。終の棲家となったこの家には、創作活動と同様に生活を大切にしたい芙美子の熱い想いを随所に見ることが出来る。各部屋どこにおいても庭との一体感を感じられ、風通しが良く、日本家屋の良さを感じられる。



建物名称	新宿区立林芙美子記念館
建築年	1941年(昭和16年)
構造・様式	木造平屋
所在地	東京都新宿区中井2-20-1
電話	03-5996-9207
H P	https://www.regasu-shinjuku.or.jp/rekihaku/fumiko/
開館時間	10:00~16:30(入館は16:00まで、月曜休館)
アクセス	都営地下鉄大江戸線・西武新宿線「中井駅」徒歩7分
備考	通常は外から見学。内部特別公開についてHP参照

武相荘と林芙美子記念館には室内に家具や調度品が置かれていて、住まれ方がよくわかる。

<参考文献>

中川武「和の空間を考える一居住空間にとって美とは何か」建築士 2017年12月号 p14~p17 (平成29年度第27回全国女性建築士連絡協議会東京大会報告、基調講演)

節や時間や天候に応じて庭の景色の見え方を変えられる。床の間や飾り棚といった飾る場所を設けて、掛け軸や額を掛けたり、花を生けたり、ものを飾ったり、照明器具を置いたりする。そして、それら以外にはあまりものを出したり飾ったりしない。建具や飾る場所は、住まい手が空間に働きかけることを誘発する。

庭との連続性、内外の境界部分や建具の構成、飾る場所のしつらひは、「和の空間」の重要な特徴であり、「和の空間」を感じる要因となっていると思われる。現代の都市部では、平屋で大きな庭があることは実現しにくい。また限られた予算の中では、なかなか仕上げや建具や造作にこだわる事ができないが、「和の空間」の特徴を意識して、部分的にでも設計に取り入れていくことは可能であろう。また、東京ではなかなか見られないが、町家に見られるような立体的な構成や、囲われた小さな坪庭が作りだす「和の空間」も魅力的である。ぜひ現代の住まいに応用していきたいものである。

魅力ある和の空間
ガイドブック WEB 版

愛知県の掲載事例

- ・徳川園 蘇山荘
- ・古川美術館分館 爲三郎記念館
- ・南山寿荘/昭和美術館

伝わる空間力

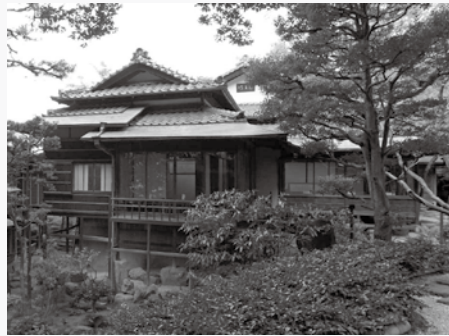
筒井裕子

(公社)愛知建築士会
筒井裕子建築研究所 所長
2002年～2004年 愛知建築士会女性
部会部長、2014年～理事、2018年
～常務理事、2014年～2018年 日本
建築士会連合会女性委員会委員

古川美術館分館 爲三郎記念館

愛知県名古屋

ふるかわびじゅつかんぶんかん ためさぶろうきねんかん



爲春亭

爲三郎記念館は、一代で名古屋を代表する実業家となり、後に文化芸術、福祉、教育、医療の分野で社会に多大な貢献をした古川爲三郎が、長年に渡り暮らしした数寄屋造りの邸宅である。建物全体に数寄の世界が行き渡り、茶人好みの建築といえよう。敷地は閑静な住宅街にあり、樹木の繁る敷地内には主屋の「爲春亭」、四季折々に変化を見せる日本庭園、その中にひっそりとたたずむ茶室「知足庵」があり、北垂れの敷地の地形を巧みに活かし、建物と庭が配置されている。



知足庵

見どころ

爲三郎記念館には小間・広間の変化に富んだ五つの茶の空間があり、其々の席を使い分け様々な茶事が行われていたと思われる。部屋ごとに意匠に趣向が凝らされているが、これみよがしの感じが無い。庭と和室を繋ぐ縁側の曖昧で豊かな空間が、居心地の良さにつながっている。また、和の空間の意匠に大きく係わる欄間や建具の意匠と機能性は必見である。見学の際は、一廻り目はまず全体の雰囲気を感じる。二廻り目は床の間、欄間や建具、天井などの細部を観察。三廻り目は茶事を想定して、庭、縁側、和室の空間構成を観察。最後は座してゆっくりと空間を堪能することをオススメしたい。



【爲春亭 (いしゆんてい)】

爲春亭は各部屋が雁行して並び、柱と貫が交差する高床式の外観は、柱離宮の書院建築を彷彿させる。「ひさごの間」「大桐の間」「葵の間」「太郎庵」があり、それぞれ趣向を凝らした意匠が見られる。「ひさごの間」は、その名が襖に漆で型押しされた瓢箪の模様由来し、床脇の琵琶床は出書院風で、源氏香軟の透かし彫りの欄間、円窓の下地窓や木瓜形(もっこうがた)の無双窓など柱離宮の意匠が見られる。「大桐の間」は杉と桐の木目を活かし山の重なりを表現した連山薄肉彫欄間と、山にかかる雲をイメージした障子欄間の意匠の掛け合いが印象的である。「葵の間」は四畳半の茶室で知足庵の反転と言え、市松の網代と年縁天井を組合せた折り上げ天井が特徴的である。

【知足庵 (ちそくあん)】

「足ることを知る」という利休の教えからその名をとった知足庵。織田有楽斎が建てた「如庵」の写しの茶室である。二畳半台目向切で下座床の席は床脇に鱗板を入れて壁面を斜行させ、点前座正面の炉の前角に中柱を立てて、火灯形をくり抜いた板を嵌める如庵独特の構成を踏襲しているが、その他は知足庵ならではの部分が多くみられる。



大桐の間



ひさごの間

建物名称	古川美術館分館 爲三郎記念館
建築年	1934年(昭和9年)
構造・様式	木造平屋建て・数寄屋造り
所在地	名古屋市千種区池下2丁目50番地
電話	052-763-1991
H P	http://www.furukawa-museum.or.jp/
開館時間	10:00～17:00(月曜休館)
アクセス	市営地下鉄東山線池下駅徒歩3分 駐車場有
備考	国登録有形文化財・名古屋市長官庁認定地域建造物資産

日本の暮らしが住宅様式の近代化の過程で様変わりし、伝統的な住宅が急速に減りつつあることは周知のことである。戦後人工的なものが科学技術の進歩として未来的に感じられ魅力を感じたのかもしれないが、今は心がそれを否定しているのではないかと思う。日本では人は自然に寄り添い生きてきた。自然環境に呼応しながら変化し、木、紙、土、石等の自然素材をうまく活用してきた。質感を感じながら自然素材に五感を刺激されながら暮らしてきたともいえる。工業製品のお蔭で住まいの手入れが減ったが、同時に自然素材も激減した。和の空間の減少は、人間は便利すぎると退化してしまうということを教えられたともいえよう。

和の空間の魅力は、不要なものをそぎ落としたシンプルな空間にあると思う。日本人の高い精神性を継承するということもあるが、シンプルな空間故に日々の暮らしの中で、四季のしつらえを楽しむことができる自在な空間であり、更に融通性があり心地よい空間であれば、集いを促す空間となる。

南山寿荘/昭和美術館

なんざんじゆそう しょうわびじゆつかん

愛知県名古屋市



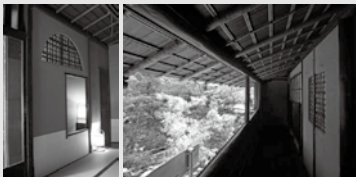
捨駕籠の席

名古屋の閑静な住宅地に建つ南山寿荘は、実業家であった後藤幸三氏の住宅であった建物であり、元々は、堀川沿いに建てられていた尾張藩家老の渡辺規綱の別邸だった茶室と書院からなる建物である。規綱は裏千家の家元玄々斎の実兄であり、自らも又日庵（ゆうじつあん）と号す茶人であったと知られている。江戸末期に建てられ、昭和10年に現在の地へ後藤家の別邸として移築された。

一階の茶室は、主屋に対し角度を振って配置されていることから、捨駕籠（ねじかご）の席と名づけられた。移築前は、堀川から寄付を経て、階段を上って内膳掛に入った。二階書院は入舟の席とも呼ばれていた。現在も池からの傾斜を利用した配置は当時のたたずまいが感じられる。移築後に変わった部分もあるが、この変わった部分を見ると、後藤氏や関わった大工のセンスの良さが感じられる。玄間は元々台所であった場所であるが、高山の古民家より材を移築し、民芸調の応接間となっている。どっしりとしたその空間は、武家好みの茶室、明るく開放的な広間と対照的で、建物全体の印象をより鮮やかにしている。また、二階の水屋の天袋の板戸も木目を活かした山の意匠が粋である。

見どころ

玄間入ってすぐの民芸調の応接間、その向こうから外の緑が目に入ってくる。廊下へ進むと、その右側の壁には下端が膝の高さの開口があり、中に斜めの壁が見える。とても魅力的な空間で、その開口（中潜り）を通して、内膳掛に入る。その台形の空間は何とも居心地がいい。それらを経て入る捨駕籠の席は、それまでの期待を裏切らないお茶室である。捨駕籠の席は、四畳中板入りで、座によって天井の高さや材を変えたり、筆柱を配したりと空間に変化と広がりを感じられる。障子には外の緑の色が映りこみ、季節の変化も楽しめる。



昭和美術館の展示室には、数寄者であった後藤氏が集めた茶道具や和歌などのコレクションが企画に合わせて展示されている。また、敷地内にある南山寿荘旧正門は、芝居小屋から移築され、移築後に捨駕籠の席にちなみ、門扉がその屋根に対して斜めに取り付けられたもの、外腰掛待合は桂離宮の写しであり、有合庵の小間は普段非公開だが、極小の空間が素晴らしい。展示室を見て、これらの建物を眺めながら静かな庭をめぐり、南山寿荘を観ると、名古屋のお茶文化を感じることができる。



二階の広間は、洗練された武家の書院といった趣きで、すっきりとした主張しすぎない意匠が素敵である。障子は正方形に棧が組み、下の方は横棧の間隔が狭くなっている。玄々斎好みだそうで、かっこいい。ふすまの引手は裏千家の替え紋であるつぼつぼのデザインになっている。つぼつぼの引手は捨駕籠の席の水屋にもみられる。



建物名称	南山寿荘(旧渡辺家書院及び茶室)/昭和美術館
建築年	1832年(天保3年)建築、昭和10年移築
構造・様式	木造二階建て・数寄屋造り
所在地	名古屋市昭和区汐見町4番地の1
電話	052-832-5851
H P	http://www.spice.or.jp/~shouwa-museum
開館時間	10:00~16:30(月・火定休)展示開催中のみ開館
アクセス	南山寿荘内部は11月3日公開、捨駕籠の席は予約制
備考	市営地下鉄鶴舞線いりな駅徒歩10分 駐車場有 愛知県指定文化財

【コラム】

昨年「魅力ある和の空間ガイドブック」制作に際して、連合会女性委員会委員 10 名で和の空間について意見交換した。地域性はあるものの、日頃的设计業務で和室をつくる機会が減っているとのことであった。

考えてみると現在「和」の意匠が一番採用されているのは、宿泊施設ではないだろうか。住宅では味わえない「和」を宿泊することで体感し、日本人のDNAに刷り込まれている「和」に心地よさを感じるのだろう。他国の人々が日本文化を評価し、伝統文化である「和」を求めているにもかかわらず、日本の暮らしの身近なところから「和」が無くなっていき、特別なものになりつつあることは非常に危惧するところである。

日本では、人は自然に寄り添って生きてきた。地域の自然環境に呼応して暮らし、自然素材を様々な活用に活用してきた。障子に貼られた和紙を通した柔らかな光に和らぎを覚え、組子の意匠に緊張感を感じる。日本伝統の素材や道具、場には日本人の潜在的な感覚を喚起させる力があることを感じる。

ぜひ全国の女性建築士が薦める「和の空間」を体感し、日本人のDNAに刷り込まれた「和」を奮い立たせて感じていただきたい。

愛知の掲載事例「徳川園蘇山荘」「古川美術館分館爲三郎記念館」「南山寿荘/昭和美術館」は、これからの居住環境づくりに際してぜひ体感していただきたい隠れた好例である。現在はカフェ・バー、美術館、茶室として使用されており、3件ともに前所有者から引き継いだものであるが、調査取材において管理者の建物に対する深い理解と愛着、こだわりを強く感じた。所有者は変わったが、脈々と続いているものがある。建物の細部意匠の謂れなどまで管理者が把握しており、過去と現在が由来のあるデザインによって結ばれている。タテの繋がり（時間軸）がデザインから読み取れ、空間の力を感じた。和の空間を推薦するにあたり、当初からその場に建っているものまたは同地域に移築されたもの、一般の方が親しんでいる建物であること、空間が活かしていること等を前提に、和の空間構成、意匠や機能が身近に体感できるものを選んだ。ぜひ時間をかけてこの空間をじっくりと体感していただきたい。

魅力ある和の空間
ガイドブック WEB 版

京都府の掲載事例

- ・ 聴竹居
- ・ 頼山陽書齋（山紫水明処）
- ・ 豪商 稲葉本家

京都の歴史を物語る
数々の和の建築

瀧口 静

(一社)京都府建築士会
株式会社キャンパスホーム
一級建築士事務所 代表取締役
2016年～2018年 京都府建築士会
女性部長、2018年～現在 京都府建
築士会理事

聴竹居

ちようちくきょ

京都府乙訓郡大山崎町



聴竹居

昭和3(1928)年の創建時より変わらぬ姿で京都府乙訓郡大山崎町の天王山の麓に建つ聴竹居は、建築家・藤井厚二の第5弾の自邸として建設された名作住宅である。和洋の生活様式の統合とともに、日本の気候風土との調和を目指した昭和初期の日本の住宅として、先駆性・歴史的・文化的価値が高く評価され、藤井厚二の数ある建築物の中でも現存している貴重な物件である。それまでに建てた4軒の実験住宅の経験を活かし、真に理想的な住宅を建てるにあたって次の5つの条件をもとに聴竹居は作られた。

- 8人の人間が快適に住むのに充分な大きさとする。
- 来客の応接用に当てる空間は可能な限り減らし、家族の居住空間の快適さを第一とすること。
- 腰掛式(椅子式)生活を主とし、畳生活も混用する。
- 木造平屋の建物とし、建物のサイズを可能な限り小さくするため、調理と暖房のための電気器具を取り付けること。
- 夏季の生活の快適性を第一に考慮すること。

これらの条件は日本の住宅のテーマというべきものである。「真に日本の気候風土にあった、日本人の身体に適した住宅」を生産追い求めた藤井厚二の研究と実験の集大成を是非ご覧になり、体感していただきたい。

見どころ



食事室

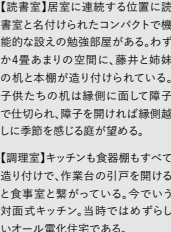


居室とゆるやかに仕切られる

【食事室】居室の床より15cm上げて設けられた食事室は完全に仕切らず、居室の一部となっている。ベンチシート横の台の上部には花籠が吊られ、日々季節の花が盛られていた。



読書室



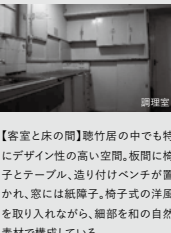
調理室

【読書室】居室に連続する位置に読書室と名付けられたコンパクトで機能的な設えの勉強部屋がある。わずかに4畳あまりの空間に、藤井と姉妹の机と本棚が造り付けられている。子供たちの机は縁側に面して障子で仕切られ、障子を開ければ縁側越しに季節を感じる庭が望める。

【調理室】キッチンも食器棚もすべて造り付けて、作業台の引戸を開けると食事室と繋がっている。今という対面式キッチン。当時ではめずらしいオール電化住宅である。



客室



【客室と床の間】聴竹居の中でも特にデザイン性の高い空間。板間に椅子とテーブル、造り付けベンチが置かれ、窓には紙障子。椅子式の洋風を取り入れながら、細部を和の自然素材で構成している。

床の間に椅子に座った人に対応した目線の高さとしている。床の間と部屋を同時に照らす和紙の照明も藤井のデザインである。



縁側

【縁側】

南に面する細長い縁側。長手は約5,753mm。三面をガラス戸(ガラスは建設当時のもの)で囲まれ、深い軒裏が視線に入らないように床から1,700mm上部はすりガラスとし、下部も同様にする。四季折々の景色が縁側に切り取られたパノラマで楽しめる。冬の晴れた日は特に暖をとる必要もなく、効率の良いサンルームとして家事や家族の団らんの間となっていた。



角に柱を設けない手法のコーナー部分を利用した花台

涼しく暮らすための工夫も見どころのひとつである。庭の木々や深い庇が夏の直射日光を遮る。また、気流・通風を考慮した通風口、床下の冷たい空気を内部を通し屋根裏へ排出させる天井排気口や、西側に設置された通気口から地中に埋め込んだ土管を通して外気を室内に送るクールチューブは天然のクーラーである。襖や障子、欄間を開けることで風が通り抜け、家は大きな一室となる(一屋一室)。断熱は様々な研究検討の上、土塗壁を採用している。仕上げは和紙を貼るなど、天然の調湿を考えた、まさに現在の無添加・パッシブ住宅である。

建物名称	聴竹居
建築年	昭和3(1928)年
構造・様式	木造平屋建て
所在地	京都府乙訓郡大山崎町谷田31
電話	(問い合わせ、見学申込はHPから)
HP	http://www.chochikukyo.com/
開館時間	水・金・日曜日 9:00～16:00【事前申込要】
アクセス	JR山崎駅より徒歩5分 駐車場なし(近隣パーキング有)
備考	国指定 重要文化財(2017年7月31日指定)

京都の数ある建築物の中でもあまり知られて無い3物件を紹介する。建築主がその建物を造った経緯も大変興味深いものがある。3物件に共通する点は、いかにも京都らしい京町屋で中庭があってというものではなく、木造住宅を迫及した結果の集大成という点である。京都の夏は非常に蒸し暑く、冬は寒い。この気候をうまく建築に取り入れ、京都の景観が存分に楽しめる建築物、庭造りを貪欲に追求している。自然環境、立地条件、建築手法の採り入れ方がこれらの物件の見どころである。私達が考える京都の建築とは、京都の気候風土や四季を感じながら、住みよい空間を作る事を主と考える。その中でも和の空間を感じる建物は、京都らしさでもあり、京都で建築物を造る上では切っても切り離せない部分である。

現代におけるパッシブデザインを聴竹居に学ぶ事ができる。京都府大山崎町の山麓に建つ聴竹居は、建築家藤井厚二の5番目の自邸で、昭和初期に建てられ、その先駆性、歴史的・文化的価値が高く評価されている。

頼山陽書齋（山紫水明処）

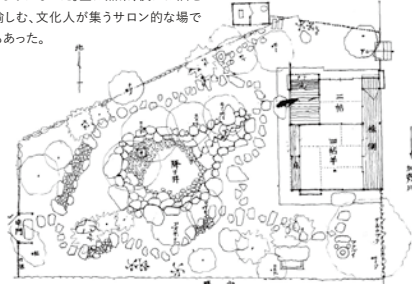
らいざんようしよさい（さんしすいめいじよ）

京都府京都市上京区



山紫水明処

山紫水明処は『日本政記』、『日本外史』の著者であり、江戸時代後期の歴史家、思想家、漢詩人、文人で、明治維新の原動力となった頼山陽が晩年を過ごした建物である。自宅である水西荘の庭内に増築した建物は草堂風の書齋と茶室をかねた離れであり、『日本外史』全22巻はここで完成した。当時、川幅は広がったため現在のような垣根はなく、鴨川に面した縁側の下には清流が流れていた。東に見える鴨川の対岸の柳と遠くに見える東山三十六峰を一望する眺めを山陽は大変愛したと伝えられている。この書齋に山紫水明処という名をつけてから、一般に「山紫水明」とは風向明燭の代名詞として使われるようになった。昼は煎茶、夜には酒を愉しむ、文化人が集うサロンのな場でもあった。



出典/『史跡 頼山陽の書齋 山紫水明処』岡田孝男・著

見どころ



四帖半

【四帖半】

四帖半の天井は琵琶湖の葎(よし)の穂先を並べて漆で仕上げたものに、北山小丸太の隅木で寄棟の化粧屋根裏(四注天井)。壁の腰板と建具の腰は網代で仕上げた風流なものである。

【外格子】

内障子の棧に合わせた西側地窓上部の外格子。直線は竹で曲線は南天の枝を使った趣のある華奢な作り。

【西側地窓】

西側の地窓の室内側には網代戸、外部は雨戸。ここから茶や酒を運んだという。



西側地窓と外格子



降り井

【降り井】

かつて鴨川の伏流水が湧き出していた「降り井」。地面から2mほど下に設けられている非常に珍しい意匠である。山陽が造ったかどうかは不明。鴨川の工事により現在は枯れている。

【建物】

葛屋葺(くずやぶき)入母屋造りの建物は、鴨川べりの湿気に耐えるように堅い栗材を用い、四帖半の主室と二帖の次の間、約一帖分の板の間から構成されている。素朴な外観ながら高度な手法と贅沢な材料を惜しみもなく使用しており、遊び心が随所にみられる。京都の蒸し暑い夏と厳しい冬の寒さ、鴨川線の湿気対策や換気に気を配った工夫も見どころ。

●柱は皮付き赤松を由緒ある建物より譲り受け再利用したものである。

●建具にガラスが使用されている。当時、輸入の吹きガラスは非常に珍しく、1枚のガラスで小さな家が一軒建つと言われるほど高価なものであった。

●支那風の手摺の意匠は、儒学・漢詩・煎茶など中国への憧れか。手摺の外には鴨川が流れ、遙か向こうに比叡山、東山、吉田山を望む。



●京都市眺望景観創生条例に基づき特に重要な眺望景観や借景として選定された「眺望景観保全地域」に指定されており、大文字を望む景観の視点場となっている。

●見落とすような敷地への入り口。当時の敷地は267坪あったが山陽が亡くなったあと人手に渡った。明治の孫の代で買い戻され、母屋を解体して借家を6件建てたため、路地を共用している。



路地に続く入り口

建物名称	頼山陽書齋、山紫水明処
建築年	1828(文政11)年
構造・様式	木造平屋建て・葛屋葺入母屋造り
所在地	京都府京都市上京区東三本木通丸太町上ル南町
電話	一般財団法人 頼山陽旧跡保存会 075-561-0764
HP	なし (詳細はお問い合わせ)
申込方法	見学は希望日の2週間前までに往復はがきにて【事前申込要】
アクセス	京阪電車 神宮丸太町駅より徒歩6分
備考	国指定 史跡(1922年3月8日指定)

「日本の気候風土にあった日本人の身体に適した住宅」を生涯追求求めた藤井厚二に敬意を表し、京都府建築士会では、優れた木造建築を評価する藤井厚二賞を設けている。庭の木々や深い庇が直射日光を遮り、地下に設けられたクールチューブなど、夏の生活を快適にすごせる工夫が随所にあるのが見どころ。洋式と和式をうまく融合し、機能的かつ斬新なデザイン性、合理的な造りは現代の住宅にも是非採り入れたい部分である。

山紫水明処は、江戸時代後期に文化人、頼山陽が晩年過ごした自邸。鴨川に面した縁側からの眺めは、東山大文字を望む景観の視点場となっている。鴨川の眺望が気に入った山陽は次々と転居した末に6度目にこの地を手に入れた。蒸し暑い夏と厳しい冬の寒さ、鴨川の湿気対策や換気に配慮した建築手法で、北山丸太の隅木で寄棟の化粧屋根、網代の建具、吹きガラスなど高度な手法と贅沢な材料、遊び心が随所に見られる。時代背景からその建築に至った目的、歴史を紐解きながら、京都の絶景も感じられる和の空間を是非ご覧頂きたい。

魅力ある和の空間
ガイドブック WEB版

岡山県の掲載事例

- ・ いかしの舎
- ・ 脇本陣 木代邸
- ・ 後楽園
- ・ 由加山 蓮台寺 客殿 通天橋
- ・ 特別史跡 旧閑谷学校

岡山藩主池田家の
地域で愛される
和の空間デザイン

北山裕美子

(一社)岡山県建築士会
アート・プロジェクト株式会社代表

後楽園

こうらくえん

岡山県岡山市



延養亭

【延養亭（えんようてい）】

藩主の居間で、園内で最も重要な建物だったが、戦災で焼失し、昭和三十五年に当時第一級の木材と技術で築庭当時の間取り「御茶屋御絵図」を元に復元された。築庭当初から現在の位置に建てられ、藩主の座る主室からの眺めが最も美しくなるように、庭園が作られている。現在もこの景観の保全につとめている。沢の池、唯心山、借景の操山と、園内外の景観が一望できる、後楽園の中心的建物である。現在、期間限定で一般公開がある。また、お正月や月見などの年中行事の時には、琴の演奏が催される。

延養亭には隣接する茶室「臨軒」がある。天井に龍の絵が描かれていることから「龍の間」とも呼ばれている。戦争で焼失し、延養亭とともに復元された。現在の龍の絵は、倉敷市出身の日本画家池田通郵画伯によって、描かれたものである。（※「臨軒」は非公開）

【島茶屋（しまちゃや）】

園内最大の池である「沢の池」の中の島にある茶屋である。園路より西に向かって太鼓橋を渡る。通常は一般公開されていないが、茶室として人気の貸し出し建築物である。



島茶屋

見どころ

非常に洗練されたシンプルな室内。障子を開けると素晴らしい開放感と美しい景色は時を忘れるほどである。治政は茶道を好み、書画、俳句などにも秀でていたが、特に大文字の名人として知られていた。写真の掛け軸は「致遠（ちえん・遠きを致す）」(延養亭)



延養亭 床の間と池田治政の書



延養亭 藩主の座る主室からの眺め

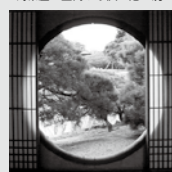
4畳半に床ノ間、床脇付。東に、2畳と直角3角形の板間付。4畳半は、腰付障子で南と西が開放され、障子の外には、濡れ縁が廻る。濡れ縁には、南側に切石の、西側に自然石の省脱石が配置されている。東側 2畳半の室の東壁面は、5尺2枚割の腰付障子で、勝手口だったと思われる。3角形の板間の斜辺に辺る壁面には、丸窓が添えられている。4畳半からは、南の唯心山から西の延養亭、2畳半の丸窓からは、東南の流店、干入の森、桜林、梅林、が眺められる。基礎は菅石、根回り竹横木下は差石。(島茶屋)



島茶屋 室内から沢の池の眺め



島茶屋 室内続く平縁



島茶屋 丸窓



島茶屋 沢の池南岸からの眺め

板の筋違い橋で繋がついている御野島には釣殿があり備前焼の鴉が寄棟の棟上に置かれている。(御野島への一般見学は不可)

【庭園】

岡山後楽園は、江戸時代を代表する大名庭園の一つである。延養亭や能舞台を中心とした亭舎、園内各所に置かれた茶室や祠には、歴代藩主の思いが込められている。

広い芝生地や、池、築山、亭舎が園路や水路で結ばれ、歩きながら移り変わる景色を眺めることができるよう工夫された回遊式庭園である。通年四季折々の景観に合わせた、趣向を凝らせたイベントで賑わう。春と夏と秋には人気のイベント、夜間特別開園「幻想庭園」が開催される。

- [ウメ(梅)]時期:2月上旬~3月上旬
- [サクラ(桜)]時期:3月下旬~4月上旬
- [ツツジ]時期:4月中旬~5月下旬
- [ハナショウブ(花菖蒲)]時期:6月上旬~6月下旬
- [ハス]時期:6月下旬~7月下旬
- [紅葉]時期:11月中旬~12月上旬

[芝を大量に使った庭]日本に広く自生している野芝を使った明るく広々とした庭園である。築庭当時、芝は沢の池西側の延養亭から見える範囲にだけ使われ園内の大半は田畑であった。その後、田畑の削減に伴って芝生地が広がり、園全体に使われたのは明治以降。

[曲水]昔は旭川の約4km上流から対岸まで引いた後楽園用水を利用していたが、今は伏流水をくみ上げている。その水を池や滝に上手に利用し、優れた水の景色を作り上げている。



延養亭 室内からの眺め



入り口付近から沢の池と島茶屋の眺め

建物名称	後楽園 延養亭・島茶屋
建築年	延養亭（昭和35年復元）・島茶屋（不明）
構造・様式	木造平屋建
所在地	岡山県岡山市北区後楽園1-5
電話	086-272-1148
H P	http://okayama-korakuen.jp/
開館時間	3月20日~9月30日午前7時30分~午後6時 10月1日~3月19日午前8時~午後5時（年中無休）
アクセス	J R岡山駅から徒歩25分 駐車場有
備考	特別名勝

岡山後楽園は、江戸時代を代表する大名庭園の一つ。延養亭や能舞台を中心とした亭舎、園内各所に置かれた茶室や祠には、歴代藩主の思いが込められている。広い芝生や池、築山、茶室が園路や水路で結ばれ、歩きながら移り変わる景色を眺めることができるよう工夫された回遊式庭園である。延養亭は藩主が後楽園を訪れた時の居間として使われていた。沢の池、唯心山、借景の操山と、園内外の景観が一望できる、後楽園の中心的建物である。

旧閑谷学校の敷地内には、国宝や重要文化財に指定された建物や塀など多くの見どころがある。その中でも最も目を引くのが、大きな赤茶色の備前焼の屋根瓦が特徴的な旧閑谷学校講堂である。江戸時代から庶民教育の実践の場として、授業が行われた場所。閑谷学校の周辺は自然が非常に良く保全されており、四季を通じて自然と接することができる。

特別史跡 旧閑谷学校

岡山県備前市

とくべつしせき きゆうしやうがっこう



泮池より鶴鳴門・講堂を望む

閑谷学校は、江戸時代に岡山藩主池田光政によって創設された庶民のための公立学校である。その姿はほぼ建築当時のままであり、慌ただしい日常生活とは一線を隔す静とした佇まいを保っている。創学の精神は形を変えつつ現代に受け継がれ、岡山県内外の生徒が研修に訪れる現役の教育の場である。



講堂（国宝）

見どころ

うねるように連なる765mの石塀に囲まれた敷地内には、閑谷学校の中心的建物である講堂をはじめ、鶴鳴門と呼ばれる正門、孔子像を納める聖廟、池田光政を祀る閑谷神社など備前焼の瓦を用いた精工な造りの建築物が並び立ち、2本の榿の木が四季おりおりの色をまとう様は壮観である。
なお、現在は資料館として使用されている旧閑谷中学校本館は明治時代の校舎であり、納められている資料とともにゆっくりと時を過ごしてほしい空間である。



講堂内部



石塀



榿山



紅葉した榿の木



備前焼の瓦

【講堂・小斎】

桁行7間、梁間6間、一重入母屋造、備前焼の瓦を用いた鍔葺の屋根をもつ。内部には10本の丸柱に囲まれた内室とそれを取り囲む入側があり、柱と床は拭漆仕上げである。鏡のような床は周辺の自然の色をとりこんで季節により表情を変える。講堂の南側には小斎と呼ばれる一重入母屋造、こけら葺の簡素な造りの建物があり、内部には四畳半二間と浴室が備えられている。藩主が閑谷学校を訪れた際に使用された建物で、子ども達が勉学に励む様子を眺めた様を想像すると当時の藩主の教育への想いが伝わってくる。小斎には質素ながらも床や炉があり、窓から見える借景の山々は見事である。

【習芸斎・飲室】

講堂の西側に連なる建物で、習芸斎は教室、飲室は休憩室である。飲室には石を用いた炉があり、冬場に炭で暖をとったり、湯を沸かしてお茶を飲みながら師匠と生徒が交流をもった空間である。

【榿山】

閑谷神社の東には榿がうっそうと生い茂る小道があり、その先の小山には池田光政の髪などが納められている。榿に囲まれた空間は不思議と心落ち着く空気を醸し出している。

【黄葉亭】

閑谷学校から500mほど山あいの小道を歩くとみえてくる、四畳半一間の閑静な茶室であり、来客をもてなすために使用されていた建物である。小川の合流する土地に文化10年（1813）につくられ、ひっそりと佇む様は時の流れが止まっているかの様である。黄葉亭にたどり着くまでの小道には、池田光政の命をうけ学校建設に携わった津田永忠の宅跡があり、当時と変わらぬ静かな山間の景色を楽しむことができる。



黄葉亭

建物名称	特別史跡 旧閑谷学校
建築年	寛文10年（1670）～元禄14年（1701）造営
構造・様式	講堂：木造一重入母屋造本瓦鍔葺（備前焼瓦）
所在地	岡山県備前市閑谷784
電話	0869-67-1436
H P	http://shizutani.jp
開館時間	9:00～17:00 休館日：12月29日～31日
アクセス	JR山陽本線吉永駅下車タクシーで約8分 駐車場有 JR赤穂線備前片上駅下車タクシーで約10分
備考	特別史跡（旧閑谷学校） 国宝（講堂） 重要文化財 登録有形文化財（閑谷学校資料館）

後楽園の中の建物は、シンプルな外観と詳細に使い勝手を計算、計画された導線が特徴的。建物までの道順の景観、建物から庭を眺めたときなど、目線に配慮した空間づくりも素晴らしく、単独ではなく、庭から季節の自然を、五感を使って感じられる一体感のある設計である。建物や間取りは専用の用途がありながら、使い勝手はフレキシブルで、歴代藩主の遊び心や、教養の深さを感じられ、文化リーダー的な役割の建物である。

旧閑谷学校は、その普遍性や講堂を含む風景、日本独特の間の取り方を、現代の建築空間で活かしたい。建築材料は、檜・楠・檜をよく吟味し使用され、300年以上、本体無補修の建物といわれている。今も床材は鏡のように美しい。地域の建材を使用することで、いつまでも創建時の美しさを維持した建物になると、講堂の屋根の瓦の線の美しさから感じとった。

この企画をきっかけに、四季折々を感じる和の空間が岡山県にはあると気づき、伝えたいと思った。



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

空き家まちづくりセッション

テーマ 空き家等の利活用における建築士の役割

近年の人口減少や住宅の老朽化、社会的ニーズの変化により、利活用されない空き家が増加しており、それが放置され負の遺産化し、地域の環境に悪影響をあたえています。そのため、早期に空き家を利活用するか、又は除却することが必要です。

平成 29 年度・平成 30 年度に地域リーダー宛に実施しましたアンケートによりますと、市町村は、空き家の実態調査、「空家等対策計画」の策定、「空家等対策協議会」の設置等が進められ、建築士が調査や委員として参画しています。また、部会等の設置や自治体と協定を締結して空き家問題に取り組んでいる建築士会も増えています。また、地域で他の専門家と協働して空き家問題に関わっている建築士や建築士会もあります。

そのような状況の中、(公社)日本建築士会連合会では、空き家相談や実態調査・活用支援を行うためのマニュアルの作成、「空き家問題に対応できる」人材育成のための研修テキストを作成しました。現在、熊本県、兵庫県などの建築士会で、「空き家利活用に関する建築士のための養成講習」などが開催されています。そこで、今回の大会セッションでは、アンケートの結果や講習会・シンポジウムでの議論を踏まえ、空き家の利活用を促進するために、建築士・建築士会がどのような役割を担うべきか、また、どのような知識や技術が求められるかを話し合います。

日 時： 平成 30 年 10 月 26 日 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分

場 所： 大宮ソニックシティ・ビル棟 6 F 601 会議室

司会・進行 街中（空き家）まちづくり部会副部長 群馬建築士会 高橋康夫

事例報告 1（12 分）

テーマ：兵庫県における「空き家活用に関する建築士のための養成講座」

発表者：兵庫県建築士会 地域ブロックリーダー 奥井正造

事例報告 2（12 分）

テーマ：空き家対策に関する自治体との協働

マニュアル・事例集の作成・竜王団地再生など

発表者：徳島県建築士会 地域ブロックリーダー 喜多順三

事例報告 3（12 分）

テーマ：他の専門家との協働による空き家対策

特定非営利活動法人つるおかランド・バンクの活動

発表者：街中（空き家）まちづくり部会副部長 山形県建築士会 高梨良行

事例報告 4（12 分）

テーマ：「戸田市」「寄居町」における空き家利活用提案を通じた活動事例の報告

発表者：埼玉建築士会 田原 誠

休憩（7 分）

シンポジウム（60 分）

コーディネーター 街中（空き家）まちづくり部会長 米村博昭

パネラー 事例発表者

事例報告1 テーマ：兵庫県における「空き家活用に関する建築士のための養成講座」
発表者：兵庫県建築士会 地域ブロックリーダー 奥井正造

本講座は6月16日と6月30日に神戸市内と篠山市内において延べ10時間45分で開催されました。受講者申し込みは23名で内22名が修了試験を終え、受講終了の免許証が交付されるとともに兵庫県建築士会に登録されます。

両日共、講師と受講生が一体的な雰囲気の中で講義が進められ、実践講座では暑いなかにも関わらず、熱心に現地調査が進められました。

空き家に対応するために、建築士は空き家の調査、診断やまとめる総合力、異業種との連携や文化的、景観的、まちづくりの視点が必要です。そのため、この本講座は建築士の専門領域に止まらず、異業種との連携を図る内容となっており、多方面から講師陣を招きました。

講座を受講することで、建築士の、新たなビジネスチャンスの領域として広がればと思い、また、今後、空き家活用に関心あるなしに関わらず、素養としても座学と実習が連動したこの養成講座に参加する意味があると思いました。



空き家の現状【行政】



空き家等対策の推進に関する特別措置法概論1【行政】



空き家対策関連法2【弁護士】



空き家等相談会の内容【宅建士】



空き家の利活用の事例【まちづくりコンサルタント】



空き家調査・改修（活用）事例の現地実習

空き家活用に関する建築士のための養成講座受講者募集のご案内（参考）

空き家住宅は、1963年の2.5%から、2013年には、7軒に1軒の割合の13.5%、総住宅戸数6000万戸の内、1000万戸に達している。今後も増え続けていくことは間違いない。これら「空き家の問題」に対応出来る人材を育成していこうというのが、この講座開設の位置づけとしている。

また、建築士にとっては、新たなビジネスチャンスの領域として広げられるかといった視点での研究とこれからの実践の提案を目的としている。

そこで、このたび、空き家を活用し実践していくための人材養成を目的として、「空き家活用に関する建築士のための養成講座」を開講し、下記のように受講者を募集します。

- 1 開催日 2018年6月16日(土)及び6月30日(土)の2日間延べ10時間15分
- 2 会場 講義は、こうべすまいるネットセミナールーム（中央区雲井通5-3-1サンパル）
実践講座は篠山地区集落丸山（兵庫県篠山市丸山30番地）
- 3 受講資格 以下の要件のうち、いずれかを満たす方
 - ①(公社)日本建築士会連合会インスペクター登録者
 - ②(公社)日本建築士会連合会等の主催する「既存住宅状況調査技術者」の資格を有するもの
 - ③(公社)兵庫県建築士会が適当と認めるもの
- 4 受講料 受講資格 建築士会会員の方：10,000円
会員外の方：15,000円（資料代含む。別途テキスト代1,500円必要）
（受講料は、講座受付時に徴収させていただきます。／受付時、入会希望された方は会員扱いとします。）
- 5 募集人員 30名程度(申込先着順)
- 6 講座内容 裏面のとおり
- 7 申込期間 2018年4月2日(月)～4月21日(金)
（応募多数の場合は、抽選にて受講者を決定します。結果は4月末に通知する予定です。）
- 8 申込方法

下の受講申込書に必要事項を記載して、切り離さずこのまま公益社団法人兵庫県建築士会事務局

あてにファックスでお送りください。

9 登録等

講座修了後考査に合格された方は、日本建築士会連合会と兵庫県建築士会から受講修了書（両会会長連名）が交付され、兵庫県建築士会に登録されます。登録した「空き家活用に関する建築士」は、建築士会と提携した不動産関連団体等から依頼のあった調査業務等を優先的にご紹介します。（詳細は講座初日のオリエンテーションで説明します。）

講義番号	6月16日(土) 講義	時間(分)	講師	講義の内容及び講義の目標
第1日	ガイダンス 空き家管理・活用の担い手像	15	まちづくり委員長	・空き家問題に対応できる人材育成における講座の位置づけ、対象とする空き家、空き家管理・活用の担い手像のイメージ、各講義の内容について、概説する。
1	空き家の現状	30	行政	・人口・世帯の動向・空き家の発生による諸問題 ・空き家の現状
2	空き家対策の推進に関する特別措置法概論	30	行政	・空き家対策の推進に関する特別措置法の趣旨 ・空家等に関する施策の基本指針 特別措置法の法律内容を理解する。
9-1	空き家の利活用計画	30	行政	・利活用の類型 ・利活用のためのネットワーク ・利活用のための資金計画 ・空き家に関する補助事業一覧、空き家利活用をすすめるための基本的な計画づくりを習得する。
9-2	空き家お利活用の行政施策	30	行政	・利活用の施策、空き家利活用に係る行政施策を理解し、学び、コンサルタント能力を身につける。
3-1	空き家等対策関連法1	30	行政	・建築基準法（法規制） ・消防法 ・景観法 空き家等対策に関連する関連法規を概観し、その運用、活用について理解する。
3-2	空き家等対策関連法2	30	弁護士	・相続関連 ・法定代理人 ・民法、空き家の所有権の問題に対する解決等について理解を深める。
3-3	空き家等対策関連法3	30	税理士	・不動産に関する税制 空き家の所有 売買に関する税に関する基礎知識を習得する。
4	空き家等相談会の内容	30	宅建士	・相談会用チェックシート ・相談内容の事例 ・回答の心得 ユーザー相談に対する対処法を理解する。 賃貸・売買・管理がいずれも連携できる仕組みについて理解する。専門家の業務分担と連携の在り方を理解する。
5	所有者と利用者のマッチング	30	宅建士	空き家所有者と利用者のマッチングの手法について理解する。専門家の業務分担と連携のあり方を理解する。
6	空き家等の調査方法	30	建築士	・空き家所有者意向・空き家の判断基準・インス ⁶ クシ ⁷ ョンと活用・空き家の価値の把握（耐震性・居住環境・立地・歴

				史文化) 空き家カルテに基づき調査手法等について理解する。
9-2	空き家の利活用の事例	30	まちづくりコンサルタント	・利活用の事例空き家の利活用に係る法規制を理解し、事例研究を通して、空き家利活用の応用例を学び、コンサルタント能力を身につける。
第2日 7	空き家の技術的診断	30	建築士	・インスペクションによる性能確認 空き家利活用に耐えられるかどうかの検査の方法を理解する。
8	空き家改修の手法	30	建築職人	・リフォームの施工の問題 空き家改修の手法を理解し、改修技術を身につける。
10	空き家等の管理湯手法	30	不動産管理会社	・空き家管理項目・空き家管理マニュアル ・空き家管理ビジネス空き家の維持保全の考え方について理解する。
11	空き家調査・改修（活用）事例の現地実習	180	建築士、コンサルタント	・空き家の調査実習・空き家の改修（活用）現場の見学 空き家の改修（活用）現場において、調査票を使用した調査実習を行うとともに、改修現場の設計・施工の段取りを理解する。
	修了試験	30		

事例報告2 テーマ：空き家対策に関する自治体との協働

マニュアル・事例集の作成・竜王団地再生など

発表者：徳島県建築士会 地域ブロックリーダー 喜多順三

1. 空き家判定士

平成27年度、徳島県は「地方創生「住みたい徳島」推進事業」に着手、空き家判定士の認証・登録を含む5つの事業を展開した。空き家判定士は、建築士会と連携し、空き家の状態を判定するための判定士を養成するとされ、ここから徳島県と建築士会の協働による空き家対策事業がスタートした。先ず「空き家判定マニュアルの策定」と「空き家判定講習の実施」が徳島県より委託された。

空き家判定士とは、次の条件に該当するもので、空き家判定講習を受け、修了考査に合格したものとされている。

- (1) 徳島県内の建築士事務所に管理建築士、又は所属建築士として登録されている建築士（1級・2級・木造）で空き家の利活用等に関心のある者
- (2) 国の登録を受けた講習機関に既存住宅状況調査技術者として登録された者、又は登録の見込みがある者

空き家判定講習に用いられるマニュアルは次のような構成になっている。

- | |
|--|
| 第1章 空き家の現状と対策
第2章 とくしま地方創生空き家判定士
第3章 1次調査
第4章 利活用タイプの2次調査
第5章 除却タイプの2次調査
第6章 リフォームプランニング業務
第7章 その他の業務（データバンク作成支援・空き家バンク登録支援） |
|--|

空き家判定講習は3日間で延べ17時間（講義：10時間、実習：4時間、考査：3時間）掛け、マニュアルの解説中心とした座学のほか、利活用タイプと除却タイプの空き家判定の実習も行っている。修了考査は筆記試験と小論文である。

空き家判定士は以下の5つの業務を行う。

- | |
|---|
| ①空き家判定業務（1次調査：空き家の実態調査と判定）
②空き家判定業務（2次調査）
利活用タイプ：既存住宅状況調査、空き家カルテの作成、耐震診断（オプション）等
除却タイプ：空き家の不良度判定
③データベース作成支援
④空き家バンク登録支援
⑤協議会等アドバイス業務 |
|---|

なお、空き家判定講習は平成27～29年度に5回開催され、現在92名が登録されている。今年度も11月に開催予定である。登録された空き家判定士は、市町村から徳島県住宅供給公社内に設立された「とくしま回帰住宅対策総合支援センター」を経由して、空き家判定業務の委託を受ける仕組みになっている。これまで、2つの市町で全域を対象とした1次調査（空き家の実態判定）

を実施したほか、利活用タイプ、除却タイプの2次調査を行っている。2次調査は、除却の県費補助に空き家判定が条件付けられていることもあり、除却タイプが多数を占めている。

2. 特定空き家対策マニュアル・事例集

平成28年度から住宅対策総合支援センターが本格的に活動をはじめ、空き家対策は徳島県、住宅対策総合支援センターと建築士会の三者協働で進められるようになった。この年、委託を受けたのが「特定空き家対策マニュアルの策定」と「空き家事例集の作成」である。

特定空き家対策マニュアルは、徳島県内の市町村が空き家特措法に基づく特定空き家等を認定するために参考となる基準等を示して、適切な対応がとれる体制が整備されることを目的としている。

マニュアルの構成は以下の通り。

- 第1章 マニュアルの目的
- 第2章 空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要
- 第3章 徳島県の空き家に関する施策
- 第4章 空き家等対策計画と協議会
- 第5章 特定空き家等の判定基準
- 第6章 空き家等の所有者等の特定
- 第7章 特定空き家等に対する措置

空き家活用事例集は、移住交流を促進する徳島県が移住希望者に魅力を発信するためにつくられた。そのため、豊かな自然や食材に恵まれた徳島の魅力を「自然の宝庫」として伝えると同時に、空き家率が全国5位と高いことを「住宅ストックの宝庫」として伝え、多様な空き家活用の事例を「空き家活用のススメ」として紹介することとした。

事例集で紹介した8軒の空き家の活用方法は以下の通りである、

- 交流施設
- 事務所併用住居
- 事務所
- 店舗
- サテライトオフィス
- 住居
- 工房・店舗併用住居
- 宿泊施設

晴耕雨読

所在地 三好市東祖谷落合
床面積 晴耕 32.6㎡ 雨読 63.25㎡(浴室等を含む)

山里で茅葺き民家ステイが楽しめる宿泊施設

この施設は、三好市東祖谷山村落合重要伝統的建造物群保存地区の中程にあります。主屋と隠居屋、小さな小廂が一列に並び、この地方の典型的な細長構造を築す民家です。永く空き家だったものを三好市が借り受け、保存修理を行った上、主屋を「晴耕」、隠居屋を「雨読」と名付け、宿泊施設として活用しています。

主屋、隠居屋とも茅葺きの屋根を崩れかたて、写紀の職人チームによる「小屋下げ」が行われていましたが、小屋根の痕跡を確認し、当初の家である茅葺きに復元しています。トタン張りとなっていた外壁は、土壁を塗り、この地方独特の仕上げである真竹を装した「ヒシヤキ竹」で仕

上げました。

内部は、当初の空間構成を損なわないようにしつつ、キッチンや浴室、使用のアニメーションに配慮しています。また、冬の寒対策として、外壁や床下には断熱材を敷し、高のとともに、床暖房を施工しています。隠居屋には浴室を設けるスペースがなかったため、南側の小廂の形態のままに、浴室棟として新築しています。

三好市落合集落には、晴耕雨読を含め8棟の空き家が茅葺き民家に復元され、宿泊施設として活用されています。

Before

After

自然の宝庫「とくしま」

徳島県は、四国最大の自然遺産「讃岐の里」を擁する四国三都府県。雄大な山脈の連続、緑豊かな森林が自然の宝庫を築き、多種多様な動植物の生息地を形成。豊かな自然環境と、自然の宝庫といえる環境の中にあります。この豊かな自然は、山の幸を育み、新鮮で安心・安心を語る豊富な産物を私たちの手に届けてくれます。

住宅ストックの宝庫「とくしま」

これは知り知られていないこともありません。徳島県には、空き家が多すぎます。「平成 25 年住宅・土地統計調査」によると、徳島県の空き家の状況は従来より、空き家の総数は 64,000 戸、空き家率は 17.3%を全府県の 13.5%を上回り、その増加率は全国3位となっています。利用不足のない空き家は約10%、今年年度は全国平均の5.3%を大きく上回り、その割合も全国第4位となっています。空き家という、国に誇りが持てないかも知れませんが、中には老朽化が進み、危険な状態にある空き家も数多くあります。しかし、多くの空き家は少し手を加えれば、十分に利用可能なものです。つまり、徳島県には活用可能な住宅ストックが大量にあるということです。

広がる移住・交流の輪

生活スタイルや価値観の多様化が進み、都会への生活よりも「自然に囲まれた地域で生活したい」と考える方が増えています。徳島県は、豊かな自然や歴史文化に魅力を感じる多くの移住者や観光客を呼び込み、新鮮で安心・安心を語る豊富な産物など、大勢の移住者が活躍の場を求めるところです。そして、空閑地の活用や、移住者の生活に不可欠なインフラ整備についても、活発な取組が行われています。現在、こうした環境を目指し、「移住者」のニーズに応じて移住者もまた移住者である（移住者同士の助け合い活動）をはじめ、山間の移住、一歩先への移住など、地域とつながり、交流の輪が広がっています。

空き家活用のススメ

このような新しい働き方や希望のライフスタイルを追求しているのが空き家です。空き家は自然に囲まれた農村や山村や山村、歴史や文化が息づく伝統的なまちや中核都市や各地にあり、その価値も多岐にわたります。空き家には、移住者や移住者のための住居、観光客のための宿泊施設、多様な用途があります。利用方法も多岐にわたります。移住や交流などの機会として活用すると考えると、地域に欠かせない貴重な住宅ストックとなります。徳島県では、

3. 竜王団地再生計画

平成 29 年度は徳島県住宅公社(公社)が先駆的空き家対策事業に応募した「竜王団地再生計画」が採択され、公社と障害者福祉に取り組む社会福祉法人、建築士会の三者協働で団地再生計画づくりに取り組んだ。徳島県住宅公社が 35 年ほど前に宅地分譲をした「竜王団地」は、居住者の高齢化、空き家の増加などの課題を抱え、空き家の発生を未然に防止し、団地の再生・活性化を図る枠組みづくりが求められていた。そこで、居住者の意向調査や居住者ワークショップを行い、望ましい団地再生の方向を検討した。アンケートでは、比較的「住み続けたい」と考える住人が多いことが明らかになり、ワークショップでは「終の棲家」が目標に掲げられたことから、次のような団地内のハード・ソフトの対策を提案した。

- ①生活の利便性を追求した施設誘致（コインランドリー&交流の場：カフェ）
- ②生活・移動手手段の改善（コミュニティバスの導入）
- ③地域の居場所づくり・活動の拠点（各種カルチャー教室等の活用）
- ④空き家の利活用と適正管理（空き家管理サービスの導入）
- ⑤住民同士の助け合い活動（住民相互支援サービスの提案）

また、空き家を対象に団地再生のために必要な支援サービス施設（改修計画）の提案と、希望する居住者に対し、インスペクションと耐震診断、カルテの作成を行った。

このほか、29 年度には住宅供給公社と協働で「美波町空き家対策計画」の策定を行った。建築士会は空き家の利活用策を担当、エリアマネージメントの考え方を導入し、歴史的まちなみ保存・活用地区や津波被害が懸念される沿岸漁村集落、山間部の農村集落について、地域特性に応じた空き家の活用方法を提案した。今年度は牟岐町の空き家対策計画を住宅供給公社と協働で策定することになっている。

事例報告3 テーマ：他の専門家との協働による空き家対策

特定非営利活動法人つるおかランド・バンクの活動等

発表者：（空き家）まちづくり部会副部長・山形県建築士会高梨良行

つるおかランド・バンクの5つの事業の概要は以下のとおりです。

1 ランドバンク事業

密集住宅地（指定地域）の空き家・空き地の寄付又は低廉売却を受け、解体・整地・転売等により空き家・空き地・狭あい道路の一体整備を行い、有効活用を図ります。

2 空き家バンク事業

空き家・空き地の売却・賃貸に関する情報を発信し、所有者と希望者とのマッチング。ライフスタイルに応じた住替え、UIJ ターン希望者、二地域居住を支援します。

3 空き家委託管理事業

遠方にお住まいの所有者の依頼により空き家を管理致します。定期巡回、室内掃除、除草等の庭木の手入れ、アメシロ駆除 等。

4 空き家コンバージョン事業

空き家の有効活用にあたり、様々な用途に転換（コンバージョン）することを提案し、所有者の意向を踏まえた上で改修・実施します。 シェアハウス、公民館、高齢者交流施設、ギャラリー、カフェ 等

5 「つるおかランド・バンクファンド」による助成事業

- ① 空き家改修・建替えに伴う地域コミュニティ施設整備支援
- ② 利便性の向上につながる私道等整備支援
- ③ 町内会空き地活用整備支援
- ④ ランド・バンクコーディネート活動支援

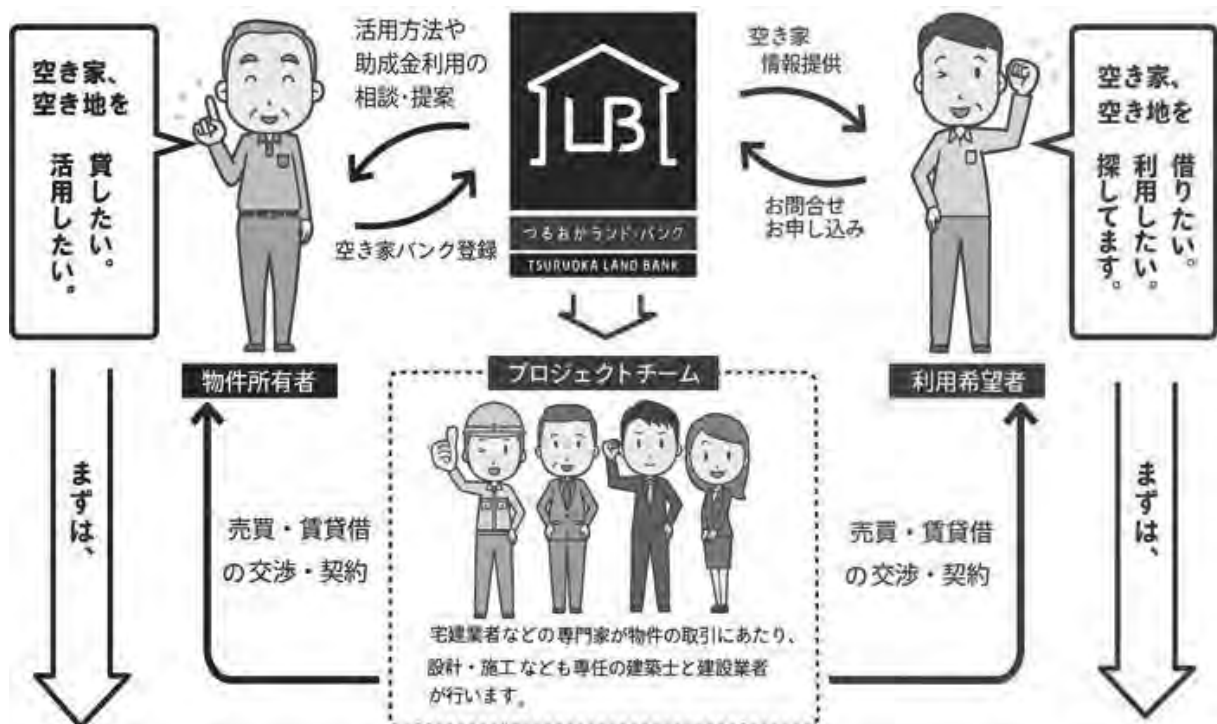
1. ランドバンク事業

つるおかランド・バンクは、中心市街地の空洞化をおこしている居住地域を活性化させ、元気な街にさせていく事を目的としています。「ランドバンク事業」は、空き家・空き地・狭隘道路を一体の問題として捉え、その不動産を動かす際に所有者などのステークホルダーから協力を得て問題を解決し、生活しやすい環境に整えていきます。具体的には、空き家についての相談を受け、解体や前面道路拡幅が可能か検討する。または、再利用可能な空き家は改修等を行い会員業者の協力を得て売却を促す。小規模ながら、それを連鎖させて再編し、住み良い住環境に整備していきます。（小規模連鎖型区画再編事業）当法人のメンバーは、不動産取引を宅建業者、道路築造から解体工事までを建設業者、登記問題等を司法書士、境界問題等は土地家屋調査士、相続問題等は行政書士、リフォームコンバージョンは建築士、そして抵当権等の対応は金融機関という具合に有資格者の各専門家が集合して対応する「プロボノ」のNPO 法人です。



2. 空き家バンク事業

人が住まなくなると、家が傷んだり、老朽化が進んでいる・・・道路が狭く、車で出入りがしづらい・・・建物が壊れてきたり、庭の草木が伸びたりして、ご近所に迷惑をかけてしまう・・・高齢化と空洞化が進む中心市街地では、近年空き家の問題が急増しています。空き家が増えれば、治安や景観などの面でも、周辺の住民の住環境に悪い影響を与えかねません。空き家の情報を把握し、データベース化することで、空き家・空き地を処分したい方と、望んでいる方の橋渡しをします。



3. 空き家管理受託事業

生まれ育った家、思い出がたくさんつまった家でも、人が住まなくなるだけでどんどん朽ちていってしまいます。家は、人間や動物や植物と同じで、手間と愛情を注がなければ、次第に荒れ果て、いずれは崩壊していきます。敷地の周りの草や樹木が生い茂り、ご近所に迷惑をかけていませんか？屋根や壁、塀などが壊れて、ご近所に心配をかけていませんか？「台風の後、

空き家がどうなっているのか気になる・・・」「他県に住んでいて、空き家の管理ができない・・・」「高齢のため、年に何度も点検に行けない・・・」空き家の安全・安心をサポートします。毎月1回、訪問巡回して写真付きの「現況報告書」をお送りします。

4. 空き家コンバージョン事業

ある人にとっては不要になった家が、ある人にとっては魅力的な場所だったり、あなたにとって役目を終えた家でも、そこを活用して魅力的な場所に生まれ変わることがあります。

あなたのまちの住環境を整備し、人の交流を増やし、あたらしい価値のあるサービスを生み出すことは今よりもっと楽しい地域づくりに繋がっていきます。

あなたのまちにこんな場所があったらどうでしょうか？ゲストハウス、シェアハウス、高齢者交流センター、町公民館、カフェ、コミュニティセンター、ギャラリー、コ・ワーキングスペース魅力的な場所づくりのコーディネートをさせていただきます。地域づくりのプロがチームを作って、アイデアをカタチにします。

5. つるおかランド・バンクファンド助成事業

「つるおかランド・バンク」があなたのまちづくりを応援します。

地域をよりよくするアイデアをカタチにして、まちをもっと住みよく、魅力的に変えていきましょう。つるおかランド・バンクファンドは、平成24年度（一財）民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくり支援ファンド」及び鶴岡市よりの拠出金に基づく助成金制度です。助成対象者指定区域内の36町内会・自治体内で助成事業を行う市民、転入者、市内の法人、町内会の自治組織、市内のまちづくり団体等で、指定区域条件は、鶴岡地区の用途区域内、海岸部の密集住宅地の区域。助成事業内容は、地域コミュニティ機能向上整備として、まちのシンボル施設整備、伝統的な城下町街区の保全、町内会等空き地活用整備、また、地域活性化促進として、ランド・バンクコーディネート活動支援であり、選定委員会により、まちづくりへの貢献度を主に公益度、発展性、地域性等の審査基準で選定されます。

事例報告 4

テーマ「戸田市」「寄居町」における空き家利活用提案を通じた活動事例の報告
発表者 埼玉県建築士会 田原 誠

空き家問題は全国的な課題となっているが、利活用への一般的な関心はまだ十分に浸透しているとはいえない。また、保存の対象となるような伝統的なまちなみがある地域とは違い、多くの地域では空き家の利活用も進まず、関心も集まりにくい。そのような現状を踏まえて、空き家利活用促進のために埼玉建築士会青年委員会有志のメンバーで行った活動事例を紹介する。

1. 埼玉県戸田市の事例

戸田市は東京都に隣接する利便性がありながら、高齢化や税法の観点から一定の空き家が存在している。増える子育て世帯へ「空き家バンク」開設をPRするため、戸田市まちづくり推進課から埼玉建築士会に対し協力依頼があった。

活動 市民に向け市内空き家の実測、改修提案の展示を行った。ものづくり大学建設学科戸田研究室と協力し、戸田研究室と埼玉建築士会青年委員会がそれぞれ1案作成し発表した。あいパル(地域交流センター)と市役所にて1週間展示。

結果 1. 来場者アンケートでは空き家マッチングシステムや助成金に対する市民への情報不足と関心の高さが伺えた。

2. 市役所へ相談に来た利活用希望者に紹介できるよう、まちづくり推進課が建築士名簿を作成することとなった。



戸田市の事例



寄居町の事例

2. 埼玉県寄居町の実例

寄居町は埼玉県北部に位置し、空き家や空き店舗の問題が比較的顕著になっている地域である。日本建築学会関東支部埼玉支所が年次のイベントを寄居町商工会と主催し、埼玉建築士会青年委員会にも協力依頼があった。

活動 現存する空き店舗5店舗に対して、まちなみやまちづくりの視点から、千葉大学鈴木研究室、東洋大学日色研究室、日本工業大学木下研究室、徐研究室、ものづくり大学戸田研究室、小山工業高等専門学校永峰研究室、埼玉建築士会青年委員会の7者が改修提案を作成し展示した。リレートークをコーディネートし、寄居出身で寄居に戻り起業してまちづくりに携わろうという志を持った株式会社小田屋上田嘉通氏を招き、講演頂いた。よりい会館(寄居

町勤労福祉センター)にて2日間展示。

結果 1. 展示を見逃した方々からの問合せが多く、いつでも展示できるように展示パネルを寄居町商工会で保管頂いている。

2. 登壇頂いた上田氏が起業し活動をスタート。講演したことにより、寄居町の方々に親しまれ、活動しやすくなった。

3. 展望

1. いずれのケースもイベント後に一定の反響や展開があったことから、建築士が空き家に関しての提案を作成し、展示やイベントを行うことにより、空き家問題と利活用について広く知ってもらうことが出来、有意義であったと考えられる。
2. 現状では、これらの取り組みはボランティア活動にとどまっており、建築士の職能を活かした社会貢献的な活動を、個人負担の多い限界的なものとしている。
3. 空き家マッチングシステムを市民に親しみやすい機関とするための場づくり等、積極的な提案も行ったが残念ながら現段階では運営主体や予算の問題があり実現していない。
4. 建築士同士や行政・民間団体等と協力し、個人の負担を軽減して社会貢献活動を持続するためにも、建築士会が有効に機能し、問題解決に繋がっていくことを目指したい。



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

福祉まちづくりセッション

福祉まちづくりセッション

テーマ 『 福祉まちづくり建築士の育成に向けて 』

——2025 地域包括ケアシステムにおける住まいの担い手・建築士とは——

昨年4月から始動した『福祉まちづくり部会』は全国47地域リーダーと共に、①高齢者や障害者にやさしい住まいづくりと、②バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの二つの方向で進めています。今年セッションでは①に関して、国が2025を目処に進めようとしている『地域包括ケアシステム』について、厚生労働省他の方をお迎えし、住まいの担い手としての建築士について、全国の皆さんと共に考える場にしたいと思います。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するという地域包括ケアシステムは、従来からの医療・福祉の体制を中心に進められようとしている感を受けますが、厚生労働省の地域包括ケアシステムの姿の中心には住まいがあり、これまで全国各地で長年高齢者の住宅改善等に取り組んできた全国の建築士も何らかの役割を果たすことが出来ないかとの思いがあるのではないのでしょうか。とはいえ、地域包括ケアシステムは既に基本的な形が出来ており建築士や建築士会からの目線だけでは、スムーズに力になり得ないと思われまます。

そこで、地域包括ケアシステムやその拠点となる地域包括支援センターのことを知り、福祉まちづくり部会から、全国の建築士に向けて知って欲しいこと、知識や経験を身につけて欲しいこと、どのような活動を期待されているかを、参加者とのセッションの中で作り上げる貴重な機会にできたらと考えています。

全国の建築士の皆さん、あなたの住む地域の高齢者等の居住環境をいかに支えるかという気持ちを持ってご参加頂けましたら、必ずや地域に帰ればご近所の方が身近な人達に感じられ、地域の町医者的な建築士としての役割や活動が見えてくる様な目覚めがあることを願っています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



出典：厚生労働省HP

キーワード

- ・福祉まちづくり建築士
- ・地域ケア会議への参加
- ・県・市と建築士会の連携協定
- ・官民一体の制度(石川・兵庫)
- ・QOL(生活・人生の質)向上
- ・医療・福祉・行政分野の研修
- ・医療(理学・作業療法士他)
- ・建築士(専門家)としての社会貢献
- ・地域の町医者的な建築士
- ・リフォームヘルパー制度
- ・福祉(ケアマネジャー他)

セッション・スケジュール

■挨拶・説明 日本建築士会連合会 まちづくり委員会
福祉まちづくり部会 部会長 中村正則（徳島士会）
司会 副部会長 西田教子（京都市会）

■報告 (2分@9人=18分)

◆住まいづくり分野

- 報告1 『福祉まちづくり建築士 ―私のまちの建築士をめざして―』
下川 滝美 岐阜県建築士会 まちづくり委員会 福祉まちづくり部会代表
- 報告2 『愛知県 福祉のすまい特別委員会のとりくみ』
竹中 美智子 愛知県建築士会 福祉のすまい特別委員会 委員長
- 報告3 『高崎市に於けるリフォームヘルパー』
城田 幸子 群馬県建築士会 副会長 高崎市リフォームヘルパー 福祉づくり勉強会担当
- 報告4 『東京建築士会 福祉まちづくり・バリアフリー特別委員会の取り組み』
川口 孝男 東京建築士会 福祉バリアフリー特別委員会
- 報告5 『秋田花まるっ住宅サポートネットワークの取り組みから』
松橋 雅子 秋田県建築士会 福祉まちづくり部会 地域リーダー
- 報告6 『石川県におけるバリアフリー住宅改修等への支援について』
西 雄司 石川県建築士会 福祉まちづくり部会 地域リーダー
- 報告7 『徳島市リフォームヘルパー派遣制度・ユニバーサルデザインのまちづくり他』
河村 勝 徳島県建築士会 バリアフリーデザイン研究会 代表幹事

◆バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり分野

- 報告8 『2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けたピクトグラム（図記号）のあり方の会議と国土交通省のホテル・旅館に関する建築設計標準改訂委員会』の報告
本多 健 連合会福祉まちづくり部会 委員
- 報告9 『兵庫県 福祉のまちづくりアドバイザーによる「チェック&アドバイス制度」』
八木 景子 兵庫県建築士会 女性委員会UD研究会

■講演 (40分)

テーマ 『地域包括ケアシステムと高齢者の住まい』

内容 地域包括ケアシステムにおける高齢者の住まいの考え方と
介護保険での福祉用具・住宅改修について。

講師 厚生労働省 老健局 高齢者支援課
福祉用具・住宅改修指導官 松本 琢磨 氏

■フォーラムディスカッション (50分)

テーマ 『2025 地域包括ケアシステムにおける住まいの担い手・建築士とは』

コーディネーター 中村 正則 (徳島：M&N 都市建築設計事務所)
オブザーバー 山中 保教 (日本建築士会連合会 副会長)
松本 琢磨 (厚生労働省 老健局・高齢者支援課)

登壇者 下川 滝美 (岐阜：福祉住環境デザイン下川設計室)
竹中 美智子 (愛知：一級建築士事務所 でん)
城田 幸子 (群馬：(有)城田建築設計事務所 住・デザイン工房)
川口 孝男 (東京：川口孝男建築設計事務所)
松橋 雅子 (秋田：M's 設計室)
本多 健 (埼玉：本多健建築設計室)

会場の皆さま

※フォーラムディスカッション【forum discussion】 [古代ローマのフォーラムで行われたことから]
一つの話題に対して出席者全員が参加して行う討論。またその方式。集团的公開討議。フォーラム。

(公社) 岐阜県建築士会 福祉まちづくり建築士

～私どもの「建築士」をめざして～ (公社)岐阜県建築士会 まちづくり委員会

福祉まちづくり部 下川 淳美

- 平成28年 4月 (公社) 岐阜県建築士会 まちづくり委員会の中に「福祉まちづくり部会」設置
- 平成29年 8月 三県福まち会議(愛知・岐阜・三重)に参加 (まちづくり委員長と参加 情報共有)
- 平成29年10月 岐阜県高齢福祉課 訪問(地域包括支援センターと連携をはかりたい!)
- 平成29年12月 「福祉まちづくり建築士」募集 「福祉まちづくり研修」案内 を配布(手広えあり!)
- 平成30年 3月 「福祉まちづくり研修」開催(2日間)
- (内容:福祉用具・疾病の基礎知識、地域包括ケアシステム・介護保険(住宅改修)各エリアで分科会を開催)
- 平成30年 4月 岐阜県高齢福祉課・岐阜県建築関係課 訪問
(「福祉まちづくり建築士」誕生の挨拶・連携・周知依頼 県から市町村へメール)
- 平成30年5月6日 各エリアごとで地域デビュー:顔の見える関係を目指して!
(市町村建築関係課・介護保険関係課・地域包括支援センターへ挨拶)
- 平成30年 7月 認知症サポーター研修に参加
福まち建築士相談員派遣制度の説明依頼(瑞穂市地域包括支援センター)
建築士の日フェスティバルでPR活動(一般向け研修・相談・展示・体験コーナー)
福まち建築士相談員派遣(瑞浪市民生部高齢福祉課)
- 平成30年8月 福まち建築士相談員派遣制度の説明依頼(中津川市地域包括支援センター)
- 平成30年9月 各務原市福祉フェスティバル2018に参加(各務原市)

福祉まちづくり建築士にできること (福まち相談員派遣制度抜粋)

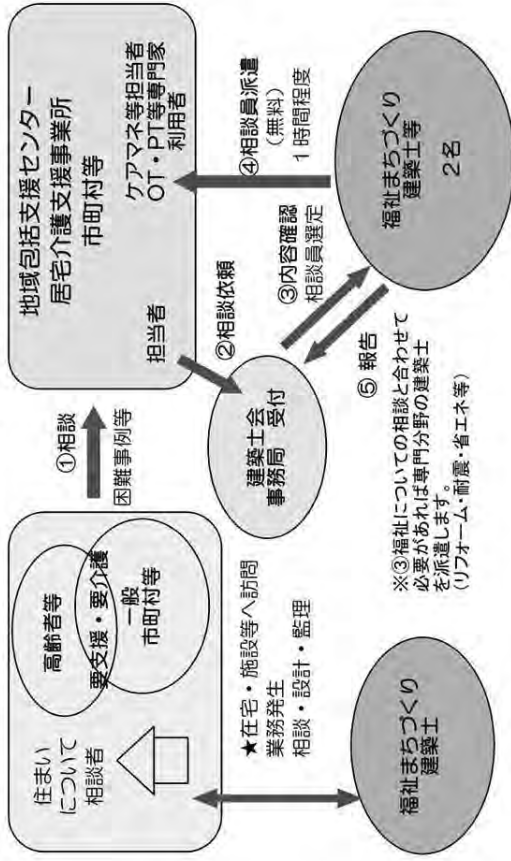
- ① 建築士は「わかりやすく説明する」ことが得意です。
- ② 建築士はたくさん引き出しをもっていてそこから提案することができます。
- ③ 建築士はプランニングを仕事としています。
- ④ 建築士は将来を見据えた提案ができます。
- ⑤ 建築士は住環境に配慮したプランを提案することができます。
- ⑥ 建築士は多様な意見をまとめて総合的に提案することができます。
- ⑦ 具体的な相談ではないが、建築用語、図面の見方、材料のことを勉強したい。一緒に勉強させてください。(1時間程度)

少人数(1.5名程度まで)の勉強会として利用してください。

私たち「福まち建築士」にできることがありまらたらお気軽に相談をしてください

福祉まちづくり建築士相談員派遣制度

お住まいの地域の建築士が相談に伺いますので活用してください。



福祉まちづくり建築士の活動



相談員情報の共有

月に一度メールマガジンを配信

・相談の状況

・連合会の報告

・研修の案内

・イベントの案内

・分科会で勉強会の報告等

相談部会との共有

・メールマガジンを共有(リーダー)

・相談活動の連携

・合同研修

・イベントの案内

- ① エリアリーダーを中心とした分科会による活動
- ② 情報の共有。研修への参加、フォローアップ研修の継続
- ③ 建築士会の他の委員会や部会との連携・協力

愛知県 福祉のすまいる特別委員会のとりくみ

昨年修了

愛知建築士会
福祉のすまいる特別委員会
委員長 竹中美智子

基本構想 目標

- ① 建築士が、医療従事者、福祉従事者等と同様に福祉関連の専門職として、認知されること。
- ② 在宅で生活する高齢者が増加する中、高齢者や障がい者に対する支援活動において、「住まい」「住環境」の充実が必要不可欠であり、「住まい」「住環境」の整備は、対象者のQOLの向上に大きな意味を持つこととの理解を深めていく。
- ③ 地域コミュニケーションの中で、諸問題を包含させながら個々の住まいるを捉えることが建築士の役割でもあり、コミュニケーションキーテクトとしての活動に広がっていくことを視野に入れる。

All rights reserved by BSN Co. Ltd.

愛知県刈谷市の地域ケア会議に出席

刈谷市役所健康福祉部高齢福祉課
に刈谷支部長と訪問

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に建築士が参加する意思があることを話してくれる

参加者はケアマネ・地区委員・民生委員・市役所職員など



All rights reserved by BSN Co. Ltd.

具体的な活動内容

- ① 派遣事業
- A 地域ケア会議への参加
- B 退院前カンファレンスへの参加
- C 相談会（市町村、包括支援センター等）+ 建築士会
- D 他分野の専門家に対して建築知識の勉強会
- ① 講習会事業（建築士に対して）
- A （医療介護など）諸分野の専門知識の習得
- B 建築士としてのものでのスキルアップ
- C 情報交換

愛知県健康福祉部医療福祉計画課
地域包括ケア推進室に地域ケア会議
に出席できるように嘆願しました

愛知県理学療法士の会合に出席し
今後理学療法士・作業療法士・
言語聴覚士と協働する方法を模索中
です

All rights reserved by BSN Co. Ltd.

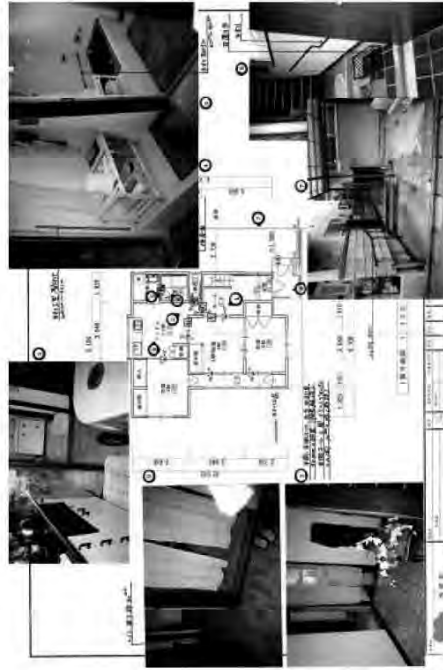
講義内容



No	講義内容	担当
1	医療ソーシャルワーカーからみた在宅介護～退院してどのように暮らしていくか～	医療ソーシャルワーカー
2	介護保険制度とは ～介護サービスの内容と利用の仕方～	県職員
3	ケアマネジメントとは ～居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの仕事～	主任介護支援専門員
4	在宅生活を支えるセラピストの仕事とは ～理学療法士・作業療法士・言語聴覚士からみた在宅改修のポイント～	理学療法士
5	福祉用具について ～介護保険制度の貸与・販売商品と住宅改修との併用方法～	福祉用具専門相談員
6	障壁のある暮らしとは ～バリアフリーの先～	医師
7	在宅療養管理指導とは ～高齢者の主な薬と副作用・在宅での注意点～	薬剤師
8	地域包括ケアシステムとは ～これから期待される建築士の役割～	県職員

All rights reserved by BSN Co. Ltd.

- ◆ 相談への派遣も含む。
- ◆ リフォームヘルパーの活動
 - ・市民→市担当→建築士（女性委員会リフォームヘルパー）→担当者同行→申請現場（相談・助言）→報告書①（現地で改造等のアドバイスを既存住宅平面に写真を添え、提案する。②の場合は市役所において工事見積について検討打合せを行う）。
 - ・内容 ・改良工事・手すりの設置・段差解消・便所整備・浴室整備



- ◆ 市役所の取り組み
 - ・専門家の適正な指導は市民サービスに繋がる。市民の安心安全感を行政に向け、信頼感に繋げる。
 - ・リフォームヘルパー（一級建築士）には何時でも専門的な事を相談出来る。
 - ・リフォームヘルパーから業者やケアマネジ等への望ましいリフォームのための啓蒙（講演会・研修会）をお願いしていきたい。
 - ・職員の出発点でない部分を相談窓口で対応して頂くことも考えていく。
- ◆ 福祉への建築士の取り組み
 - * ケアマネージャー、福祉住環境コーディネーター他とのすみ分け。
 - * 福祉機器・高齢者と家族（介護者）・制度、補助金と住宅改良の研修。
 - * 介護保険料の適正化に建築士・専門家として貢献。

高崎市における リフォームヘルパー （一社）群馬建築士会
リフォームヘルパー・城田幸子

- ◆ 経緯
 - ・平成5年4月 高崎市 “老人住宅改造補修費補助事業” 開始。
 - 高崎支那女性部・住宅改良（リフォーム）ヘルパーに取り組み（～30年）
 - ・平成5年6月17日付 老計第88号 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長 各都道府県 指定都府県民生主管部（局）長宛に「住宅改良（リフォーム）ヘルパーの運営について」通知、「老人ホームヘルプサービス事業運営要綱」改正、住宅改良に関する相談・助言を行う住宅改良（リフォーム）ヘルパーの導入。
 - ・平成7年6月23日付 建設省住宅局長通達、住宅局 住宅整備課長通達を受け「高崎市長寿社会対応設計指針及び補足基準」（高崎市建設部住宅課長）を作成。予算の範囲内で補助金を交付する。
 - 補助金額は、工事に要した経費に6分の5を乗じて得た額とし、補助限度額は900,000円の6分の5（≒750,000円）と規定されている。（対象世帯-60歳以上非課税世帯、老人同居世帯の住宅改造相談に無料でリフォームヘルパーを派遣する。）

◆ 平成30年度・高崎市のサービス
リフォームの相談・助言
①住宅相談員（リフォームヘルパー）
派遣事業

- ・平成5年～ 高齢者向けの住宅に改良しようとする場合建築士（高崎市より委嘱された）の住宅改良相談員が訪問し、身状況や家屋の構造などを踏まえて住宅改良に関する相談・助言を行う。
- ②高齢者住宅改造費補助業務
 - ・平成28年～ 高齢者が居住する住の利便性に配慮し、改造を行う時に公布される補助金に対して工事と見積が適切かを現地調査により市に助言を行う。
 - * 介護保険導入後は対象者の工事の住宅



東京建築士会 福祉まちづくり・バリアフリー特別委員会の取組み

東京建築士会 福祉まちづくり・バリアフリー特別委員会 川口孝男

1. ノーマライゼーション推進への拠点施設の見学

◇視察目的

障がいのある方がその人らしく地域で生活するための支援のあり方を学ぶとともに、健康づくりや文化活動の活発化、社会参加の促進等をはかる地域施設の現状を知るため、2施設を視察しました。

◇見学施設

- ①. 横浜市総合リハビリテーションセンター
- ②. 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

◇見学概要

- 【横浜市総合リハビリテーションセンター】
- ・車椅子や昇降機など、研究開発をされている部屋を見学
- 【障害者スポーツ文化センター横浜ラポール】
- ・プール
(体が不自由でも入水できるリフトなどを見学)
 - ・ボートリングルーム
(視覚障害者用の音声誘導装置や自助具についての説明あり)
 - ・創作工房 調理ゾーン
(車椅子にて料理台高さなどを体験)
 - ・メインアリーナ
(卓球の様子を見学)
 - ・地下グラウンド
(視覚障害者用ランニング誘導マシンを体験)

【講師：西村顕氏による質疑応答】

◇参加者の主な感想

- ・充実した設備は、設立当時この事業に関わった方々の障害者の社会復帰に向けての熱い思いを感じさせるものがあります。
- ・それぞれの障害者にとって、ソフト面を含め安心安全な街づくりが、いかに大切で必要なことかを痛感しました。
- ・障害者がスポーツや文化活動を通じて、社会参加市民交流ができる施設で、ソフト面の充実により、広く多くの方に活用されていることが理解できました。



車椅子の研究開発



ボートリングルーム



メインアリーナでの卓球の様子



西村氏による施設概要説明

2. これからの住まいづくりに活かせる連続講座の開催

◇開催主旨

超高齢社会の現在、建築士には福祉に対する知見を深め、設計に活かせる実践的な理解が求められています。高齢期に起こる様々な状況への理解を深め、建築士としていかにアプローチしていくかを3つの視点から探り、その方法を見つめることを目的に、連続講座を企画しました。

◇連続講座の内容

これからの住まいづくりに 活かせる連続講座 (全3回)

【第1回 バリアフリー体験から学ぶ】

日時：2018年9月15日(土)
14:00～16:45

会場：荒川区立障害者福祉会館
「アクロスあらかわ」

【第2回 認知症を知り、 生活空間づくりを考える】

日時：2018年11月17日(土)
13:30～16:30

会場：東京建築士会会議室

【第3回 医学博士 星田二氏に聴く 健康長寿と住環境の関係】

日時：2018年12月8日(土)
13:30～16:30

会場：東京建築士会会議室

(注) 福祉まちづくり(バリアフリー)特別委員会

これからの住まいづくりに 活かせる連続講座 (全3回)

超高齢社会の現在、建築士にも福祉の知見が必須と云える。この連続講座では高齢期に起こる様々な状況を状況への理解を深め、建築士としていかにアプローチしていくかを3つの視点から探り、その方法を見つめたい。

第1回 バリアフリー体験から学ぶ

高齢者の歩みの変化や転倒を回避するための体験、身体が不自由な方との意思伝達、視覚障害者など実例

2018年
9月15日(土) 14:00～16:45

会場：荒川区立障害者福祉会館「アクロスあらかわ」

第2回 認知症を知り、生活空間づくりを考える

認知症を命の危機が可能な程に深刻化する中、建築の側とは異なる視点から学ぶ

2018年
11月17日(土)
13:30～16:30

会場：東京建築士会会議室

第3回 医学博士 星田二氏に聴く健康長寿と住環境の関係

健康長寿をテーマで語らねばならない医学的エビデンスを学ぶ

2018年
12月8日(土) 13:30～16:30

会場：東京建築士会会議室

主催：東京建築士会 特別委員会、建築士会、建築士会
協賛：東京建築士会

秋田花まるっ住宅サポートネットワークの取り組み 1

スタートは 旧鷹巣町「福祉のまちづくり」ワーキンググループ(WG)活動から

- 1993年(H4) 秋田県北部の小さな町で住民+行政の協働活動スタート
「だれもが住み慣れた地域で、住み慣れた家で暮らしているために」住民自らが町の課題を自らの課題としてとらえ、考え、向き合い解決「すぐできること・くふうすればできること・予算化すればできること」住み慣れた家=住環境・・・そう、自分の家！暮らし続ける=自分でできる・・・そう、道具！etc
- 1994年(H5) 建築士と住民による「住宅改修WG」誕生
大工、隣町のPT、福祉用具販売営業マンが加わりチーム強化！
地域の高齢者・障がい者の住宅改修・相談・助言を手がける
地元技能組合青年部と「手すり取り付け隊」活動スタート
- 2000年(H12) 4月介護保険制度がスタート、住宅改修が適用となる
- 2001年(H13) 3月(財)たかのす福祉公社自主事業として「住宅リフォームアドバイザーチーム(はあと)」をスタート
旧鷹巣町を中心に周辺の建築士や大工・施工業者に参加呼びかけ
民営で講習会を行ない、初年度の登録業者を登録。
ケアマネジャー・ヘルパー・OT・PT・訪問看護など共にケースカンファレンスの開催、福祉用具を学ぶなどのスキルアップを図る。

住宅リフォームアドバイザーの流れ

(相談からフォローアップまでグルグルつながってる)



住宅改修WG会議
メンバーは建築士・大工の他一般市民による

当時行政サービスの不足の中で、住宅改修に関する助言活動には限界があり、活動を持續可能にするために、(一財)たかのす福祉公社事業にチームとして位置づけた。
(参加の民間技術者は登録制)

秋田花まるっ住宅サポートネットワークの取り組み 2



秋田県の事業で、平成 15~17 年度までの3カ年、各地域においてバリアフリーに率先して取り組み、リーダー的な役割を担う人材であるバリアフリーコーディネーターを養成した。研修においては高齢者・障害者疑似体験、デイスカッション等を行った。全県で214名のバリアフリーコーディネーターが誕生。建築士は元よりOT・PT・ケアマネ、介護福祉士他様々な職種が登録している。
その多くは自ら暮らす地域又は、働く地域のサポートチーム(6チーム)に参画し、住まいのバリアフリー化や、介護保険制度の住宅改修等に関わってきた。
平成 30 年現在、活動を継続しているチームは 3 チームのみとなっている。



手すり取り付け隊の実施



スキルアップ研修(福祉用具を知る)

今年度は「福まち部会」を展開していくために、行政や既存の団体、グループの状況等について、情報交換を行い、課題のピックアップ、新たな取り組みに向けて計画中！

- 私たち建築士に求められていること
 - ・介護保険における介護給付費の適正化、使用資材・工法・工事価格・工事内容が適切かの判断
 - ・工事前・後の訪問調査
 - ・利用者の身体状況に適應した工事、利用者の保護、不安軽減等

- 私たち建築士ができること
 - ・私達にとって、要支援・要介護状態になっても日常生活の場となる住まいにある。住み慣れた住まいで住宅改修や福祉用具を利用して、自分らしく暮らし続けたいと願う人が多い。
 - ・より多くの人々が、安全・安心・快適な日常生活をおくれるよう(QOLの向上)な、質の高い住環境(空間・アクセス)を提供していく。

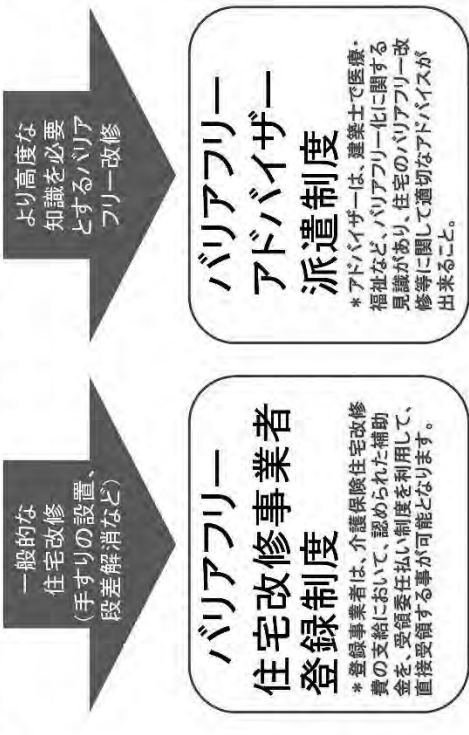
石川県におけるバリアフリー住宅改修等への支援について

(官民が一体となって取り組むバリアフリーに関する制度)

石川県におけるバリアフリーに関する制度は、平成9年バリアフリー社会の推進に関する条例制定を受け、条例の具現化のための制度として平成14年に発足しました。県とNPO法人バリアフリー総合研究所が連携して、バリアフリー住宅改修事業者の登録業務及び、アドバイザーの派遣業務を実施しております。

石川県建築士会 福祉まちづくり委員 西 雄司

バリアフリー住宅改修等支援事業



バリアフリー住宅改修事業者の登録制度

- 施主のメリット：安心して、改修の施工業者を選択することができる
- 業者のメリット：登録台帳に掲載し、市町の窓口に掲載することで、受注につながる

【登録までのフロー】



バリアフリーアドバイザー派遣制度

【アドバイザーとしての登録要件】

バリアフリー住宅改修講習・考査で主任者登録を受け、バリアフリー住環境専門相談員試験に合格し、NPO法人バリアフリー総合研究所の会員として活動

【概要】

高齢者や障害者の身体能力や住まい方に応じた適切なバリアフリー改修を行うなどのために県等の要請に応じて、NPO法人バリアフリー総合研究所がアドバイザーを派遣します

【アドバイザー派遣のフロー】



* アドバイザーは、改修のアドバイスが基本ですが、施主の依頼により、設計・施工を実施する場合もあります。また、施工業者の依頼により、工事の指導や現場立会も実施しています。

徳島県建築士会 バリアフリーデザイン研究会の活動

代表幹事 河村 勝 ・ 副代表幹事 高瀬 善郎

① とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞の応募作品(建築物)の現場調査と報告の取り組み

徳島県からの委託事業で、平成8年から毎年行われる『とくしまユニバーサルデザインによるまちづくり賞』[まちづくり部門]に応募があった建築物の現地調査を建築士会バリアフリーデザイン研究会メンバーが担当し、県条例に適合しているか、その他の配慮があるかなどについて、ヒアリングや建物内外の調査を行い、報告書にまとめ、審査会で報告する取り組みを22年継続して取り組んできた。H8年の条例制定時には整備マニュアル作りを担当し、平成19年の条例改正の際にも県と検討を重ねてきた。



② 市民と行鳴門市ユニバーサルデザイン点検会の取り組み

平成22年度に第1回『市民と行鳴門市ユニバーサルデザイン点検会』を鳴門市文化会館で開催したのから始まり、平成29年度で第6回目となる。点検会には車いす使用者の方、視覚障害者の方、高齢者の方、中学生、高校生、大学生、中学・高校・大学の先生、鳴門市・行政の方、建築士など多くの方が参加して行います。最初にユニバーサルデザインの基礎的なことを学び参加者同士が共有し、各グループに分かれて建築物の内外の点検に入ります。



昼食は各テーブル毎に弁当を食べながら和やかに談話・交流、食事後、点検してきた建築物の問題点や改善についてワークショップ形式でとりまとめ、各テーブル毎に発表し、講評を頂くという流れです。参加した方からは、様々な立場の方の状況や思いを共有でき、たくさんの方の「気づき」が得られる貴重な体験との評価を頂き、6年間継続してきました。

③ 徳島県・徳島市との連携協議の取り組み (地域包括ケアシステムやリフォームヘルパー派遣制度)

今後、徳島県の高齢福祉部局や住宅課と徳島市会が連携し、『地域包括ケアシステム』の中心となる住まいに関して、医療・福祉に建築士がいかにか力を合わせて取り組んでいくかについての初会合を行った。また、徳島市住宅課や徳島市地域包括支援センターとは、25年継続してきた『リフォームヘルパー派遣制度』に関して、医療・福祉・建築の専門家との合同研究会やリフォームヘルパー制度の全国発信などについて協議を行った。今後の取り組みに大いに期待している。

④ 徳島市リフォームヘルパー派遣制度(住宅改修指導事業)の取り組み

身体の虚弱なおおむね65歳以上の高齢者が、住み慣れた自宅で安全・快適に自立した生活が送れるよう、医療(理学・作業療法士)・福祉(ケアマネジャー)・建築(建築士の専門家)が連携して取り組む事業。徳島市地域包括支援センターから依頼FAXが届くと、建築士会事務局で、この分野の研究を受け、経験豊富な登録者からの担当者を決め、

徳島市の高齢者福祉サービス

住宅改修指導事業

高齢者の住宅改修等について様々な相談に応じています。

■ サービスの内容

調査・診断、見積り、申請書類の作成、工事監理、工事完了後のフォローアップ、アフターフォローなどを行います。

■ 利用できる方

高齢者が住む住宅の改修を希望する方、高齢者の生活の質を向上させたい方、高齢者の生活の質を向上させたい方。

■ 費用

無料です。

■ 利用の仕方

お問い合わせ先：徳島市福祉サービス課(087-222-1111)

他の専門家と共に依頼者宅を訪問身体状況、住まいの状況、本人・家族の希望などの調査の上、専門家と改善方法について検討。決まった内容を改善計画書にまとめ、工務店に見積もりを依頼、工事予算が決まると、改修助成申請などを行った上、工事着工。完成の際には完了検査に立ち会う、という一連の活動である。徳島県建築士会では、平成6年から徳島市からの委託事業で取り組んでおり、これまでに約800件の実績がある。

⑤ バリアフリーOXX2018の後援団体としての取り組み

徳島県肢体不自由者父母の会連合会主催の『バリアフリーOXX』は、当事者(障がい児者)の視点と専門家の視点を融合させて福祉機器の展示セミナーの開催、様々な相談、遊びの広場など、障がい児者が日々を、より楽しく豊かに過ごせるための一歩先の提案をし、誰もが生き生きと過ごせる共生社会に寄与していくため、障がい児者の多様なニーズに対応した創造的な企画を多くの関係者と連携しながら行う催し。



建築士会バリアフリーデザイン研究会では企画から参加し、住宅相談に取り組んだ。重度の障害をもつ子供さんやそのご家族にとって住宅問題は最も身近で切実な問題であり、数多くの相談者からは、問題の解決に向けたアドバイスはとてもありがたいとの感想を頂いている。高齢者の住宅とは異なる様々な問題解決に対応できる、建築士育成・資質の向上の必要なことを実感している。

◆ 『2020年大会に向けたピクトグラム（図記号）のあり方』の会議と
国土交通省のホテル・旅館に関する建築設計標準改訂委員会』の報告

建築士会連合会『福祉まちづくり部会』委員
本多 健（埼玉士会）

2020年のオリンピック/パラリンピック(オリパラ)まで2年を切りました。2016年に福祉まちづくり部会を代表して内閣官房主催の「ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議」に参加させていただきましたが、この中でまとめた内容が、ようやく目に見える形で動き出しています。

本年度は、2つのオリパラ関連の会議に参加させていただいていますので、その報告をさせていただきます。

① 「2020年大会に向けたピクトグラム(図記号)のあり方」会議

この会議は、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団の自主事業として、高橋儀平教授(東洋大学)とSDA(日本サインデザイン協会)を中心にJIS化されていない8つのピクトグラム(1.介助用ベッド・2.ベビーチェア・3.おむつ交換台・4.こどもトイレ・5.着替え台・6.簡易型オストメイト設備・7.男女共用トイレ・8.カームダウン/クールダウン)について、JIS化を進めていく会議です。その中で、国土交通省や空港などの交通事業者、観光、宿泊、建築に関わる協会関係者に対して説明会と意見交換会が実施され、参加しました。

私は、トランスジェンダー対応のトイレの在り方(これは、異性介助トイレの議論でもありました)と、発達障害の方に利用される、「クールダウン、カームダウン」に関しては、図記号の在り方だけでなく、まずは、その設備(または利用者)の存在を広く知ってもらうこと、そして公共的な建築の設計に関わる人が、知っておくべき知識だと感じましたので紹介させていただきます。

② 「国土交通省のホテル・旅館に関する建築設計標準改訂委員会」

もう一つの会議は、福祉まちづくり部会の皆さんに情報協力いただいた、国土交通省の「ホテル・旅館に関する建築設計標準改訂委員会」です。

バリアフリー法の改正が概ね5年に一度ありますが、2020年に向けて、バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」のホテル・旅館部分に関する記述を前倒しで見直し、検討するものです。

バリアフリー法や各自治体の福祉まちづくり条例等で定められている設備(備品)はあるものの、実際の利用者が使いにくい(使えない)配置、高さであることが多々見受けられます。こうした現状を踏まえ、改善をしていく会議になっています。

まだ始まったばかりですが、現状のガイドラインの使い方や、各自治体の条例とバリアフリー法の関係、優良な施設の情報収集などを行っています。

また、明文化されるか分かりませんが、「一般客室のUD化」を今後、推し進めていこうということも話われています。「段差をつくらない」、「扉の有効幅を確保する」など、ホテル・旅館の一般的な客室すべてが、車いすや高齢者に使いやすい設計にすべきという考えです。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

現在の設計標準等を掲載している国土交通省のHPです。

○ 最後に

加齢や障害などで、今まで家から出ることが難しかった方も含め「誰もが旅行できる社会」を作るには、私たち建築士が、意識を高め、一つひとつの設計を丁寧に進めていくことが求められていると感じていますし、この分野を牽引できるのは、日ごろ福祉分野で活躍する建築士だと思っています。皆さんのご意見を各種会議に持っていったらと思っていますので、よろしく願いいたします。

■兵庫県 福祉のまちづくりアドバイザーによる「チェック&アドバイス制度」について

平成15年に発足した、兵庫県建築士会女性委員会ユニバーサルデザイン(UD)研究会は、UDについて学びながら、検証活動として建築空間や公共交通空間にある問題の掘り起こし作業を行ってきました。加えて、UD視点からの住宅の在り方やまち(観光地)のUD検証等の活動を続けながら、行政や他団体との連携や一般の方への普及活動等を行ってきました。その中で、H28年兵庫県の第18回「人間サイズのまちづくり賞(UD部門)」を受賞する機会にも恵まれました。

今回、案内させていただきます兵庫県県土整備部まちづくり局の「チェック&アドバイス制度」には、専門家として、この研究会のメンバーや士会会員を含む建築士も参画しています。

兵庫県は、全国に先駆け平成4年10月に「福祉のまちづくり条例」を制定し、整備基準に適合した施設整備を推進してきました。

平成23年度から、福祉のまちづくり条例に基づき、病院、商業施設、銀行など多数の方が利用する施設(「特定施設」)について県が登録した「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度を設けてきました。

この、「福祉のまちづくりアドバイザー」には以下のような立場の方々がアドバイザーとして登録されています。

利用者 アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等の利用者
専門家 アドバイザー	建築・福祉の専門資格を持ち、高齢者・障害者等に配慮した施設の設計・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ専門家(建築士・社会福祉士・理学療法士・作業療法士等)

現在の登録者数は、136名(平成30年3月時点)、これまでの点検実績は、平成23年度から平成29年度までで86件となっています。

対象建物は多数の方の利用が想定される特定施設とされ、用途や規模に応じて「点検・助言型(設計時または完成時)」と「点検表型(既存施設のみ対象)」が選択できますが、どちらもあっせんされた建物に対して、施設の所有者や管理者などの立会のもと、アドバイザーが施設の点検・助言を行います。

(1)「点検・助言型」は様々な利用者(高齢者、障害者、妊婦、外国人等)や利用場面(時間、非常時等)を想定し点検・助言します。

課題となる箇所だけでなく、優れた箇所についても点検します。

(2)「点検表型」は点検表に基づき点検を実施します。

施設の所有者や管理者へは、当日のアドバイザーからの結果報告のほか、後日、報告書又は点検表が渡され、助言に基づいた改善が行えるよう検討を促し、施設整備や管理運営の段階的かつ継続的な内容の充実を図っていただくことで、福祉のまちづくりを推進していく事業です。



詳しくは、兵庫県のHPをご参照ください。(公)兵庫県建築士会女性委員会UD研究会八木

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

防災まちづくりセッション

テーマ「復興等支援に係る事前活動指針」について考える

明日にでも発生する災害に向けて、建築士会として自治体との連携が可能な防災まちづくり活動について、大分・京都大会のセッションで参加者の意見も交えながら議論を行った。その中からは、自治体の抱えている職員不足の実態が明らかになり、被災前から被災後に自治体職員が対処しなければならない防災まちづくりの課題に対して、私たち建築士にその補完と連携が求められていることが明らかになった。

建築士の基本的な役割は、住まいや生活環境づくりを通して地域住民の暮らしを支える大きな責任がある。だからこそ、災害時の迅速な復旧復興には、平常時から建築士・建築士会が地域や行政と「普段からの連携」と「事前の備え」によって、直ちに復旧復興活動に取り掛かることができると考えている。

昨年度、防災まちづくり部会では、「事前の備え」として熊本地震における熊本土会を中心に周辺士会が実施した復旧・復興支援策を再整理し、その課題・問題点を明らかにした。そして、今後予想される大規模地震への復旧・復興支援活動の円滑な拡大を視野に、建築士会が講ずべき事前の施策と共に行政等に対する提案事項として「復興等支援に係る事前活動指針」をまとめた。

今回のセッションでは、この「復興等支援に係る事前活動指針」の下記 7 項目をテーマとして、先導的に事前活動の取組を実践している士会や、熊本地震や西日本豪雨による被災後の復興に取り組んでいる士会の活動報告から、各建築士会で取組むことができる実践活動の項目や、その項目に対処する自治体との連携活動等について協議したいと考えている。

「復興等支援に係る事前活動指針」の項目

- ① 応急危険度判定
- ② 罹災証明等の支援
- ③ 被災者の住宅相談
- ④ 歴史的建造物の被災調査・修復支援
- ⑤ 木造応急仮設住宅の建設
- ⑥ 木造復興住宅の建設・建設支援
- ⑦ 事前活動としての高台移転事業支援



「普段づかい」から始まる先行高地移転の事例
津波到達水位よりも上で形成される新しい集落「こうのすまい」



●防災まちづくり部会セッション内容

ステップ1：挨拶及び趣旨説明（10分）

本セッションのタイムスケジュールと共に、熊本地震において、熊本土会を中心に実施した復旧・復興支援策を再整理し、今後の大規模地震等による災害時において土会が講ずべき事前の施策をまとめ、本セッションのテーマとなっている「復興等支援に係る事前活動指針」について概説する。

- ・（公社）日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好

ステップ2：事前活動指針に係る取組事例（40分）

建築士として災害時の地域住民の暮らしを支えるための役割について、事前活動指針に掲げた項目に取組んでいる各県の建築士会の事例から、今後の取組のヒントと課題を探る。また、毎年のように多発している風水害対策として、徳島士会がまとめた「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」についても説明する。

- ・発表者：大分県建築士会 会長 井上正文（15分）：罹災証明業務支援協定
- ・発表者：和歌山県建築士会副会長 中西重裕（15分）：木造応急仮設住宅供給協定
- ・発表者：徳島県建築士会 相談役 佐藤幸好（10分）：風水害等の住宅復旧マニュアル

ステップ3：発災現場での活動内容（40分）

ここでは、熊本地震と平成30年7月豪雨で被災した熊本土会と岡山士会の発災直後から復興に向けた活動を通して、事前の取組の重要性と共に、復興に向けた課題を考える。

- ・発表者：熊本県建築士会会長 中尾憲征（15分）：復旧復興の活動とその課題
- ・発表者：岡山県建築士会倉敷支部 松原辰生（15分）：災害時の建築相談開設
岡山県建築士会倉敷支部 妹尾真吾（10分）：復興のまちづくり活動

ステップ4：質疑応答（30分）

5県の活動事例を通して、明日にでも発生する災害に向けて、建築士会としてどのような「普段付き合い」「事前の備え」が必要かと共に、復旧復興に向けての課題について会場参加者の意見も交えながら話し合う。

- ・進行：防災まちづくり部会長 佐藤幸好
- ・オブザーバー：（公社）日本建築士会連合会副会長 山中保教
- ・発言者5名：井上氏、中西氏、中尾氏、松原氏、妹尾氏

セッション運営担当

- ・受付全般 連合会事務局
- ・全体進行 連合会まちづくり委員（岸武信行委員）
- ・記録（写真・ビデオ） 連合会まちづくり委員（岸武信行委員）

●「復興等支援に係る事前活動指針」

日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好

I 応急危険度判定

1 建築士会応急危険度判定活動の位置付け

県と士会他建築関係団体との役割・責務を事前に明確にする。このため、県と士会とが協定を締結する、又は県が建築関係団体等と設置する応急危険度判定協議会（仮称）の中で、役割等を明確にする。

2 事前活動

この協定等の中で、この度問題とされた、士会等が協力する判定士名簿の適正化、関係判定士の連絡方法、判定活動の広報・定期的な訓練方法などを明記・確認する。

また、併せて、避難所、要介護者等弱者支援施設等の他、復旧拠点となる庁舎、病院等に係る判定方法（特別の判定員（構造一級建築士などによる緊急の修理方法など一般の判定業務を超える業務を含む）の配置、自動参集方式など）も明記・確認する。この場合、必要に応じ、関係市町村との協定締結を行う。（参考 既存協定事例）なお、事務局被災時の事務局機能の確保に配慮する。

3 判定活動に係る費用負担

建築士会判定士の活動費用については、特に、大規模災害の場合、活動が長期化、日常業務への影響もあり、無償でなく、実費弁償の観点から、有償とすることを、国・県に求める。また、この有償化を制度化する観点から、例えば、災害救助法に位置付けることなどを要望することに配慮する。（参考 判定活動の費用弁償に係る要望（連合会））

II 罹災証明

1 建築士会罹災証明調査の位置付け

近年、本調査の結果が、応急仮設住宅の入居や行政の住宅復興資金の提供の条件となるなど、また、その調査には、専門技術的な視点も望まれることから、建築士・建築士会に対する協力要請のニーズは高まっている。建築士会が本調査の実施に協力する場合には、応急危険度判定活動と同じように、県との事前の協定締結等が望まれる。但し、当該調査の実施主体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、市町村と規定されていることから、市町村との協定締結も必要。（参考：和歌山県建築士会の県・市町村との協定締結）なお、本調査は、行政の職員と建築士がペアを組んで、実施することが基本。この場合、建築士の負担軽減の観点からは、二次調査から建築士が協力する方策が適切である。

2 事前活動

内閣府などの関係テキストを活用した講習等による本調査に当たる人材の養成・登録など応急危険度判定活動に準じた事前活動を行う。

3 費用負担等

本調査を行う調査員の費用については、熊本地震時の対応を踏まえ、無償でなく、市町村の負担とすることを協定等において明記・確認する。

また、首都直下型などの巨大災害の場合、このニーズが膨大になることが想定される。このため、応急危険度判定活動と罹災証明調査活動（HMの歴建被災調査活動）との効率的な実施が課題である。

Ⅲ 被災者の住宅相談

1 建築士会被災者対応住宅相談の位置付け

建築士会は、災害時の専門的中立的な相談機関として行政当局や被災者からの期待が大きい。このため、地震災害に限らず、最近頻発する豪雨災害を含め、災害時に、建築士会が被災者に対する住宅相談を機動的に実施できるよう、事前の準備体制を構築する。

実施に当たっては、応急危険度判定活動と同様に、県との事前の協定締結等が望まれる。

また、本活動については、被災者のニーズが時間と共に変化することを踏まえ、相談場所や助言内容・範囲、更には他の専門家との連携を含む相談方式など相談に係る基本方針を定めておく必要がある。

2 事前活動

既版のテキストを活用した講習等による（仮称）防災相談建築士の養成・登録など応急危険度判定活動に準じた事前活動を行う。

なお、テキストとしては、地震対応としては、「協会」の相談員向けテキスト、また、風水害対応としては、現在徳島士会で作成中のテキストなどがある。

また、被災者のニーズが高い施工者の紹介については、耐震改修等のリフォーム施工者、既存住宅瑕疵保険関連施工者など事前登録の検討が望まれる。

3 費用負担等

短期的な相談を除き、地震等大規模な災害時の相談には、ある適度の期間、継続的に行う必要があり、相談員となる建築士には実費有償とすることで、行政と協議することが望まれる。

この度の熊本地震や平成 26 年の広島豪雨災害など大規模な災害時の相談は有償となっている。

Ⅳ 歴史的建造物の被災調査、復旧支援事業

1 建築士会の歴建被災調査等の位置付け

地域の歴史文化遺産の保全活用ニーズの高まりとともに、HM による災害時の歴建被災調査やその後の復旧事業に対する支援が期待されている。本活動は、建築士会の社会貢献事業の柱のひとつと位置付けられる。

2 事前活動

応急危険度判定活動に準じた、事前の準備体制の構築が望まれる。災害時の対応マニュアルなどを使った講習による人材養成、建築学会の歴建 DB などを活用したによる歴建ストック情報の整備、他建築士会 HM との連携による広域支援の訓練、県教育委員会を含む関係行政部局との事前の協力協定の締結などが望まれる。

また、熊本地震対応では、被災歴建の調査に加え、補修・復旧の設計者・施工者選定の支援にまで活動の枠は広がった。HM の設計・施工に係る技術的レベルアップに取り組む。更には、文化財登録や歴まち法（重点など法的指定の歴建には、被災時の公的支援額は大きい。

3 費用負担

災害時の活動費用は、他の活動と同じく、無償とすることなく、県等の公費とするよう対処する。なお、事前の訓練等については、現在、公的な予算措置はない。図上演習などなるべく費用を要しない方策を検討する。

V 木造応急仮設住宅の建設

1 建築士会木造応急仮設住宅建設の位置付け

近年、地域での災害が頻発。その復旧対策として、プレハブの応急仮設住宅でなく、木造応急仮設住宅（以下、「木仮設」）の提供に取り組む自治体が増えてきた。「木仮設」なら、地域の木材や工務店の活用が可能で、地域経済の復興にも資する。また、「木仮設」は、入居者に好評。地域の建築関係者も、災害に際し、「木仮設」の建設を通じ、地域の復旧・復興に貢献したいとする思いは強い。しかし、建築関係者が、災害時に「木仮設」建設に関わるには事前にその環境を整えることが肝要。建設協力者の組織化、「木仮設」提供者である県との「木仮設」建設に係る協定の締結、資材調達・金融面等での建設者支援策の構築など。

会員に施工系建築士を擁する士会が、「木仮設」建設のための環境整備に取り組む意義は大きい。また、これに取り組む士会が増えれば、士会間での相互支援（被災地を非被災地が支援）により、被災地復旧のスピードアップが期待される。また、この建設体制は、「木仮設」の供給に資するのみならず、その後の「復興住宅」の早期建設に資する。更には、地震時に留まらず、多発する豪雨災害の被災住宅の早期復旧にも資することができる。

2 事前活動

1に記す、建設協力者の組織化、「木仮設」提供者である県との「木仮設」建設に係る協定の締結、資材調達・金融面等での建設者支援策の構築などを士会他関係者で協議し、準備する。詳細は、去る平成 29 年 12 月 8 日、全国大会京都大会に併せ開催した「木造応急仮設住宅建設に係る建築士会等」連絡会議（第 1 回）資料を参照。

3 費用負担等

「木仮設」建設に要する費用は県が負担。事前の準備等に要する費用は関係者の自己負担。なお、「木仮設」建設の事前訓練に要する費用については、国交省の助成事業がある（平成 29 年度）。また、実際の建設時に要する事務経費は、「木仮設」建設に要する費用の諸経費を充てることを関係者で協議の上定める。

VI 木造復興住宅の建設

1 建築士会木造復興住宅建設の位置付け

被災地における復興住宅として、木造復興住宅は、地域の木材や工務店の活用が可能で、地域経済の復興にも資することから、「木仮設」同様、建築士会が本事業に取り組む意義は大きい。

この場合、建築士会は、木造復興住宅を求める需要者の視点に立ち、その建設供給者を支援する役割であって、その建設供給者ではない。

2 事前活動

木造復興住宅の建設は、平時に比べ、需要が集中し、かつ住宅建設に必要な資材や労力が逼迫する状況の中で、行われることから、その建設は、迅速にかつ低廉・効率的に実施されることが求められる。このため、先ずは、被災者に対し、木造復興住宅の建設に関する情報提供が迅速に行われるよう、平時から、木造住宅建設協議会など関係団体による「地域型復興住宅」に関する情報収集提供体制の検討が望まれる。また、「木仮設」の建設に対する建築士会の支援の基本的枠組みは、木造復興住宅の場合にも適用可能である。但し、復興住宅は、「木仮設」とは異なり、発注者は多様であり、求められる住宅も多様化するため、復興住宅の設計・建設（資材等供給を含む）及び相談（モデル住宅の建設を含む）の体制など事前活動の検討範囲は拡大

する。建築士会が本事業にどこまで関わるか、「木仮設」の建設グループと事前に十分に協議することが必要。

3 費用負担等

「地域型復興住宅」の情報提供等に係る関係団体による取組みに対し、過去の2度の大地震時には、国交省から助成金が交付された。今後もその助成を期待する。木造に限らず復興住宅の需要者に対する県等からの建設助成金の交付は今後とも想定されるが、「地域型復興住宅」を建設供給する事業者に対しても、その普及を図る観点から、県等からの何らかの支援措置（熊本県はモデル展示住宅の建設用地を無償提供。また、モデル住宅における需要者との相談業務には上記情報提供等に係る国交省助成金を活用）を期待する。

VII 住宅復旧

1 建築士会住宅復旧の位置付け

災害時に建築士会が関わる被災者の住宅相談において、これまでは修理方法等の助言に留まることが多く、相談サービスの向上の観点からは、施工者を紹介し、応急修理工事まで道筋をつけることは課題である。会員に施工者を擁する建築士会がこの課題に取り組む意義は大きい。

しかし、大規模な地震等災害時には、被災地施工者の施工能力を超える需要が発生し、対応は困難となる。迅速な応急修理を行うためには、広域的な支援体制の構築は大きな課題である。

2 事前活動

徳島県建築士会が提案する災害時の応急修理工事に協力する施工者の「事前登録制度」を関係する市町村と確立することである。

全国の建築士会において、仮に、この取組が普及すれば、士会ネットワークを活用した広域的な支援の基盤はできるが、その実現には、課題（派遣技能者の能力評価・費用負担など）は多く、引続き検討が必要である。

3 費用負担

上記「事前登録制度」の普及・確立に要する費用は、市町村の地域防災計画の確立の一環として、市町村が負担することを想定している。

●「大分県建築士会による最近の自然災害対応」～罹災証明交付支援活動を中心にして～

日本建築士会連合会理事・大分県建築士会会長 井上正文

1) 最近の大分県周辺での災害とその対応

○平成28年4月14～16日 熊本地震

- ・熊本県南阿蘇村での応急危険度判定：8日間で、延べ70名の会員が対応
- ・熊本県東部の5自治体内で歴史的建築物の被災調査を実施：ヘリテージマネージャー延べ7名で対応
- ・熊本県南阿蘇村での罹災証明交付支援：数名の会員の個人レベルでの対応
- ・別府市での被害住宅に対する相談対応：別府市からの要請に基づき別府支部で対応

○平成29年9月16日津久見地区豪雨災害・日田地区においても豪雨災害：同年7月5日

- ・水害後の片付けボランティア対応
- ・津久見地区で罹災証明交付の支援実施

2) 津久見市における罹災証明交付支援活動

○経緯

9月17日の台風18号豪雨により津久見市全域で甚大な被害が発生し、9月26日時点で住家被害として全壊1世帯、床上浸水972世帯、床下浸水727世帯、その他店舗等の被害が184世帯で確認された。津久見市役所税務課より大分県建築士会津久見支部（会員数26名）に対して罹災証明書の交付のための被害認定調査を9月28日から開始するため調査活動支援要請（口頭）があった。急遽27日に被災地会員向けに罹災証明のための被害認定調査について研修会が行われ、会員14人が参加した。津久見市務課長等から調査概要の説明及び具体的な調査実務等についての説明を受けた。近隣の臼杵支部、佐伯支部会員、津久見支部会員、大分支部会員及び本部防災委員会委員を中心に支援体制を構築した。

○調査の概要

調査チームは津久見市職員がリーダーとなり、補助員2人の計3人でチームを組んだ。補助員は建築士会会員のほか県職員、他の市町村職員、土地家屋調査士会会員、津久見市職員が支援し4～6チームを構成した。調査は日田市の北部豪雨災害時の方式及び内閣府のマニュアルを参考に津久見市の基準で調査を実施した。

○調査における建築士会会員の役割

リーダーの津久見市税務課職員が被災者対応、聞き取り及び調査票に基づく判定を行った。建築士会会員2人が補助員として支援した。そのうちの1人が写真撮影役（調査票、外観、外部浸水高さ計測写真、内部被災浸水高さ計測写真、各被災カ所の写真撮影）として、もう1人は浸水カ所、破損箇所等を調べ、浸水高さの計測の役割を果たした。さらに建築士として技術的なアドバイスを求められた場合や被災者からの相談に対して臨機応変に対応した。

10月15日までに延べ42人程度の支援者派遣となった。

台風18号災害発災後、直ちに津久見市役所担当課に支援の意思表示（必要であれば支援する）を支部長レベルで行っていたため津久見市役所税務課長から支援要請が津久見支部長にあり、今回の支援活動につながった。

○罹災証明支援活動への課題

- 1 費用負担についての検討
- 2 事前の罹災証明業務に関する講習会実施

3) 大分県と大分県建築士会との災害発生における住家の被害認定に関する協定について

大分県建築士会は大分県と平成30年3月に被災住家の被害認定調査に関する協定を締結した。協定内容は以下の通り。

（1）住家の被害認定調査業務

災害が発生し住家が被災した場合、市町村は被災者から罹災証明書の交付申請により被害認定調査を実施しなければならないが、被災市町村や応援自治体と連携して被災住家の被害認定調査に取り組む。

（2）被災住家の復旧等の相談業務

被害認定調査の中で被災者からの被災住宅の復旧方法などの相談について、建築士としての専門的知見から応急の修繕、再建方法などのアドバイスを行う。

協定締結の意味を以下のように考えている。

- 自治体（中小自治体等）からの要請の円滑化
- 建築士会側の準備（心構えも含む）の促進
- ◎日本文理大学教授 大分大学名誉教授 工学博士・1級建築士

●木造応急仮設住宅の建設(和歌山県建築士会の取組)

和歌山県建築士会 副会長 中西重裕

1) 供給方式

和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会を構成する団体

①和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会

和歌山県建築士会・和歌山県建築士事務所協会・日本建築家協会近畿支部和歌山地域会・和歌山県木材協同組合連合会・和歌山県森林組合連合会

②全国木造建設事業協会

③日本木造住宅産業協会

和歌山県と和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会との間で、本年5月9日「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結した。地元和歌山のグループと全国規模の2グループが入る形で構成し、発災後、市町村から要望された木造仮設住宅を建設協議会に設置される対策本部で調整し、幹事会社を中心になって木造仮設住宅を建設していく。3グループが協議会を構成し、平時から連携することでより迅速な対応が可能になる。

2) 供給システム

和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会に設ける設計部会・建設部会・供給部会を設ける。

設計部会 木仮設プラン 標準タイプ・復興住宅転換タイプ、資材のリスト化

構法について在来工法と金物工法の2タイプ（代替職人の活用）

建設部会 幹事工務店・工務店・協力会社の連携 住宅会社の組織化（大工職人の把握）

供給部会 当該資材などの供給店・メーカーのリスト化 協議会と協定締結

資金調達 金融機関と与信の協議 金融面での建設業者支援策の構築

3) 事前活動

仮設住宅モデルの建設 大工職人及び代替職人の技術習得を目的とし助成事業の提案を目指す。県との協定締結を契機に県内の市町村及び県民へ情報発信。市町村が想定する仮設住宅建設予定地について、木仮設を復興住宅に転換していくためには恒久的に使える土地を民有地なども含め事前にリストアップする必要がある。県民の協力のもと復興計画についても協議を進める必要がある。

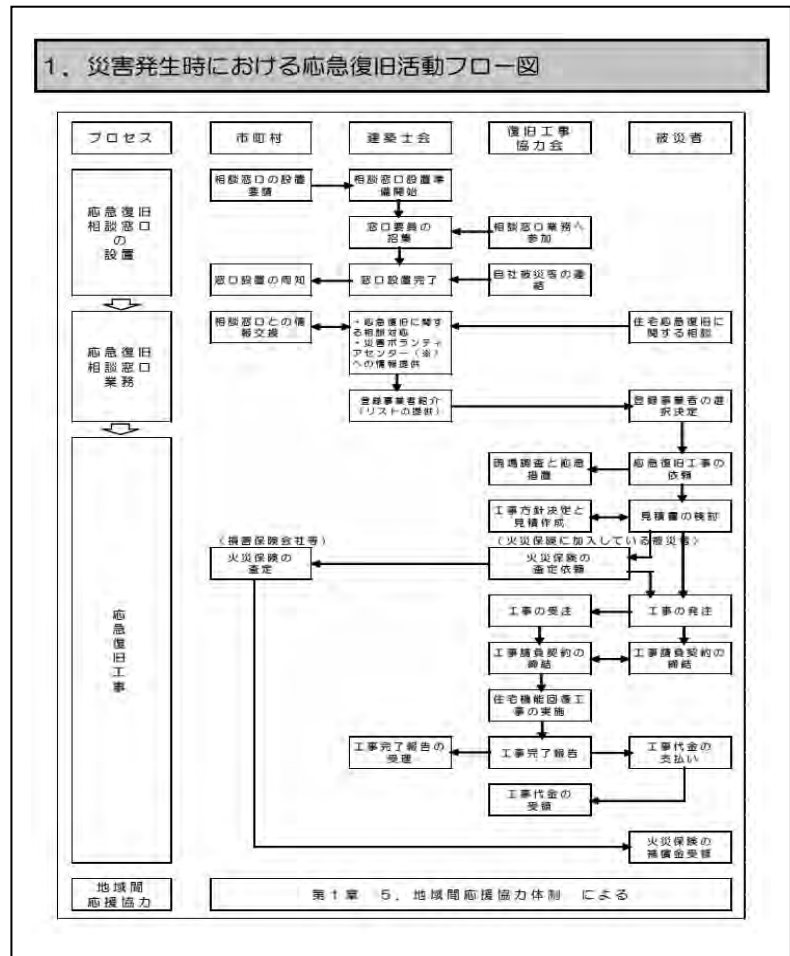
◎(株)一級建築士事務所K&Nアーキテクト代表取締役 和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会 副会長

●「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」について

徳島県建築士会相談役 佐藤幸好

近年、台風や集中豪雨による風水害の規模が大きくなり、被害の程度、被害の及ぶ範囲が拡大する傾向にあることが懸念されている。特に徳島県においても、平成26年8月に高知県に上した台風11号により、那賀川流域では甚大な住家被害が生じ、被災した住宅の復旧活動の遅れから、多くの被災者が長期間にわたって不便な生活を余儀なくされたことは、記憶に新しいところである。このような事態を避けるため、被災地域内外の建設技能者やボランティア等の参画によ

って、風水害が発生した場合に、被災住宅の復旧活動が迅速に行われる体制をあらかじめ構築しておくことが重要となる。そのため、徳島県建築士会では、徳島大学をはじめ、徳島県や関連団体の方々から構成された「風水害等による被災住宅復旧マニュアル検討委員会」を設置し、被災住宅の応急復旧のための基本的な手順を取りまとめた「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」を作成した。このマニュアルは、応急復旧を円滑に進めるための地域における協力体制の作り方、被災住民に対する相談窓口の設置の方法、地域間の応援協力体制の作り方等について、各主体が取り組むべき事項が整理されている。今後は、地方公共団体と地域の住宅・建築



関係団体とが緊密に連携を図られ、被災者の自助努力による住宅再建を支援する応急復旧体制の構築に向けた取組を進める中で、このマニュアルが修正され、より良いものになること期待している。

◎（有）佐藤建築企画設計代表取締役・徳島県木造住宅推進協議会会長

●熊本地震における熊本建築士会の対応について

熊本県建築士会会長 中尾憲征

1) 応急危険度判定について

- 1) 熊本県建築物安全安心協議会について発足等について説明する
- 2) 今回の地震は震度7の強度がほぼ同じ地域で1日おいて2回発生したこと
- 3) 今回の地震についての当初広報が第1回の地震と2回も同じ場所（益城町）で発生と全国的に放映されたこと
- 4) 今回の地震は当初は一地域の被害発生勘違いされたこと
- 5) 県からの応急危険度判定士の派遣要請が頻繁にあったが県内の大半が被災地であり協力が遅れたこと等々

2) 罹災証明調査について

この調査は行政職員の一般事務職員（税務課）で調査する業務で一次調査の外観調査と、これに納得出来ない時に専門家の立会いの下に実施する二次調査で外観調査と内部調査で専門器具の使用で住宅にキズが付いた等で補償問題が発生したが行政庁からも建築士会で対応すべ

きと、一部行政庁でボランティア（無償）の場合での発生は誰が対応するか等々

3) 被災者の住宅相談について

（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会が国交省の要請に基づき（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが協会に委託した「ダイヤル相談」に係る現場相談の実施体制を拡充するため、熊本土会に依頼したものでセンターの要請により登録建築士を現場に派遣させ現場状況に対応した。なおこの時点で工務店リストを資料として渡した。大変喜ばれた等々

4) 歴史的建造物の被災調査・復旧支援事業について

この件について紹介のみ

5) 木造応急仮設住宅の建設について

この事業は連合会が熊本県に対し、ナイス㈱と共に、東京オリパラでの仮設建築構想の一環として検討していた木造応急仮設住宅の供給システムを提案し、県より宇城市長からの要請ある旨。連合会は（一社）木と住まいの研究協会と共同で県と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し3団地60戸の木造仮設住宅を建設した等々

6) 木造復興住宅の建設支援について

1) 熊本県地域型復興住宅推進協議会の発足、これは国土交通省の指導の下、東日本大震災時に同様の協議会が発足した3県（岩手、宮城、福島）を参考とした。

2) 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示事業

この事業は県から木造仮設住宅の建設に協力した団体に対し、参加の打診があり、県士会が連合会と協議の上、参加を決定した等々

3) 「くまもと型復興住宅」モデル住宅等の建築設計・請負工事支援事業

現在まで完了戸数26戸、建設中の戸数17戸、商談・設計中の戸数24戸等々

◎熊本県職員を退職、熊本空港ビルディング、熊本建築確認機構を経て現職

●平成30年7月豪雨災害時の建築相談活動について

倉敷支部副支部長 松原辰生（一級建築士）

今回の水害に際して、発災間もない内から建築士会倉敷支部役員として支部会員の保護・支援を開始。早期に水害対策の資料等を収集し、被災住宅の安全性（耐震性等）、応急処置（汚泥等除去、部材清掃、消毒、乾燥等）、今後の方針（改修可否、改修方法、除却等）などの浸水住宅の復旧方策を中心にまとめた（建築相談用の）「浸水対策マニュアル」を作成。また行政とも協働して、被災した一般市民を対象に無料建築相談会を開催。被災家屋の清掃や消毒、乾燥などの応急対策の情報発信と現地での実施などを積極的に行う。

◎建築専門学校を卒業後、県内の建築設計事務所に勤務。その後、独立して設計事務所を主宰

●倉敷真備町の復興まちづくりについて

倉敷支部所属 妹尾真吾（一級建築士）

今回の水害に際して、発災時から付近住民に避難を呼びかけ、自らは最後まで踏みとどまり、自社の3階に逃げて難を逃れるその後も現地にて、「住んで復興、真備町」のスローガンを自社ビルに掲げ、夜になると真っ暗になり人気のない街に明かりを灯す事で、地域住民を勇気づけるとともに復帰を促し、コミュニティの早期再生を期している。

◎大学院（建築学専攻）を卒業後、建築設計事務所に勤務。その後、家業を継いで地元総合建設業の代表者となる。

情報部会セッション

日時…平成30年10月26日(金) 10:00～12:00

会場…大宮ソニックシティ・ビル棟6F 604会議室

定員…78名(予定)

建築確認申請手続きの電子化はどこまで進んでいるのか

～確認申請の電子化と木造住宅で可能になった BIM 確認申請～

情報・広報委員会 情報部会長
情報部会

大石佳知
田中克之
中田充謙
佐藤直子

近年、CAD や BIM 等の普及により建築確認等の申請書に添付する図面等について電子的に作成されることが一般的となったが、確認申請自体は図面として 紙に出力したものを申請に添付するのが一般的である。

平成26年5月7日(国住指第 394 号)にて「建築確認手続き等における電子申請の取扱いについて(技術的助言)」がなされ、建築確認手続き等における電子申請の取扱いが明確になった。

この点を踏まえ現在では、国内のいくつかの指定確認検査機関において建築確認検査電子申請が可能になっている。

電子申請を利用するには、電子証明書の取得やタイムスタンプの付与など、建築士事務所や指定確認検査機関でいくつかの環境整備を要するが、時間に縛らせずに申請ができ、申請や訂正のために検査機関へ赴かなくてよく、何百枚もの構造計算書を印刷する必要がなく申請や訂正手続きの履歴が明確化され、建築士事務所としてのメリットがいくつもある。

また、ある指定確認検査機関(住宅性能評価センター)では BIM ソフトウェア(Revit)データによる確認申請が可能になった。

欧米やシンガポールなどでは、建築確認申請に BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)のモデルデータを活用した審査が実施されていると聞く。

電子申請の動きに合わせて、今後、我々の業務環境は大きく変化すると予想される。

今回の情報部会フォーラムでは、民間確認検査機関における確認申請の電子化の動向と その手続き、2016年8月に国内で初めて BIM データを使用した建築確認申請手続きによる「4号建築物」の確認済証交付を実現した事例発表、そして海外での BIM 確認申請の状況を学び、建築士の情報化につながる場としたい。

■基調講演1

『BIM 確認申請について』

フリーダムアーキテクトデザイン(株)

社長室 室長
今井 一雄氏

■基調講演2

『建築確認審査への BIM の応用と今後の展望』

国立研究開発法人 建築生産研究所
建築生産研究グループ
上席研究員

武藤 正樹氏

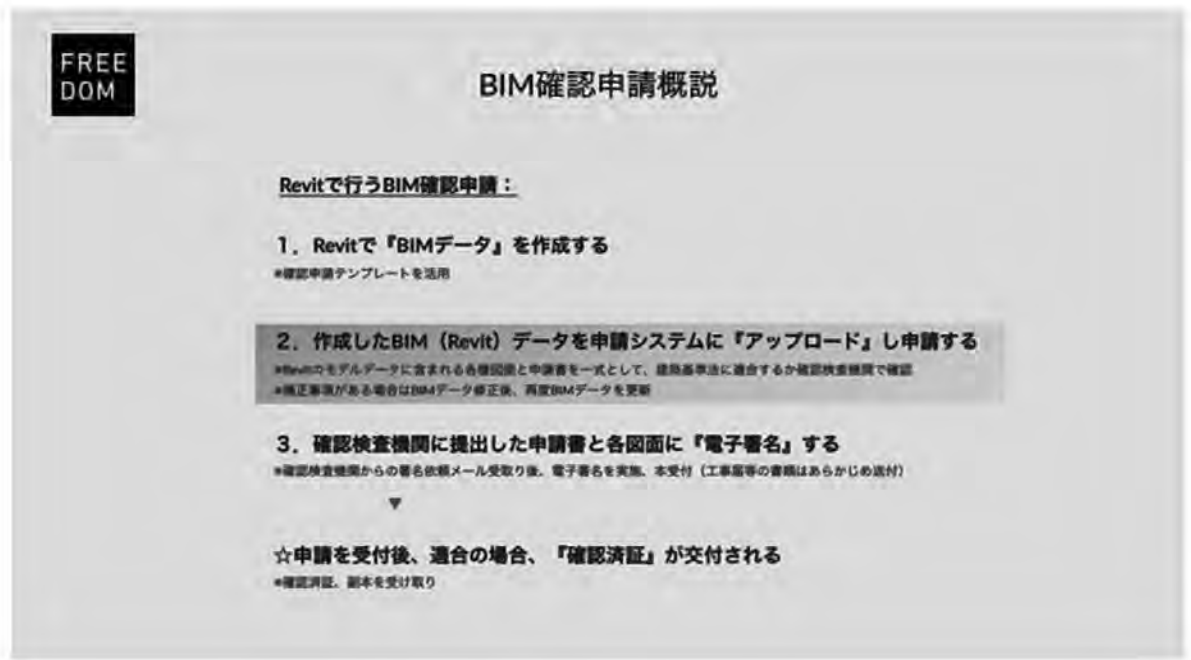
■基調講演3

『電子申請の概要、現状と展望、 電子署名を活用した BIM 申請の流れ』

日本 ERI 株式会社

関戸 有里氏

フリーダムアーキテクトデザイン(株)
社長室室長 今井 一雄氏



フリーダムアーキテクツデザイン(株)
社長室室長 今井 一雄氏

FREE
DOM

BIM確認申請4号建築物以外への展開例：木造3階建て住宅

※2016年4月国内初の4号建築物に適用。本適用で適用は2017年12月に開始

ポイント

- 1 BIMの「Information」を活用し整合性を確保
- 2 現行の法規制や慣例、仕組みを考慮
- 3 クラウドサービスを適材適所に活用（データ連携）

クラウド上の中央モデルを活用したデータ連携

FREE
DOM

BIM確認申請テンプレートが無料でダウンロード可能

BIM確認申請テンプレートのダウンロード先

BIM確認申請テンプレートのダウンロード先

BIM確認申請テンプレートのダウンロード先

建築確認審査への BIMの応用と今後の展望

国立研究開発法人 建築研究所
建築生産研究グループ 上席研究員
武藤 正樹

国立研究開発法人 建築研究所 Building Research Institute

建築研究所における、BIM建築確認技術の開発(H24~26年度)

- 建築確認電子申請の検討(ICBA)に合わせた、BIM利用の方法について検討

建築確認検査における電子申請へのBIM応用技術の開発

武藤 正樹
建築生産研究グループ 上席研究員

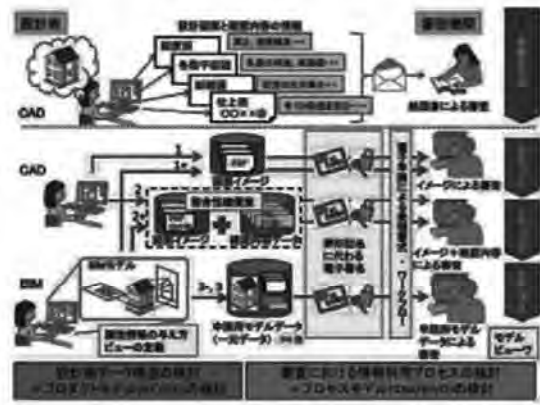
建築確認検査において、建築確認申請書の提出、審査および審査結果の通知は、従来は紙媒体で行われていた。電子申請による申請・審査は、審査期間の短縮や申請書の提出・審査の効率化によるコスト削減が期待されている。しかし、従来の申請書作成・審査プロセスは、紙媒体による申請書の提出・審査が行われていたため、申請書の提出・審査の効率化が図られていない。本報告では、建築確認申請書の提出・審査の効率化を図るためのBIM応用技術の開発について検討する。

キーワード 建築確認検査、電子申請、審査、BIM、ICBA、BIM活用

1. 建築確認検査の概要
建築確認検査とは、建築物の安全性、防火性能、衛生性能等を確保するための検査である。建築確認申請書の提出、審査および審査結果の通知は、従来は紙媒体で行われていた。電子申請による申請・審査は、審査期間の短縮や申請書の提出・審査の効率化によるコスト削減が期待されている。しかし、従来の申請書作成・審査プロセスは、紙媒体による申請書の提出・審査が行われていたため、申請書の提出・審査の効率化が図られていない。本報告では、建築確認申請書の提出・審査の効率化を図るためのBIM応用技術の開発について検討する。

2. BIMの概要
BIMとは、Building Information Modelingの略称である。建築物の設計・施工・運用のライフサイクル全体を通じて、建築物に関する情報を統合的に管理・活用するための技術である。BIMは、3次元モデルを用いて建築物の構造・設備・材料などを表現し、設計・施工・運用の各段階で活用される。BIMの活用により、設計・施工・運用の効率化やコスト削減が期待されている。

3. BIMの建築確認検査への応用
BIMの建築確認検査への応用は、建築確認申請書の提出・審査の効率化を図るための技術である。BIMを用いて建築確認申請書の提出・審査を行うことで、申請書の提出・審査の効率化が図られる。BIMを用いて建築確認申請書の提出・審査を行うことで、申請書の提出・審査の効率化が図られる。



http://www.mlit.go.jp/chosahokoku/h27giken/program/kadai/pdf/jusyoy/4_inob1_1.pdf

<https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/epistula/pdf/73.pdf>

国立研究開発法人 建築研究所 Building Research Institute

建築研究所における、BIM建築確認技術の開発(H24~26年度)

- 段階的なBIM技術適用の開発目標として「開発ステップ」を定義
- そのうち、中期的な到達目標として、図面・BIMモデルデータを併用する「Step2+」を試作開発

Step	開発段階	提出されるデータ内容	提出図書間の整合
0	CAD BIM	従前の方法	-
0+	CAD BIM	従前の方法+様式データ(印申請)	-
1	CAD BIM	スキャンされた申請図書の電子提出	-
1+	BIM	Step1のBIMモデルによる図面作成	○
2	CAD BIM	Step1+様式データ	-
2+	BIM	Step1+IFCモデルデータ	○○
3-	BIM	IFCモデルによる部分的な自動審査	○○
3	BIM	IFCモデルによる完全な自動審査	○○○

開発時点での想定:

審査すべき対象が、どの図面に確実に表現されているかを、IFCモデルデータと図面PDF出力とを紐づけ、検索可能とするイメージ(あくまでも、メインは図面)

その後のパターン:

◎審査モデルを間に置き、申請・審査間で協議するスタイル

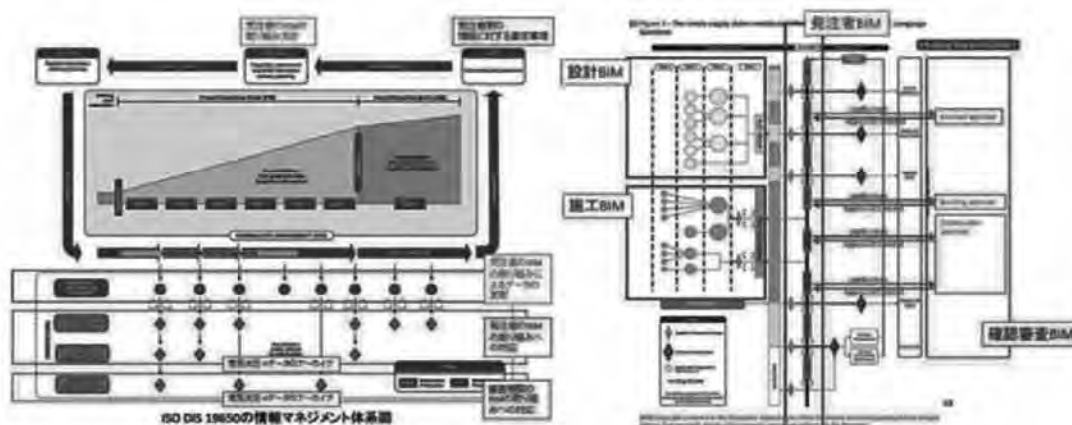
◎一部の審査対象をモデルデータとして切り出し、審査員が確認

→モデルデータを利用した審査のパリエーションが増えている。

今後の技術開発の視点

共通データ環境 (CDE) における位置づけの明確化

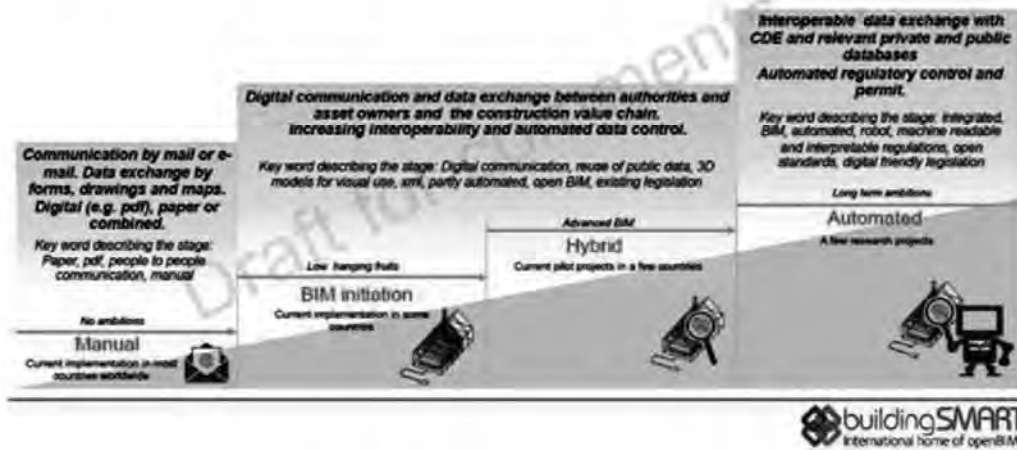
- ・ 建築が法的に認められるものかの根拠を与えるものが、許可、確認、検査の役割
- ・ CDEの中における、建築許可、建築確認、検査の位置づけを明確化させる。



今後の技術開発の視点

- 何を見るか：BIMの実施を妨げない、効率的な審査を追及
 - BIMプロセスを阻害しない受付の方法（BIM-Paperless、BIM-Initiation）
 - BIM内部のデータを使用する審査の効率化、自動化（Hybrid、Automated）

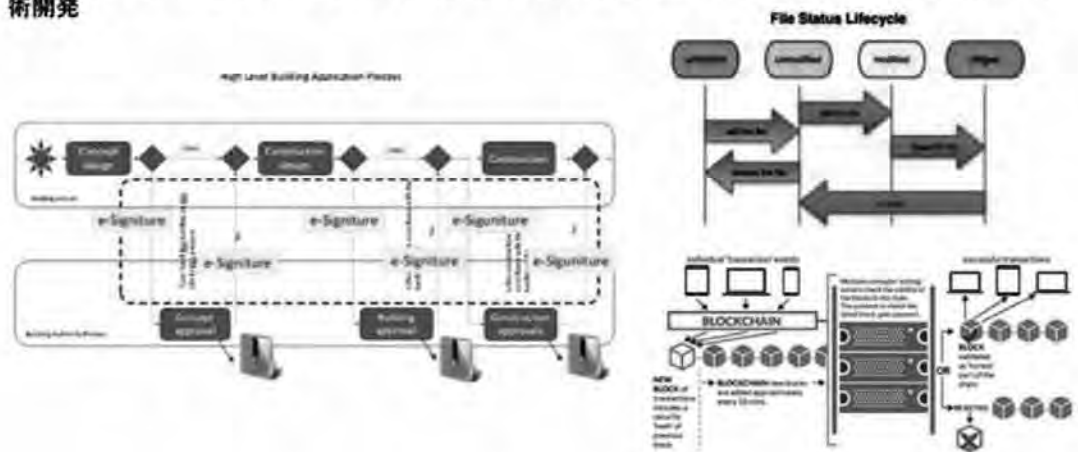
Maturity map construction permit process with BIM



今後の技術開発の視点

どう取り扱うか：デジタルアーカイブ技術のBIMへの適用

- <ファイルベースの電子署名>
 - IFCとPDFが統合化されたファイルのアーカイブ技術の開発
 - クラウドベースの電子署名
- CDE上の審査環境を可能とする、Git、BlockChain等の分散型バージョン・履歴管理技術の適用、技術開発



日本ERI株式会社 関戸有里氏

発表内容：『電子申請の概要、現状と展望、電子署名を活用した BIM 申請の流れ』

➤ **電子申請について**

建築確認における電子申請とは、これまで紙によって行われている申請をインターネットを利用して電子データで行うものである。

建築確認における電子申請の取組は、平成26年5月7日「建築確認手続きにおける電子申請の取り扱いについて（技術的助言）」から始まり、平成26年12月17日「建築確認検査電子申請等ガイドライン」が公開されたことで手続きが開始された。

これを受け、一部の指定確認検査機関において建築確認の電子申請受付を開始しており、徐々に件数は拡大しているが、まだ確認申請全体の中では少ない状況である。広く普及しない要因として、電子申請を導入するにあたり必要となる電子署名に係る電子証明書を取得のための要件が申請者の負担になっていることがあげられる。電子申請を広く普及させるため、平成29年12月25日に「建築確認手続き等における電子申請の取り扱いについて（通知）」が発出され、電子署名に係る電子証明書について、対象となる電子証明書の範囲を追加することが通知された。これにより、申請者が電子証明書を取得するための負担が軽減され、更なる実施件数の拡大が期待される。

➤ **BIM を活用した建築確認申請について**

日本ERIは、GRAPHISOFT社のBIMソフトウェアである「ARCHICAD」とBIMビューアーである「BIMx」を利用して、建築確認申請を電子申請で行い、平成30年6月に確認済証を交付した。

確認済証交付までの流れは、まず設計者がARCHICADを使って建物の設計を行い、そのBIMモデルデータをBIMx用に変換する。建築確認申請を行う前に、事前審査としてBIMxのデータやその他の建築確認申請に必要な書類はクラウド（電子申請受付WEBシステム）を介して受領する。受領したBIMx上で2D図面や3Dモデルを見ながら、設計内容が法令や基準を満たしているかどうかをチェックしていく。質疑等があればその内容を設計者側にクラウドを介して伝え、訂正したデータや書類はクラウドを介して受領する。これを質疑等がなくなるまで繰り返す。そして、チェックに使用したBIMxデータから出力した設計図書（PDFファイル）に、設計者等の押印の代わりとして電子署名を行い、建築確認申請を行う。

本取組も含め、BIMを活用した確認申請は始まったばかりであり、まだまだ課題がある。しかしながら、今後、BIMを活用することによる品質向上と業務効率化に期待したい。

木造BIMを支える
Vectorworks Architect 専用の2つの無償プラグイン

Vectorworks 木造BIMツール 2018 <http://bim.aanda.co.jp/blog/download/木造bimツール2018/>
木造BIMツール 2018 は、柱や筋交い、梁・桁はストーリーレベルに追従させることができ、高さ変更などの作業が省力化できます。筋交いは、部材の長さから壁奥まで自動計算され、タイアップから壁奥まで自動計算されます。部材の長さによって規格サイズが自動計算されるため、ワークシートに集計し、発注部材の一覧表を作成することも可能です。ハイブリッドプラグインオブジェクトのため、2Dでの図面表示にも対応しています。



- !搭載している機能)
 - ツール
 - 柱/間柱、梁/桁、筋交い、窓台・まぐさ、火打梁、重木、脚製束、三斜面制作感、四面面積作成、円弧面周作成、車面軌跡、通り芯
 - コマンド
 - 敷地の三斜求積、通り芯を作成、軸組の方向を表示/非表示、部材を更新、壁から軸組を作成、偏心率計算、施工日設定、解体日設定、設定解除、バーチャル建方…など

Vectorworks 木造BIMツール 2018 <http://www.aanda.co.jp/products/tategu/index.html>
木造BIMツール 2018 は、木造住宅設計の建具に特化したプラグインで、Vectorworks Architect, Vectorworks Designerの製品で無償にてご利用いただけます。
本プラグインは、Vectorworksにインストールすることで、木造の建築設計、特に木造BIMにおける設計で、日本仕様や日本の建築を配置、図面化することができ、Vectorworks専用のプラグインです。
日本でも使われる建具は12種類のツール（ドア・窓・シャッター・フオールディングなど）として提供します。各ツールはパラメトリックオブジェクトとして、大きさは規格サイズやユーザー定義のサイズに変更することができ、パラメーターの変更によって建具のスタイルをカスタマイズすることもできます。



本件に関するお問い合わせ
エーアンドエー株式会社 営業部
TEL : 03-3518-0131 / email : market@aanda.co.jp

A&A
エーアンドエー(株) [Vectorworks]

例の整理、プログラムの機能追加など実用化に向けて地道に取り組みを続けた結果、今夏確認申請テンプレートの作成と凡例の共通化がましまりました。

- RC マンションで BIM 建築確認審査の実施
「BIM 申請分科会」メンバーの2社により GLOBBE データによる「RC 6 階建て共同住宅」の BIM 建築確認審査を実施しました。
BIM 建築確認審査については、下記の Archi Future Web でご確認ください。

- 「BIM 建築確認審査事例発表」
Archi Future Web
● Archi Future Web
GLOBBE の BIM モデルを使って実施した「BIM 建築確認審査」の事例が掲載されました。申請者と確認検査機構それぞれ立場から、BIM 建築確認審査のメリットや課題が語られています。
<http://www.archifutureweb.jp/magazine/index4.html>

- イベント案内
● Japan-BIM 事例フォーラム
2018年11月8日(木) 大阪(定員150名)
11月13日(火) 東京(定員200名)にて開催します。「BIM モデルの最新活用事例」をユーザー様より発表頂きます。大阪会場からは、名古屋・福岡・神川の各会場にライブ配信します。ご興味のある方は下記よりお申込みください。
<https://archi.futurecompa.co.jp/evoni/index.php>

- GLOBBE 2019 10月17日リリース
BIM 確認申請の機能追加・拡張を始め、点群データの読み込み、既存建物の点群の重ね合わせ、国土地理院データの読み込み(景観地形)、地形への地図・写真画像の貼り付け、BCFファイル読み込みなど、多くの機能を追加しています。GLOBBE 体験版ぜひお試しください。
<https://j-bim.globe.jp/start/download.html>

日本の建築は、日本の BIM がつくる
GLOBBE
Japanese Building Information Modeling CAD System

福井コンピュータアーキテクト株式会社
本社：福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-4
東京本部：東京都中央区築地5-6-4
浜離宮三井ビルディング6F

- 日本の設計手法や建築基準法に対応
 - ・ 逆日影線計算/逆天空アシスト
 - ・ 各種斜線計算/各種日影計算/平均地盤
 - ・ 天空率
 - ・ 有効採光/換気/排煙計算
 - ・ 法的区画(防火/防煙/内装制限区画)
- GLOBBE は、上記建築基準法機能を搭載し、柱・壁・建具の性能自動割り当て・自動計算・自動作図にすぐれ、企画設計から確認申請図作成まで、日本のすべての建築設計に最適化された機能を多数搭載しています。

- 「BIM 確認申請に関する取り組み」
● J-BIM 研究会
2014年にJ-BIM 商品 (GLOBBE・J-BIM 施工区画) をお使いのユーザー様による「関西 J-BIM 研究会」が大阪で発足し、2015年には東京でも「東京 J-BIM 研究会」が発足しました。「実務での利用推進」を目的に、参加者相互協力のもと、複数の分科会を立ち上げ運用スキルの共有と研究を行ってきました。

- BIM 申請分科会
2016年12月より、設計事務所、ゼネコン、確認検査機構で構成された「BIM 申請分科会」が発足し、GLOBBE の建築基準法の機能と自動図面機能を生かし、GLOBBE による「BIM 確認申請」実現に向けた研究を行っています。
- 確認申請テンプレートの作成
GLOBBE による「BIM 確認申請」を目指して、約1年半にわたり確認申請テンプレートの作成と凡

福井コンピュータアーキテクト(株) [GLOBBE]

ARCHICAD USER Case study

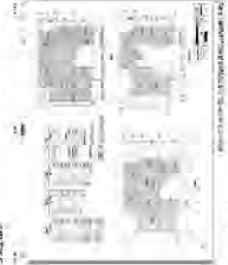
設計事務所におけるBIM活用確認申請による確認済証交付 ARCHICADとBIMxで実現目指す



建築設計事務所のアーストアーキテクトは、指定確認済証取得である日本BIM協会の協力をもち、社内で取り組んでいるBIMによる設計の基盤を目的にBIMソフトとBIMモデルビューアーを使い、非木造住宅を対象としたBIMによる確認申請ワークフローに取り組みました。

ARCHICADのBIMソフト「ARCHICAD」のユーザーでもある建築士は、指定確認済証取得の日本BIM、そして大塚商会とコラボレーションと共同で、設計事務所や建築設計事務所がBIMを導入し、かつBIMモデルビューアーの活用しながら確認申請を行えるような環境を整えたい。

「当初は、ARCHICADのBIMモデルビューアーそのままで確認申請に提出し、審査してもらうためのハード、ソフトに大きな投資が必要となることが想定されました。そして審査員も、BIMソフトの操作方法をマスターするするための研修や労力が必要となる。」



「審査業務に役立つ機能がそろったBIMビューアー」 「BIMで効率化し、個人情報も守る」 「将来的には完了後や消滅との連携にもBIMを」



このレポートの続きはこちらから！ graphisoft.co.jp

BIMのためのソフトウェア Revit

RevitはBIMのためのソフトウェアです。その強力なツールにより、モデルベースのインテリジェントプロセスを使用して建築物やインフラの計画、設計、構築、管理を行うことができます。Revitは、設計コラボレーションに適した多分野共同設計プラットフォームをサポートしています。

建築設計者の場合 Revitを使えば、単一のソフトウェア環境内でコンセプト設計から施工図面までの文書からアイデアを取り入れることができます。建築物のパフォーマンスを最適化し、魅力的なビジュアルプレゼンテーションを作成することができます。

設備設計者の場合 建築物の設備系統をより高い精度で設計することができます。インテリジェントモデルに組み込まれた統合性のある情報を活用することで建築や構造のコンポーネントとのコラボレーションが改善されます。

施工専門家の場合 着工前に、施工可能性と設計意図が管理できます。手強、方法、マテリアルに固有の属性を定義し、それらの関係性をや仕組に対する理解が深まります。

個別分野向けに作成されたツール 建築設計者、設備設計者、構造設計者、施工専門家の誰にとっても、Revitなら業種、構造、設備設計者の用途に合わせたBIM機能が使用できます。

オートデスク(株) (Revit)

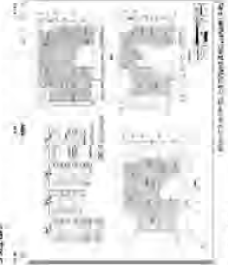


設計事務所におけるBIM活用確認申請による確認済証交付 ARCHICADとBIMxで実現目指す

建築設計事務所のアーストアーキテクトは、指定確認済証取得である日本BIM協会の協力をもち、社内で取り組んでいるBIMによる設計の基盤を目的にBIMソフトとBIMモデルビューアーを使い、非木造住宅を対象としたBIMによる確認申請ワークフローに取り組みました。

ARCHICADのBIMソフト「ARCHICAD」のユーザーでもある建築士は、指定確認済証取得の日本BIM、そして大塚商会とコラボレーションと共同で、設計事務所や建築設計事務所がBIMを導入し、かつBIMモデルビューアーの活用しながら確認申請を行えるような環境を整えたい。

「当初は、ARCHICADのBIMモデルビューアーそのままで確認申請に提出し、審査してもらうためのハード、ソフトに大きな投資が必要となることが想定されました。そして審査員も、BIMソフトの操作方法をマスターするするための研修や労力が必要となる。」



「審査業務に役立つ機能がそろったBIMビューアー」 「BIMで効率化し、個人情報も守る」 「将来的には完了後や消滅との連携にもBIMを」



このレポートの続きはこちらから！ graphisoft.co.jp

日本建築センターと竹中工務店が連携し、国内で初めて建築確認業務の事前審査にBIMが導入された



BIMのためのソフトウェア Revit

RevitはBIMのためのソフトウェアです。その強力なツールにより、モデルベースのインテリジェントプロセスを使用して建築物やインフラの計画、設計、構築、管理を行うことができます。Revitは、設計コラボレーションに適した多分野共同設計プラットフォームをサポートしています。

建築設計者の場合 Revitを使えば、単一のソフトウェア環境内でコンセプト設計から施工図面までの文書からアイデアを取り入れることができます。建築物のパフォーマンスを最適化し、魅力的なビジュアルプレゼンテーションを作成することができます。

設備設計者の場合 建築物の設備系統をより高い精度で設計することができます。インテリジェントモデルに組み込まれた統合性のある情報を活用することで建築や構造のコンポーネントとのコラボレーションが改善されます。

施工専門家の場合 着工前に、施工可能性と設計意図が管理できます。手強、方法、マテリアルに固有の属性を定義し、それらの関係性をや仕組に対する理解が深まります。

個別分野向けに作成されたツール 建築設計者、設備設計者、構造設計者、施工専門家の誰にとっても、Revitなら業種、構造、設備設計者の用途に合わせたBIM機能が使用できます。

オートデスク(株) (Revit)



BIMを活用した建築確認申請へのオートデスクの取り組み

国内で初めての確認済証が住宅性能評価センターから交付(2016年8月)

4号建築物 建築確認申請プレシート (https://apps.autodesk.com/ja)

大和ハウスとBRI、建築確認にBIM活用クラウド化で高効率(2018年7月19日より一部抜粋)

日本建築センターと竹中工務店が連携し、国内で初めて建築確認業務の事前審査にBIMが導入された

日本建築センターと竹中工務店が連携し、国内で初めて建築確認業務の事前審査にBIMが導入された

オートデスク(株) (Revit)



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

環境部会セッション

環境部会セッションプログラム

「気候風土型住宅認定指針策定に向けた各地の勉強会報告」

及び

「国土交通省主催省エネルギー調査への士会連合会協力調査中間報告」

当初の埼玉大会プログラムでは、「SDGs の環境まちづくりに向けて＝自治体主体で低炭素型定常社会を創りあげる＝」のテーマで今後の気候温暖化対策と人口縮減社会に向けた各地の対応方策について、議論を行う予定でした。その後、昨年までの3年間にわたるテーマであった「気候風土型住宅の認定指針作りへの提言」と昨年度末から11の単位士会にお願いして実施している国土交通省による「300㎡未満の住宅の省エネ設計に関する実態調査」について、報告をしてほしいとの声が高いことから、急遽、テーマを変更して標記の報告会とすることとなりました。

当初のテーマを期待して来られた方には大変申し訳なくお詫び申し上げます。

日時 : 2018年10月26日(金) 10:00~12:00

場所 : 大宮ソニックシティ・ビル棟9F 906会議室

1. 日本建築士会連合会環境部会部会長あいさつ 中村 勉 環境部会部会長
2. 気候風土型住宅認定基準に向けた各地の勉強会報告
 - 2-1. 関東ブロック会の勉強会報告
 - ・勉強会総括(神奈川、群馬、他地域の活動) 篠 節子 環境部会副部会長
 - ・埼玉県における勉強会報告 綾部 孝司 綾部工務店
 - ・東京都における勉強会報告 高橋 昌巳 シティ環境建築設計
 - 2-2. 先進事例他地域の紹介
 - ・熊本県における事例紹介 古川 保 古川設計室
 - ・徳島県における事例紹介 島田 めぐみ M-STYLE 設計室
3. 国交省主催省エネルギー調査への士会連合会協力調査報告
 - 3-1. 総括WG意識調査と性能調査の方法と結果 篠 節子 環境部会副部会長
 - 3-2.
 - ・長野県における調査報告(温暖地) 寺澤 雄治 寺澤雄治アート設計工房
 - ・山梨県における調査報告(温暖地) 長坂 治 ときたまご合同会社
 - ・沖縄県における調査報告(蒸暑地域) 松田 まりこ 蒸暑地域住まいの研究会
 - ・総括WG 全体報告 中村 勉 環境部会部会長
4. 会場との意見交換
5. 閉会挨拶 中村 勉 環境部会部会長



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

歴史・景観まちづくりセッション

全国大会さいたま大会 歴史・景観まちづくりセッション

「歴史と景観」まちづくりで未来とつながる—歴史を切り口に元気なまちへ

担当：景観部会

日 時 平成30年10月26日(金) 午前10:00~12:00
 会 場 パレスホテル大宮ホテル棟3F チェリールーム

今回の大会テーマ「歴史に感謝 未来に約束」にあるように、埼玉県には、「意匠的に優秀なもの」という理由で選定された「川越市川越」重要伝統的建造物群保存地区もあります。このまちは、歴史文化を大切に守ると共に、それを現代に継承し、活かし、なおかつ常に進化し発展している町です。また、風格とにぎわいのあるまちづくりの先進地として、様々なまちづくりに影響も与えています。

全国には、このように、伝建地区や歴史的景観によるまちづくりで元気なまちが沢山あります。「歴史と景観」でのまちづくりを行っている全国の実践活動事例は、連合会のまちづくり賞、全国まちづくり会議など数多くみられますが、改めて、その効果も顕彰してみようと思っています。今回のセッションでは、「歴史を切り口に元気なまちへ」をテーマにそのエキスを吸収しながら、それぞれの地域に持ち帰ってみたいようなことを話しあってみたいと思います。

進行案：

開会挨拶および趣旨説明(5分) 景観部会長(連合会まちづくり委員長)：森崎輝行

事例報告1 10:05~10:50(15分×3)

■まちづくり賞応募事例の中から…

- 歴史的建造物「はかり屋」を拠点としたまちづくり。(埼玉県越谷市越ヶ谷本町) - (一社 越谷テロワール：畦上 順平)
- 入間市の文化遺産をいかしたまちづくり活動- (埼玉県入間市：石川 嘉彦)
- 加賀のまちづくり~加賀まちづくり協議会 (東京都板橋区：前川 裕介)

事例報告2 10:50~11:10(20分)

■歴史景観まちづくりの魅力と展望

- 「たつの市」の重伝建指定への取組み—連携協定と歴史的建造物委員会の設置とHM登録 (三輪 康一)

事例報告3 11:10~11:40(30分)

■景観講座のうごき

- 兵庫県建築士会／上山 卓(兵庫) 20分
- 長野県建築士会・京都府建築士会／報告：森崎 輝行 10分

■まとめ—これからの景観まちづくり活動

■ (社) 日本建築士会連合会 《まちづくり賞》 応募用紙 (2018年度)

(ふりがな)	じもときぎょうとのれんけいによる、きゅうにつこうかいどうこしがやじゅくにのこるれきして きけんぞうぶつ「はかりや」をきよてんとしたにぎわいのさいせい		
① まちづくり事例の名称	地元企業との連携による、旧日光街道越ヶ谷宿に残る歴史的建造物「はかり屋」を拠点とした賑わいの再生		
② まちづくり地区所在地	埼玉県 越谷市 越ヶ谷本町		
③ まちづくり活動団体の名称	一般社団法人 越谷テロワール		
(ふりがな)	あぜがみ じゅんぺい		
④ 代表者氏名	畔上 順平		
⑤ 事務局所在地住所	〒343-0818 埼玉県越谷市越ヶ谷本町 8-8		
URL			
⑥ 連絡先 (ふりがな)	あぜがみ じゅんぺい		
連絡責任者氏名	畔上 順平		
住所	〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷 3-8-6 中村マンション 1階		
TEL	048-969-7870	FAX	048-969-7871
E-メール	j-aze@keyakigumi.co.jp		
⑦. まちづくり活動の目的 (下記種別から選択し○印をつけ、特徴を簡単に書いてください: 複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観創生・<u>まちなみ保全</u> ・住まい・福祉・環境改善 ・<u>地域活性化</u>・自然環境保全 ・<u>安心・安全</u>・その他 (地域創生) 歴史ある旧日光街道越ヶ谷宿沿いにある歴史的建造物を一つでも多く残し、新しい命を吹き込み活用する事、失われつつあるこの地域の賑わいを取り戻す事、そして現代から未来に必要とされる新しい越ヶ谷宿のカタチを模索する事を目的としています。		
⑧ 設立年 西暦 2017年12月1日	⑨ 活動における、建築士会又は建築士との関わり (・有 ・無) <u>有</u> の場合: (埼玉) 建築士会 (越谷) 支部建築士名 (畔上 順平)		
⑩ 構成員数 (3) 人	構成員の特徴 商工会の若手リーダー、テナントリーシングのプロ、建築・都市計画・地域計画、行政とのパイプ役など、各分野に精通している地元人が集合したまちづくり会社。		
⑪ 関係者・当事者名 事業主体者等 (含む行政)	旧日光街道越ヶ谷宿を考える会 ポラスグループ 株式会社中央住宅		
⑫ 推薦建築士会 又は建築士名 埼玉建築士会越谷支部	⑬ 推薦者連絡先	支部長 森田 吉和 越谷市瓦曾根 2-19-15	
	TEL	048-962-5370	
	E-メール		
⑭ 推薦理由 (推薦者記入)	越谷市の中心市街地内でのまちづくり活動として市や商店会、地域団体と共に継続的に進められており、その結果地元企業が協力をして建物が保存活用されるなど、賑わいが少しずつ戻り成果が出ている。		

⑮-1 まちづくり活動の内容と成果 (資料・写真など添付可能です。)

この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。

今回のまちづくり活動内容と成果を得るにあたり、約7年前から我々を含め、他の市民団体や商店会、自治会等の地道なまちづくり活動があったことを前提としており、内容には他団体が主となり行った事も含んでいます。

【活動のきっかけ】

埼玉県越谷市の中心市街地、旧日光街道添いはかつて宿場町として栄えていました。現在も街道沿いに歴史的建造物が残っています。しかし時代の変化と共に歴史的建造物は減少し、店や建物の存続・維持が困難になってきています。歴史的建造物を残しながら昔のにぎわいを取り戻すためにはどうしたら良いのかを考え始めたのが、活動のきっかけでした。

【周知のために】

まず出来る事として、歴史的建造物の存在を知ってもらうこと、さらに所有者を含め多くの方々に宿場町の歴史や地域にとっての存在価値の高さを共感してもらうことでした。そこで越谷の伝統産業の一つである、雛人形や甲冑を利用したまち歩きや各種イベントを開催してきました。(写真1・添付資料1) イベントやガイドマップの作成により、町の魅力の発信に貢献しましたが、比較的シニア層や元から関心を持っている方など一部の方々への周知にとどまりました。

そこで、より多世代に知ってもらい、気軽に参加して貰うために、街道沿いに残る蔵の前庭を利用したマルシェを企画しました。(写真2・添付資料2) マルシェは季節ごとに年4回、定期的で開催し、毎回違ったテーマで様々なクリエイターやプレイヤーを招き開催してきました。回を重ねるごとに認知度を上げ、今年4年目に入りました。これにより、シニア層からの支持が多かった越ヶ谷宿に、子育て世代の家族や中年層～壮年層の女性が集まるようになりました。

【調査と保存：油長内蔵】

これらイベントと並行して、建物の保存活用の取り組みとして年に数件建物の実測調査を行い、記録として残してきました。保存活用に話が進んだ場合に、その後の計画に素早く対応する事を想定していました。

その実測調査が役立ったのが、「油長内蔵」の再生工事です。(写真3・添付資料3) 2013年、多くの蔵を含む旧道沿いの敷地が不動産会社に売却され、分譲住宅地に変わろうとしていました。しかし同社への保存活用のはたらきかけにより一棟の内蔵が保存される事になりました。この内蔵は再生後、越谷市に寄贈され、まちづくりの相談所として活用されています。この再生工事をきっかけに、我々は地元企業とともに歴史的建造物が保存活用出来ないかという事を模索し始めました。



↑写真1：まち歩き 雛めぐりガイドツアー



↑写真2：蔵のある庭を利用したマルシェ



↑写真3：油長内蔵 実測調査

⑮-2 まちづくり活動の内容と成果 (資料・写真など添付可能です。)

この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。

【保存活用の実践：はかり屋】

市民参加型のイベント、建物の保存活用の事例、これらの経験を含めて完成したのが「はかり屋」(添付資料4)です。「油長内蔵」とプロセスは似通っていますが、ここでは運営の方法が全く異なります。はかり屋は保存再生した建物を利用して事業を行い、自力で運営・活用をおこなっています。自立した運営にあたり商業スペースとして活用出来る事を実証する為「はかり屋クリエイターズヴィレッジ」を開催し、その後事業者のリーシングも行ってきました。活動を通して地域にも浸透していき、「はかり屋お披露目マルシェ」(写真4)ではランドオープンの前にもかかわらず多くの方が訪れ、同時期には地域ドラマやテレビ、ラジオでも取り上げられました。はかり屋のオープン後も「はかり屋のこどもの日」を開催するなど、今後もイベントを予定しています。「はかり屋」はまさに私たちが目標とした歴史的な建物に新しい命を吹き込んで活用し、需要を生み出し、にぎわいを取り戻していく事を実践していく拠点となりました。



↑写真4：はかり屋お披露目マルシェ

【次世代へつなげるにぎわい】

先祖から受け継いできた大切な建物を残せる事は所有者にとっても喜ばしいことです。また地域にとっても歴史的な価値のある建物が保存活用される事で、地域の価値をあげ、にぎわいを生み出すことができます。こうして生み出されたにぎわいの維持のためにも地元企業に協力をはたらきかけ、すべての関係者にとってどのようなメリットや価値があるのかを整理し、発信していく事が私たちの役割であると思っています。(写真5)



↑写真5：はかり屋情報 掲載記事・雑誌

今後はここ「はかり屋」(写真6・写真7・写真8)をにぎわいの拠点として発信を続けながら、地元企業と連携し、歴史的建造物の保存再生を促しながら、さらなる賑わいの創出を目指して参ります。



↑写真6：はかり屋 街道沿い



↑写真7：はかり屋



↑写真8：はかり屋 敷地奥より

■ (社) 日本建築士会連合会 ≪まちづくり賞≫ 応募用紙 (2018年度)

(ふりがな)	いるましのぶんかいさんをいかしたまちづくりかつどう		
① まちづくり事例の名称	入間市の文化遺産をいかしたまちづくり活動		
② まちづくり地区所在地	埼玉県入間市 旧豊岡町エリア (豊岡・黒須・扇町屋・東町)		
③ まちづくり活動団体の名称	入間市の文化遺産をいかす会		
(ふりがな)	いしかわ よしひこ		
④ 代表者氏名	石川 嘉彦		
⑤ 事務局所在地住所	〒358-0007 埼玉県入間市黒須 1-10-31 石川洋行内		
URL	http://ib-ikasukai.seesaa.net/		
⑥ 連絡先 (ふりがな)	みやこし よしひこ		
連絡責任者氏名	宮越 喜彦		
住所	〒358-0002 埼玉県入間市東町 5-3-11-301		
TEL	04-2966-6609	FAX	04-2966-6609
E-メール	CQE02654@nifty.com		
⑦. まちづくり活動の目的 (下記種別から選択し○印をつけ、特徴を簡単に書いてください：複数選択可)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観創生・<input checked="" type="checkbox"/>まちなみ保全 ・住まい・福祉・環境改善 ・<input checked="" type="checkbox"/>地域活性化・自然環境保全 ・安心・安全 ・その他 (<input checked="" type="checkbox"/>市民参加) 		
⑧ 設立年 西暦2011年	⑧ 活動における、建築士会又は建築士との関わり (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 有の場合：(埼玉) 県建築士会 (入間第2) 支部建築士名 (宮越 喜彦・河野 陽子)		
⑩ 構成員数 運営スタッフ 15人 (会員 70) 人	構成員の特徴 市内の地域活動に関わる人が多い。		
⑪ 関係者・当事者名 事業主体者等 (含む行政)	入間市 (博物館・企画課・自治文化課・商工課)、入間基地関係および北関東防衛局		
⑫ 推薦建築士会又は建築士名 埼玉建築士会・入間第二支部 入間部会	⑬ 推薦者連絡先	入間部会長：河野 陽子	
	TEL	04-2966-1091	
	E-メール	d-lab@nifty.com	
⑭ 推薦理由 (推薦者記入)	<p>本会設立の発端となった武蔵豊岡教会礼拝堂 (W.M ヴォーリズ設計) 建替え見直しの活動は、保存再生への方向性の契機をつくった。この活動の経験は、地域の他の建築物等へも広がり、それらをいかしたまちづくり活動へと展開している。特に、旧石川組製糸関連の建築物の活用や陸軍航空士官学校が戦後進駐軍に接収された特異な時期を記憶の遺産として将来にもつなげていく活動は、市民に新たな地域発見の提供につながっている。</p>		

⑮ まちづくり活動の内容と成果（資料・写真など添付可能です。）

この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。

1) はじめに（私たちのまちについて）

旧豊岡町（現入間市）には、明治26年創業の石川組製糸があり、最盛期には全国でも有数の製糸会社として成長。関東大震災や昭和恐慌、それに生糸に代わる化学繊維の出現などの影響により経営不振に陥り、昭和12年（1937）に解散したが、この石川組製糸に関連する建築物が現在でも残っている。

また、当地には昭和13年（1938）に陸軍航空士官学校が開校したことから、軍都と呼ばれる時期があったと同時に、そのために敗戦後には進駐軍が異文化の隣人として存在するという時期もあった。

現在では、人口15万の中都市として首都圏近郊のベッドタウンであり、高度成長期には市外からの流入人口の多い時期もあったことから、住民の多くは都市型生活者である。

関東平野の西端に位置し、2つの丘陵と入間川・霞川・不老川という自然環境、狭山茶の主産地としての景観を持ち合わせている。

2) 入間市の文化遺産をいかす会設立の経緯（2011年）

県内唯一のW.M.ヴォーリズ設計の武蔵豊岡教会礼拝堂（石川組製糸の大きな支援により建設される）が国道16号の拡幅と区画整理のために、その場所から移動を迫られていた。築約90年の古い建物であること、東北大震災の発災などもあり、新築するのか、曳家し改修工事とするのかなどの協議が教会内では行われていた。

当会は、文化遺産としてこの礼拝堂を保存活用するには如何にあるべきかを皆で考える場づくりをするために、教会との関わりの有無を問わず、有志が集まって準備会を立上げ、市民に参加を募って2011年3月19日に立ち上げられた。

当会としては直接、教会に働きかけをするということではなく、W.M.ヴォーリズの思想や武蔵豊岡教会礼拝堂の持つ歴史的な価値を多くの市民に知ってもらう場として、「愛と恵みの建築 建築家ヴォーリズと武蔵豊岡教会」と題して講演会を5/8に開催する。

ヴォーリズ研究の第一人者である山形政昭大阪芸術大学教授と近代建築史研究の内田青蔵神奈川大教授を招いての講演会は、200人を超える大盛況となり、教会員の皆さんにも初めて聞くことが多く、自らの教会堂の再確認につながる契機となったと聞いている。

また、教会堂の周囲（黒須地区）には石川組製糸関連の建築物も残っており、そういった建築がどのような位置関係にあるのかなども知るために、6/11 入間市の文化遺産ウォークと銘打って、まち歩きを実施する。一つひとつの建築物は個別に存在していても、その存在する際の関係性などを知ることによって、単一の建築物ではなく、その地域での関係性を持った建築群として捉えることの必要性を参加者だけでなく私たちも実感する。

現在、武蔵豊岡教会礼拝堂は、曳家してその躯体を残し、耐震補強および増築された。（2014年9月に工事完了）外観は当初とは変わったが、礼拝堂の内観はそのまま維持され、ヴォーリズの思いを受け止めたものとなっている。

3) 礼拝堂の保存運動から地域や文化遺産を「知る」活動へ（別添資料参照）

武蔵豊岡教会礼拝堂の保存活動は、黒須地区に残る建築物へと視点を広げることになった。私たち自身も、自分の町の歴史やそこに建つ建築物等については多くの知らないことのあることが、この体験でよく分かった。この体験の共有が会員同士の連携と好奇心を刺激することにつながり、イベント等を企画しながら、「知る」活動を行う。

その結果、まち歩きや調べたことの展覧会などを通して、当会の活動は展開していくことになる。特に、入間市市民提案型協働事業は活動財源および情報発信において有効な事業であり、市の担当部局と

も協働できることで、活動の領域を広げることにもつながった。(4 か年度の協働事業の記録は別添資料による)

それぞれの事業は一般市民の参加は前提であり、「我が町を知る」活動を通して、参加者にも良き情報提供の場づくりができていくし、私たち自身の学びの場ともなっている。

4) 記憶遺産の掘り起こし

入間市には、進駐軍が居た時代があった。現在の航空自衛隊入間基地は、昭和 20 年敗戦の年から、陸軍航空士官学校に進駐した米国主体の航空基地となった。そのジョンソン基地の時代に現在の町の骨格が出来上がっていくのだが、昭和 53 年 (1978) 全面返還後からもすでに時間が経過した今では、遠い過去の記憶としての存在でしかない。

圧倒的に特異な時代であったはずであり、異文化との隣り合わせであったのだが、その痕跡はわずかなものでしかない。当会ではこのジョンソン基地時代にも着目してこれを「記憶遺産」として、当時の資料を収集し、記録化して共有することによって、私たちの町の有り様を探っている。

このテーマは、私たちの町のことだけではなく、全国で同様の状況があった事柄でもあり、今でも現在進行形の地域も存在している。

敗戦直後の混乱期の資料や情報は、行政にも乏しいのだが、昨今は SNS の利用等でその断片を収集することがある程度は可能となっている。共通の体験をした他の地域との連携なども視野に入れた活動展開を模索中である。

現時点でのまとめは別添・2016 報告書「あこのころ入間にはアメリカがあった」を参照。

5) これからの活動の展開

私たちのまちの「文化遺産」と「記憶遺産」を掘り起こしながら、「知る」ことから得られた知識、情報の蓄積は増えてきている。しかし、これらをどのように「いかしていくのか」が私たちのこれからの課題でもある。

これまでの活動の展開としては、今年度は「いかす」につなげられる事業を実施し、それを継続していくことによって市民の参加にも資する活動に展開していきたい。

私たちの活動そのものも、まだ過渡的であり、会員それぞれの好奇心を維持し、活動を楽しみながら継続していくことが重要である。以下は、今年度の計画している事業である。

(1) 西洋館 (旧石川組製糸迎賓館) の利活用事業 (入間市博物館と協働関係で進める)

① 西洋館コンシェルジュ養成事業

ボランティアスタッフの養成と同時に、この地域のまちづくりの学習の場としての活用を目指す。西洋館を含めた地域まちづくりの担い手を育てる。

② 西洋館おもてなし事業

西洋館での提供サービスの調査、企画、運営方式などを市民目線で立案する。

(2) ジョンソン基地 (JAB) 時代研究成果の公開 → 「記憶遺産」をいかす活動

- ・ハイパークミニ常設展 (稲荷山公園事務所協力・狭山市)
- ・まちの先生講座 (入間市社会教育課)

(3) こけら散歩 (まち歩き) → 地域を知る活動の継続

- ・西洋館事業の中で実施予定
- ・まちの先生講座の中で、入間基地 (修武台記念館) 見学を予定

(4) 他地域、団体等との連携

- ・「天の園・大地の園」NHK 朝ドラ化を進めようの活動継続
- ・JAB 時代研究は、横田基地を抱える瑞穂町郷土館等との連携が始まる

■別添資料（データフォルダ）一覧

- (1) 活動記録 (pdf)
- (2) イベント等告知チラシ (pdf)、主なイベント配布物 (pdf)

※1つを除いてすべて当会独自の作成物

年度	イベント等タイトル	備考
2011	講演会「建築家ヴォーリズと武蔵豊岡教会」	
	同上【配布資料】	
2012	いるま文化遺産こけーら散歩黒須	協働
	ボンネットバスで行く入間市の文化遺産めぐり	協働
	シンポジウム「文化遺産をいかしたまちづくり」	協働
2013	企画展「ヴォーリズと武蔵豊岡教会展」+こけーら散歩	協働
	講演会「ジョンソン基地の米軍ハウス」+ガイドツアー	協働
	同上【配布資料】	協働
2014	体験型講座：プロが教える骨董市の楽しみ方（扇町屋）	協働
	扇町屋まち歩き・講演会と文化遺産めぐり。	協働
	同上【配布資料】	協働
	[企画展&講演会] 生まれ変わった教会堂を見てくださいませんか	協働
2015	こけーら散歩 2015・秋 狭山茶文化と二本木	
	玉岡かおる講演会「日本の大地に芽吹いた人たちをたどる」	
2016	ミニ講座・ジョンソン基地時代の米軍ハウスについて	協働
	協働事業報告会	協働
	同上【配布資料】	協働
2017	「天の園・大地の園」NHK 朝ドラ化を進めよう	
	※【博物館作成チラシ】 特別展石川組製糸ものがたり	「協力」に当会掲載
2018	ハイパークミニ常設展【配布資料】	

※協働：市民提案型協働事業として取り組んだ事業

- (3) 入間市市民提案型協働事業報告書・成果物 (pdf)

各年度内の事業テーマに関する事業報告（市提出分）および成果物である。

協働事業の事業報告書に各年度の複数の個別事業内容を記している。

年度	項目	備考
2012	協働事業報告書（平成 24 年度）【市提出分】	
	マップ「入間こけーらさんぽ黒須地区」。	成果物
2013	協働事業報告書（平成 25 年度）【市提出分】	
2014	協働事業報告書（平成 26 年度）【市提出分】	
2016	協働事業報告書（平成 28 年度）【市提出分】	
	報告書「あのころ入間にはアメリカがあった」	成果報告書

- (4) 会則・会報 (pdf)

※現在、会報は 3 号で休止しているが、現在はホームページにて活動の告知・報告をすることに重点を置いている。活動は記録化されており、誰でも自由に閲覧できることから、当会の活動概要を把握しやすい。

■ (社) 日本建築士会連合会 《まちづくり賞》 応募用紙 (2018年度)

(ふりがな)	かがのまちづくり		
④ まちづくり事例の名称	加賀のまちづくり		
⑤ まちづくり地区所在地	東京都板橋区加賀一・二丁目		
⑥ まちづくり活動団体の名称	加賀まちづくり協議会		
(ふりがな)	しらと しゅうへい		
⑦ 代表者氏名	白土 周平 <加賀まちづくり協議会会長>		
⑤ 事務局所在地住所	〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 株式会社建設技術研究所東京本社社会防災センター内 加賀まちづくり協議会事務局 (事務局長: 前川裕介)		
URL	http://www.ctie.co.jp/		
⑥ 連絡先 (ふりがな)	まえかわ ゆうすけ		
連絡責任者氏名	前川 裕介 (加賀まちづくり協議会事務局長)		
住所	〒103-8430 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 株式会社建設技術研究所東京本社社会防災センター内		
TEL	03-5695-1847	FAX	03-5695-1876
E-メール	maekawa@ctie.co.jp		
⑦. まちづくり活動の目的 (下記種別から選択し○印をつけ、特徴を簡単に書いてください: 複数選択可)	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 景観創生・まちなみ保全 <input checked="" type="checkbox"/> 住まい・福祉・環境改善 <input type="checkbox"/> 地域活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 自然環境保全 <input checked="" type="checkbox"/> 安心・安全・その他 () </p>		
⑩ 設立年 西暦 1995年 (現協議会へ改組) 前々身の懇談会: 1992年設立 前身の検討会: 1993年設立	⑩ 活動における、建築士会又は建築士との関わり (<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無) 有の場合: (東京) 建築士会 (-) 支部 建築士名 (白土周平<加賀まちづくり協議会会長>)		
⑩ 構成員数 (60)人	構成員の特徴: 地区内企業 (学校・病院・研究所・事務所等)、住民 (新旧)、まちづくりに係る行政担当部局 (各公共施設管理者含)・関係機関、支援専門家等 計60名		
⑪ 関係者・当事者名 事業主体者等 (含む行政)	板橋区 (都市整備部都市計画課)、 地区内全ての住民・事業所・学校・病院、開発事業者等		
⑫ 推薦建築士会 又は建築士名 白土周平	⑬ 推薦者	〒173-0003 京都板橋区加賀2-3-1-126	
	連絡先	白土周平一級建築士事務所	
	TEL	03-3964-8029	
	E-メール	maekawa@ctie.co.jp ※事務局長のアドレスを記載。	
⑭ 推薦理由 (推薦者記入)	<p>加賀のまちづくりは、法定計画・条例・要綱等では行政指導・計画担保できない、施設の計画・整備・維持管理ルールや地域協議手法を加賀まちづくり協議会が発案し、地元協議・計画合意プロセスを通じて、行政、開発事業者、地域 (企業・住民) が相互に連携・協力しながら、地区内の施設整備 (新設・改修等) において、協議成果が反映されている。</p> <p>対象施設は、建築物、外構、公共施設 (道路・河川・上下水道・公園緑地施設等) と、地区内に存在する全ての施設を対象としている。また、手弁当を原則とする運営方針で、四半世紀に渡る活動継続実績を有している。そして、これらのまちづくりの活動実績・手法は、新たな先進事例として全国的にも評価されていることが推薦理由である。</p>		

⑮ まちづくり活動の内容と成果 (資料・写真など添付可能です。)

この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。

(1/2)

1. 地区の概要

当地区は東京都板橋区(人口約55万人)の南東部にある地下鉄都営三田線板橋区役所前駅・JR 埼京線十条駅から徒歩10分以内の圏域に位置し、地区中心を東西方向に石神井川が流れている。江戸時代の加賀前田藩下屋敷跡地であり、昭和前期には陸軍兵器工場、戦後には大規模研究開発施設や事業所が立地、その後、バブル崩壊やデフレ進行を機に、大規模事業所の郊外移転が続き、跡地には大規模マンションが立地する等、めまぐるしい土地利用転換の歴史を有する地区である。(別添、「加賀のまちづくり～PHOTO BOOK～」参照)

2. 協議会組織の活動概要

① 協議会組織の構成メンバー及び運営体制

会員(登録メンバー)は、板橋区加賀一・二丁目内の事業所、学校・研究所、住民、支援専門家、地元行政機関(板橋区各関係部課有志)の約60名で構成されており、全て手弁当の運営を行っている。上記メンバーに加え、開発事業者、公共施設管理者(都・区関係各課)、過去に協議会活動や地元まちづくりに関わった地区内居住者・就業者・支援専門家(建築士・技術士・マンション管理士等)・行政担当者の有志が転居・異動後も自主的に参加し、さらに、新規居住者(新規入会者)も継続的参加がみられる。

② 加賀まちづくり協議会の活動経緯

➤ 前身となる加賀まちづくり懇談会・加賀まちづくり検討会の開催[平成4～6年]

加賀一・二丁目地区内は、主に大規模な研究開発施設や中規模の工場が立地していた。地区内に立地していた大学や医療福祉施設においては、改修が必要な建物が建て詰まる等、大規模敷地が中心であるにも関わらず、道路ネットワークが脆弱で、敷地内には手入れの行き届かない樹木が残されるなど、沿道からの見通しも悪く、交通安全、景観、防災、防犯環境設計面も、良好で安全な環境とはいえない状況であった。

バブル崩壊(平成3年)以降、これらの大規模敷地に立地していた企業の郊外移転や事業所統廃合等の話題が相次ぎ、移転後の大規模マンションの立地動向が見られた。加賀一・二丁目地区の大規模敷地の多くは準工業地域・容積率300%に指定され、容積率を消化した大規模マンション開発(工場跡地開発)が可能であった。これらの状況を鑑み、地元発意のまちづくりを進めるため、地元企業と住民が主体となった「加賀まちづくり懇談会」・「加賀まちづくり検討会」が開催された。

➤ 加賀まちづくり協議会への改組及び手弁当による活動継続[平成7年～平成30年現在]

その後、行政と地元(住民や操業継続意向のある企業)が連携し、任意のまちづくり計画の立案、さらには、将来的な法定計画策定(設立当時は地区計画策定)を目指した協議体制として、平成7年に「加賀まちづくり協議会」へと改組した。その後、協議会は、各種計画策定や施設整備時における地元協議調整・技術提案の要として継続的に機能し、現在も「手弁当で会費を一切伴わない自主運営」を継続している。

③ まちづくりの取組成果

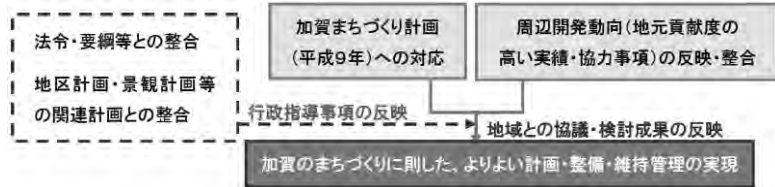
～まちづくり計画・個別ルール(任意計画)、地区計画・景観計画(法定計画)の立案と各種民間・

公共施設整備計画への反映～

懇談会開催(平成4年)を通じ、地区の土地利用上、自然資源の保全、公共施設(歩行者ネットワーク等)の課題が明らかとなり、地元企業・住民の発意により「加賀まちづくり検討会」を立ち上げ、具体的なまちづくりの総合計画として「加賀まちづくり計画～まちづくりの10の大柱～」立案を目標とした検討協議を行った。

地区の最上位計画となる「加賀まちづくり計画」は、長期的なまちづくりの方針を示す役割を担った。一方、法定計画として「加賀一・二丁目地区地区計画」、「景観形成重点地区(景観計画)」の導入(地元発意)により、良好な建替えを誘導してくこととした。

さらに、行政による開発指導や地区計画では担保しきれない個別ルールとして、生活道路のネットワーク化（敷地内通路の整備）や、歩道状空地の連続性確保について、整備計画や指針等を立案し、行政における事前相談や地元協議の計画検討に活用している。



法定計画や行政窓口指導・手続きに依存せず、任意の地元ルールを基に積極的に協議

3. まちづくりの成果

① 回遊性のある安全・安心で快適なまちづくり(みち・建物・ひろばづくり)の実現

個別開発計画での協力事項は、敷地内の協力事項に留まることなく、歩行者系敷地内通路のネットワーク化（連続性）確保には、周辺既往施設の改修も伴った。熱心な相互の協議継続により、各権利者との合意を図り、任意の協力を得て、任意の整備構想に掲げた「安全・安心で快適なみちづくり」が段階的に実現した。さらに、公園・河川・道路の公共施設管理者と、改修計画段階から協議を継続し、民間開発と隣接する公共施設管理者との一体整備では、関連する各施設管理者に協議会へ参加いただき、今後の維持管理方法を含め、詳細に協議と連携を行ってきた。加賀地区の主な道路（けやき通り、学園通り、各橋梁）、河川（石神井川及び緑道）、公園等の公共施設と沿道・沿川施設に確保されているこれらの「ゆとりと潤いある空間」は全て、このような協議プロセスを経て、整備されている。（別添、「加賀のまちづくり～PHOTO BOOK～」、「加賀まちづくりマップ 2018」参照）

② 地区の要配慮者の視点を踏まえ、さらなる「安全・安心」を目指したまちづくりを展開

近い将来に高齢化が進む居住者構成（急激なマンション立地）、病院・幼保・高齢者施設が多く立地する土地利用（要配慮者施設立地）といった特徴から、地域の要配慮者のニーズに対応した「より安全で安心な」施設づくり・維持管理・運営が課題となっている。

小学校・病院・福祉施設周辺を含む、歩道・広場・敷地内空地・歩道状空地等のバリアフリー化、要配慮者施設の避難経路確保、放課後教室の防災機能強化、夜間視認性や防犯性を配慮した外構・緑化・照明計画等、福祉のまちづくり整備要綱や開発指導要綱、緑化基準、各種指針で定めきれない事項も協議し、安全確保の整備が実現している。さらに、町会と協議会が連携した福祉施設等における防災イベント参加や情報交換により、新たな対応課題の「気づき」や「地域のネットワークづくり」など、ソフト・ハードの両輪でまちづくりを展開している。



地区内の新たな課題である災害時要配慮者対策の検討

③ まちづくりの実績・手法に係る外部評価と、協議会から地区内外への情報発信の取組

以上の活動継続と発展的な取組展開が評価され、平成 29、30 年度において、全国のまちづくりを対象とした特別賞を受賞した。（別添、「第 3 回美しい国づくり景観大賞・特別賞」、「平成 30 年度国土交通省景観大賞・特別賞」受賞講評参照）

さらに、この取組を地区内にとどめることなく、上位計画への事例掲載やまちづくり分野の講演会等を通じて、板橋区内全域や全国に向けて情報発信を行っている。（「平成 30 年度景観行政講習会配布資料」参照）



景観行政講習会にて加賀地区のまちづくり手法を講演

たつの市と公益社団法人兵庫県建築士会との
伝統的建造物と町並みの保全・再生に関する協定書
具体的な内容について（案）

- (1) 重要伝統的建造物群保存制度の運用に対する技術的支援に関すること
 - ・ 修理対象とする伝統的建造物の優先度に対する専門的な知見の提供
 - ・ 現状変更に係る内容審査に対する専門的な知見の提供
 - ・ 専門会意見を必要とする案件を審議する会への出席
- (2) 修理事物の設計に対する技術的支援に関すること
 - ・ 伝統的建造物の修理に必要となる設計者（ヘリテージ）を確保
 - ・ 設計者（ヘリテージ）の資格や実績などの把握
 - ・ 市が発注する基本設計の受託者の選定
 - ・ 基本設計の内容審査、評価、指導による品質確保
 - ・ 建物所有者に対して設計者（実施設計・工事監理）の情報提供
- (3) 人材発掘・育成に関すること
 - ・ 保全・活用に必要な知識や技術の習得を目的とした講座や実地研修等の実施
 - ・ 保全・活用に携わる人材ネットワークの構築
 - ・ 修理事例集など修理・修景に関する参考書の作成
- (4) 地域活性化のための支援方策に関すること
 - ・ 地元団体との共催で見学会や講演会を開催
 - ・ 龍野伝建ディテール集などを地域と協働で作成し、保存の機運を醸成
 - ・ 防災計画の策定に係るワークショップなどまちづくり活動の推進を支援
- (5) 普及啓発・情報発信に関すること
 - ・ 外部向けの伝建地区や歴史的建造物に因んだイベント等の実施
 - ・ ホームページ等を活用した情報発信
- (6) 災害時における協力・支援に関すること
 - ・ 被害状況調査及び緊急対応支援
 - ・ 被災建築物の修復・復元計画の提案
- (7) その他目的達成のため必要な事項に関すること

建築士会全国大会さいたま大会
【歴史・景観まちづくりセッション】

景観まちづくり 推進員養成講座とは

2018. 10. 26

上山 卓

(公社)兵庫県建築士会
【いきいき下町推進協議会】

講座の目的：景観まちづくりの「担い手」の育成
—景観の専門家、実践者として、地域の景観まちづくりを
状況に応じて適切に支援し、実行する

景観まちづくり講座

こうべまちづくり会館での
景観まちづくりに関する
「講義」

景観まちづくり実践講座

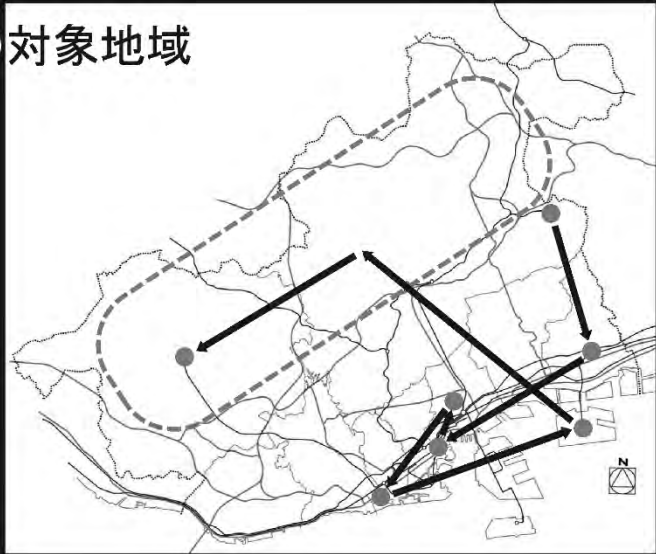
具体的な地域を対象とした
景観まちづくりに関する
「実習」

2011年（第1期）より実施、現在、第8期



実践講座の対象地域

- 第1期／有馬温泉
- 第2期／岡本
- 第3期／新開地
- 第4期／北野・山本
- 第5期／野田北部
- 第6期／六甲アイランド
- 第7期／田園集落
- 第8期／西神ニュータウン



【受講資格】

- ①(景観)まちづくりに関わっている「地域人(びと)」
- ②(景観)まちづくりに関心のある「景観人(びと)」
- ③一級建築士など建築の「専門家」
- ④大学院で建築・都市計画を専攻する専門家の「卵」

【対象地域の特徴】

いずれの地域も神戸の景観を代表する地域



1	有馬	景観形成市民協定	有馬まちなみ景観委員会	湯本坂の「風情」の継承
2	岡本	地区計画・景観地区 まちづくり協定	美しい街岡本協議会	岡本らしい 「屋外広告物」
3	新開地	まちなみデザイン 誘導制度 近隣住環境計画制度	新開地周辺地区 まちづくり協議会 新開地まちづくりNPO	新開地らしい 「商店街景観」
4	北野・山本	重要伝統的建造物群 保存地区・景観地区	北野・山本地区を まもり、そだてる会	景観まちづくりの 「ルール」
5	野田北部	街並み誘導型地区計画 街なみ環境整備事業	野田北ふるさとネット	「路地」を活かした 景観まちづくり
6	六甲 アイランド	地区計画 景観形成計画	六甲アイランド まちづくり協議会	「海上文化都市」 のこれから
7	田園集落	人と自然の共生ゾーン 里づくり計画	— (地区・組織を特定せず)	田園集落景観の 「ガイドライン」
8	西神ニュー タウン	— (新住宅市街地開発事業)	NPOコミュニティかりば 西神ニュータウン研究会	ニュータウンの 「まち空間」の魅力

地域の課題・テーマ

“景観”に関する
「ルール」がある地域

“活動”を実践している
「組織」がある地域

第8期景観まちづくり講座（講義）カリキュラム

回	テーマと講座
1	【オリエンテーションと景観総説】 ①オリエンテーション ②景観の概念 ③景観まちづくりの歩み
2	【景観まちづくり資源の発掘・活用】 ④景観資源の発掘と資源マップ ⑤ニュータウンの魅力と課題 ⑥ニュータウンの設計と景観デザイン
3	【景観まちづくり計画の内容と構想づくり】 ⑦景観マスタープランと地区レベルの景観まちづくり構想 ⑧新開発市街地の景観変容とまちづくりの課題 ⑨ニュータウンのまちづくりとまち空間の魅力づくり
4	【景観まちづくりの方法と仕組み】 ⑩景観法と景観条例の仕組み ⑪ニュータウン開発とまちづくり制度 ⑫建築デザイン誘導の実際

基本的な講義構成
 +
 対象地域の特性に
 あわせた内容
 (180分/回)

第8期景観まちづくり実践講座（実習）カリキュラム

回	テーマと講座
1	【西神ニュータウンのまちと魅力を知る】 ①神戸のニュータウンのまちづくりをふりかえる ②西神ニュータウンの魅力とまちなみの個性を知る
2	【まちの魅力を再発見する】 ③まち歩き調査Ⅰ：魅力と課題の発見 ④まちの資源と課題を共有するワークショップ
3	【住み心地を考えるⅠ】 ⑤まち歩き調査Ⅱ：特定課題に着目 ⑥特定課題について考えるワークショップ
4	【住み心地を考えるⅡ】 ⑦魅力づくりワークショップ
5	【景観まちづくり大交流会】 ⑧実践講座の成果発表 ⑨参加者全体による意見交換 *修了式

まち歩き+WS
&
交流会
(地域への提案)



「地域専門員」

「建築士専門員」

—景観の専門家、実践者として、地域の「景観まちづくり」を状況に応じて適切に支援し、実行する「担い手」

第7期までの修了生

地域専門員 : 25名

建築士専門員 : 21名

さて、第8期は？

長野県建築士会 景観アドバイザー養成講座のご案内

景観整備機構

景観整備機構では、景観に対する行政等からの専門家の派遣要請に応えるとともに、長野県の優れた景観を生かしたまちづくりを推進するため、平成29年度～30年度にかけて12回の予定で、景観アドバイザー養成講座を開催いたします。講師は、都市プランナーとして国内外の数多くの都市開発に関わるマスタープランの策定等に携わっておられる工学院大学教授倉田直道先生のアドバイスをいただき多彩な実績ある講師をお願いすることができました。講座修了者は長野県建築士会景観アドバイザーに認定され、長野県の優れた景観を活用した景観まちづくりのリーダーとしての役割が期待されます。

主催 一般社団法人長野県建築士会

後援 長野県(予定)

参加費：36,000円 ただし、建築士会会員は24,000円

定員：50名(申込順)

申込申込書に参加費を添えて、建築士会事務局又は各地の建築士会事務所へお申込ください。

申込期限：平成29年12月8日(金)

■第1クール(平成29年度)

回	月日	時間	会場	講師	テーマ
1	12月13日 (水)	13:30 ～ 16:40	松本合同庁舎 203号会議室	開講式	
				工学院大教授 倉田直道	景観まちづくりとは 景観まちづくりの取り組み
松本合同庁舎 203号会議室	(株)カラープランニングセンター取締役 吉田慎吾		環境色彩とは 環境色彩計画		
中信地区を予定	(株)背景計画研究所 代表 井上洋司 長野県建設部		景観とランドスケープ 景観形成の推進		
3	2月15日 (木)				
4	3月15日 (木)		中信地区を予定	環境設計研究所 代表 曾根幸一	建築でつくる街並み 幕張ベイタウン

■第2クール(平成30年度)

回	月日	時間	会場	講師	テーマ
5	6月	13:30 ～ 16:40	中信地区を予定	工学院大教授 倉田直道	景観計画と事前協議 諏訪市景観計画
6	7月		中信地区を予定	川越市参事 加藤忠正	歴史的街並みと景観 川越における歴史的景観まちづくり
7	8月		中信地区を予定	(株)カラープランニングセンター 代表 田邊学	屋外広告物と景観 屋外広告物とガイドライン
8	9月		中信地区を予定	建築家・佐藤尚巳建築事務所 代表 佐藤尚巳	景観事前協議と景観アドバイザー 港区における事前協議

■第3クール(平成30年度)

回	月日	時間	会場	講師	テーマ
9	11月	13:30 ～ 16:40	中信地区を予定	建築家・横浜市大特別契約教授 国吉 直行	景観から都市デザインへ 横浜市
10	12月		中信地区を予定	(株)アーバンセッション代表二瓶正史 長野県建設部	住宅地開発と景観 屋外広告物条例と美観風致の維持
11	1月		中信地区を予定	(株)山手総合計画研究所 代表 菅 孝能	再開発と景観アドバイザー 辻堂
12	2月		中信地区を予定	工学院大教授 倉田直道 閉講式	景観まちづくりの展望 テスト/認定書授与

問合せ 一般社団法人長野県建築士会

〒380-0872 長野市大字南長野字宮東426-1 TEL.026-235-0561

景観アドバイザー養成講座受講申込書

氏名		所属会社	
連絡先住所	勤務先・自宅	電話番号	
メールアドレス		携帯番号	
所属支部		参加費	36,000円・24,000円



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

埼玉セッション①

川越の歴史的建築物の修復 ―施主と設計者は語る―

埼玉セッション①

川越の歴史的建築物修復

—施主と設計者は語る—

平成30年10月26日（金）12：45～14：45

大宮ソニックシティ・ホール棟4F 国際会議室

県内有数の観光地として知られる川越は、小江戸川越の名にふさわしい都市近郊の歴史的町並みや建築物を数多く残している。2016年の観光客は700万人を超え、多くの人で賑わう。その中心部である一番街商店街周辺は、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、蔵造りの商家が軒を連ねて、訪れた人々の心を惹きつけている。単に買い物をするだけでなく、まちで憩える情緒が感じられる街並みが維持されている。

このように賑わうまちも、今から30年以上前は人の影もまばらな閑散とした通りであった。蔵は古臭く見られ、管理も大変なことから1970年代には取り壊しの危機に直面する商家がみられた。一番街商店街は駅から遠いという地理的なハンデもあり、ややもすると一層賑わいからかけ離れていく気配が漂っていた。

この危機を強く感じ、立ち上がったのは市民であった。1971年には「旧万文」取り壊し反対運動が起った。この時期から蔵などの歴史的建造物に価値を見出し、この地域の大事な資源として認識して、これを保存、活用する方向に大きく方向転換していった。そのきっかけとなる動きをつくったのは、その地域で生活する住民や商店主であり、それを支える行政や専門家達だった。そうした動きの中から1980年代に「川越蔵の会」や「町並み委員会」が立ち上り、今も川越のまちづくりに活発な活動を続けている。

このように危機を乗り越え、人々が絶え間なく賑わっている今をつくってきた地元の人々の思いとはどんなものだったのか。

今回のセッションは、川越を単に紹介するにとどまらず、今も活発に活動を続ける市民やそれにかかわる専門家としての建築士の活動にスポットを当て、実際にかかわった人の生の声を聴くことで、より深く川越の魅力と現実に迫っていかうとするものである。同時に、今の課題と今後の展開、将来の展望などを鮮明にすることにより、全国各地の町並みを考える機会となることを願うものである。

総合司会 手島 亙 (埼玉建築士会)

■ 内容 基調講演およびパネルディスカッション

第1部：基調講演 荒牧 澄多 氏 (約30分)

第2部：パネルディスカッション (約90分)

- ・コーディネーター 木元 洋佑 氏
- ・コメンテーター 荒牧 澄多 氏
- ・パネラー
 - *守山 登 氏 (設計) + 松村 定明 氏 (施工者)
 - *馬場 崇 氏 (設計) + 小島 正巳 氏 (施主)

■ 概要

第1部の基調講演により、川越が今に至る経緯や活動などを紹介

第2部のパネルディスカッションでは、都市近郊の歴史的町並みや建築物の維持、活用の重要性、むずかしさ等を理解し、かかわる人や建築士の役割、今後の課題などを鮮明にする機会としたい。

造ることや修復に実際にかかわった方々の声を聴くことを通して、長い時間を経ることで人々にもまれ、洗練され受け継がれてきた街並みや建築をこの機会に改めて大切に感じ、さらに次代につなげていくための手がかりとしたい。



■ 出演者紹介

* 荒牧 澄多 (あらまき すみかず)



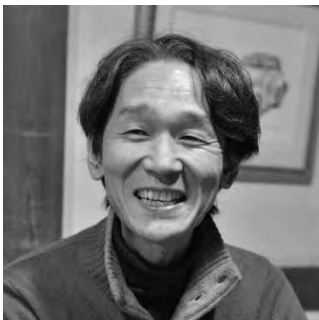
1956年川越市生まれ。東京都立大学大学院修了後、川越市役所入庁。営繕、川越駅東口再開発、文化財保護、都市景観などの部門を経て、2017年3月川越市立博物館を最後に退職。在職中、伝統的建造物群保存地区、川越市景観計画、川越市歴史的風致維持向上計画等に携わる。また、市立博物館蔵の蔵造りの町並み模型等の設計に関わる。著作として「川越の蔵造りー川越市指定文化財調査報告書」、「川越商都の木綿遺産ー川越唐棧、織物市場、染織学校」、「景観法と景観まちづくり」、都市問題、別冊造形などへ寄稿。これまで、公私ともに川越の町並み保存に関わってきた。現在、NPO 法人全国町並み保存連盟常任理事、NPO 法人川越蔵の会理事。入間市文化財保護審委員会委員。

* 木元 洋佑 (きもと ようすけ)



2007年東洋大学工学部建築学科卒業。2007年～シーラカンズK&H、2013年～東洋大学建築学科設計助手。2016年木元洋佑建築設計室設立。2013年に大学職員の一員として川越のイベントに参加したことをきっかけに川越のまちづくりに関わるようになり、NPO 法人川越蔵の会に入会。現在、NPO 法人川越蔵の会デザイン副部长、埼玉建築士会県南支部幹事、東洋大学非常勤講師、明星大学非常勤講師、青山製図学校非常勤講師。

* 守山 登 (もりやま のぼる)



1994年日本大学理工学部建築学科卒業。石井和紘建築研究所、小松清路建築研究所を経て、1999年守山登建築研究所設立。川越のまちづくりにかかわりつつ歴史的建造物などの復原などを行っている。NPO 法人川越蔵の会副会長兼広報部長、東洋大学非常勤講師。

*松村 定明 (まつむら さだあき)



1949年川越生まれ。日本大学理工学部建築学科卒業後、(株)中野組勤務の後、1908年に大工 松村由松により大工事業を創業された、(株)松村工務店の4代目として、川越の土蔵や商家、住宅などの新築工事や修繕工事に数多く従事する。伝統的建築物の修復や改修工事により川越市景観賞を複数受賞。一級建築士。

*馬場 崇 (ばば たかし)



1973年川越市生まれ。千葉大学工学部建築学科卒業後、(有)宮脇檀建築研究室勤務。その後(有)山崎・榎本建築研究室勤務を経て、2002年に家業の材木屋を継ぎながら共和木材建築設計室を設立し、川越の歴史的建造物の復原や改修、木造建築物の新築や改修を主として建築設計活動を行う。2000年よりNPO法人川越蔵の会で川越のまちづくり活動を行い、現在はNPO法人川越蔵の会副会長。また、2006年より東洋大学理工学部建築学科非常勤講師を務める。

*小島 正巳 (こじま まさみ)



1958年川越市生まれ。公共放送関連団体入社(2018年退職エグゼクティブプロデューサー)。公共放送番組や大型文化イベント、博覧会、展覧会、博物館の空間演出や設計に携わる。科学実験番組やアイデア対決ロボットコンテスト「ROBOCON」の競技、空間設計を担当。愛知万博テーマ館グローバルハウス「グローバルスタジオ」空間演出を担当。江戸川区「新川千本桜構想」新川江戸修景事業の設計監修。「日本橋架橋100周年記念 お江戸舟運まつり」プロデューサー。「九州国立博物館」スーパーハイビジョン8Kシアターの空間設計を担当。「福岡市立科学館」展示空間や企画展示「宇宙なひと」プロデューサー。2017年、自宅店蔵復原工事完成。早期退職を機会に「日本のモノづくり」の歴史から地域社会への貢献を考えている。

埼玉セッション②
木目込み人形を作ろう

埼玉セッション②

～木目込み人形を作ろう！！～



埼玉の伝統産業のひとつ・・・
岩槻のひな人形からヒントを得ました。

10月26日（金）12：45～14：45

大宮ソニックシティ・ビル棟4階 市民ホール第4集会室

埼玉のひな人形は日本一の生産高。その半数近くが、さいたま市岩槻区で作られています。今回、（一社）埼玉建築士会女性委員会では、このひな人形にちなんで、「木目込み人形を作ろう」という体験型セッションを企画いたしました。

伝統工芸士さんのご指導のもと、皆さんと一緒に木目込み人形の歴史や手法などを楽しく学びたいと思います。2時間という限られた時間でも作れるようにかわいい「ふくろう」の手芸キットをご用意いたしました。自分で作ったお人形をさいたま大会の素敵な思い出にしていいただければ幸いです。よろしくお願い致します。

指導者

経済産業大臣指定伝統的工芸品江戸木目込み人形伝統工芸士 森田和雄氏



私達が皆様をお待ちしています～！！



JAPAN FEDERATION OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS ASSOCIATIONS

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 (建築会館5階)

TEL 03 - 3456 - 2061 FAX 03 - 3456 - 2067

e-mail info@kenchikushikai.or.jp

URL <http://www.kenchikushikai.or.jp>

